

第3次芦屋市総合計画の振り返り

(平成20年度末時点)

平成21年9月

芦 屋 市

目 次

1	調査の目的	2
2	調査の経緯	2
3	各項目に関する説明	3
4	施策ごとの振り返り	
1-1	ネットワーク型コミュニティの形成	4
1-2	安全と防災の確保	9
1-3	環境適合型社会の形成	14
1-4	人権の尊重と平和施策の推進	20
1-5	地域特性を生かした産業の振興	22
1-6	消費生活への支援	26
2-1	保健・医療・福祉の連携と充実	30
2-2	共に助け合う地域福祉の実現	36
2-3	高齢者の自立をサポートする社会の実現	40
2-4	子どもたちの心と体を豊かにはぐくむ社会の実現	44
2-5	障がいのある人の社会参加の実現	48
2-6	経済的困窮者への支援	52
3-1	学校教育の充実	56
3-2	生涯学習社会の実現	62
3-3	男女共同参画社会の実現	68
3-4	市民交流の促進	72
4-1	暮らしやすく質の高い市街地の形成	76
4-2	快適な交通体系の整備	82
4-3	安全で快適な生活基盤の充実	86
4-4	個性と風格のある街並みの創造	92
5-1	市民と行政の協働システムの実現	96
5-2	効率的な市役所システムの確立	100
	付．別添図	104

1 調査の目的

本調査は、以下に示す3点を主たる目的として実施した。

(1) 第3次総合計画の総括と検証

第3次総合計画の進行状況を基本的施策単位で確認し、第4次総合計画の策定に際しての基本情報とすること。

(2) 第4次総合計画の策定準備

市政の基本情報を収集し、第4次総合計画の策定検討作業におけるバックデータとすること。

(3) 施策評価の試行

基本的施策の進行管理の一環として、実施してきた取組が目指した成果を上げているかどうかを確認し、それにより施策の展開のあり方を見直すきっかけとすること。

2 調査の経緯

(1) 基本的施策に関する調査（平成20年5月）

第3次総合計画後期基本計画に示す個別施策ごとに現時点での進行状況を確認するとともに、課題等を整理した。

(2) 平成20年度末実施状況調査（平成20年9月）

第3次総合計画後期基本計画に示す個別施策に基づいて平成13年度以降に実施した事務事業・活動とその概要（実施できていない場合はその理由）を調査し、整理した。

(3) 合同ヒアリング（平成21年1月～2月）

第3次総合計画後期基本計画の基本的施策ごとに担当課の代表が集まり、施策の現状及び課題認識についての情報交換を行った。

(4) 第3次総合計画の振り返り（平成21年2月～3月） 本調査

第3次総合計画後期基本計画の基本的施策ごとに、定量的・客観的な現状把握を進めるための統計データ等の収集と、現状・課題認識、今後の方針などに関する情報収集を行った。

3 各項目に関する説明

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題

第3次総合計画後期基本計画の「現況と課題」より引用した。

平成20年度末の状況

第3次総合計画後期基本計画の「現況と課題」の中で示した「現況」が、平成20年度末時点でどのような状況になっているか、本調査のために担当課から回答を得たもの。

印の箇条書きで示す項目は後述する「【5】統計データ等の比較で見る状況の変化」より抜粋したものである。

取組による主な成果

第3次総合計画後期基本計画の「現況と課題」で示した「課題」の解決に向け、これまでの取組がどのような成果をあげているか、本調査のために担当課から回答を得たもの。

なお、一部には第3次総合計画の計画期間終了（平成22年度末）までに見込まれる成果も含んでいる。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価

基本的施策への取組に対する総合的な評価（取り組めた／概ね取り組めた／一部は取り組めた／ほとんど取り組めなかった）と評価の着眼点について、関連する分野を所管する部長級職員から回答を得たもの。

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題

上記で示した現在の状況を踏まえ、当該施策を推進していくために取り組むべきと考える課題について、本調査のために担当課から回答を得たもの。

担当課が考える課題への取組

上記の課題へ取り組んでいく上での方針について、本調査のために担当課から回答を得たもの。

なお、第3次総合計画の計画期間（平成22年度末まで）とそれ以降の期間は区分していない。

【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題

当該施策の推進に際しての総合的な課題について、関連する分野を所管する部長級職員から回答を得たもの。

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

上記の状況を確認するために適当と考える統計データ等について、芦屋市統計書及び各種報告書から抜粋するとともに、担当課から提案・供出を受けたもの。

なお、現時点で単年度の結果しか現存せず、推移や構成比の変化が確認できないデータについては、平成21年度中に予定している再調査で傾向などを把握する。

注 意

本報告書は、第3次芦屋市総合計画後期基本計画の22施策について、行政評価のいわゆる施策評価を試みたものである。

このため、特に「担当課が考える課題への取組」については、現時点での担当課の意向であり、本市として決定したものではない。

活気あふれる豊かな生活環境づくり

1-1 ネットワーク型コミュニティの形成

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
既存のコミュニティの役割・機能が低下している。	従来の地域の力がさらに低下している と考える市民が増えた。 地域活動へ参加中/参加意向を持つ 市民の比率 地縁団体の後継者不足は解決してい ない。	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例の施行と 条例に基づく芦屋市市民参画推進基本計画の策定によ り、市の市民参画協働の基本的な方向が明らかになっ た。
母体や組織の枠組みにとらわれない連携の視点が必要である。	市民が地域活動で参加したいテー マ	必要に応じ適宜コミスク連絡協議会を開催したことで、 コミュニティ・スクール間での課題の共有や改善へとつ なげた。
世代や活動母体を超えた地域づくりの推進が必要である。	芦屋市市民参画及び協働の推進に関 する条例が施行された。 あしや市民活動センターが開設した。 市民活動センター利用者数 市民活動センター登録団体数	あしや市民活動センターの開設により、団体間のネット ワークづくりが緒についた。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
市民生活部長	交流・連携のコミュニティづくりの推進については、市民活動センターを開設し、 指定管理者の運営によりその役割を果たしている。 コミュニティ活動への支援については、まつり協議会との連携により三大まつりの 開催を支援する一方、自治会についても育成事業等により支援を進めている。 市民活動等への支援については市民活動センターを通じて実施しているが、コミュ ニティ相互の交流や連携、情報交換について行政側から積極的に働きかけていると は言いがたい。	概ね取り組めた
教育委員会 社会教育部長	コミュニティ・スクールの連絡協議会の開催回数が未達成。(年6回 年4回)	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>市民活動への参加を容易にすること。 団塊世代のリタイア後，市民活動へ参加できるようにすること。 地域社会を担う自治会の人材育成・後継者育成を進めること。 コミュニティのネットワークを強化・拡充すること。 コミュニティ・スクール活動をさらに推進すること。</p>	<p>市民が参画し，市と協働事業を行う。 あしや市民活動センターでの交流会や講座を通じた工夫と準備を進める。 あしや市民活動センターを指定管理者制へ移行する。</p>

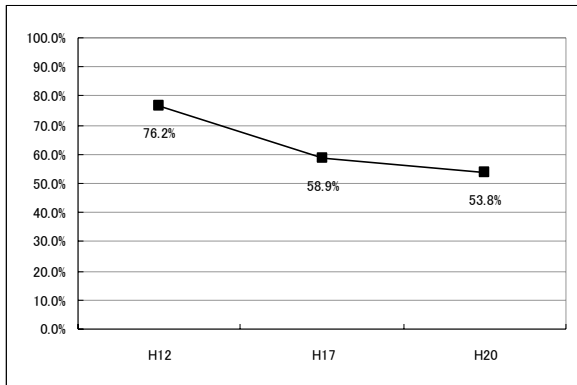
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
市民生活部長	<p>地域自治については，高齢者の方が地域を支えており，それはそれで高齢者の方に役割がありいいことだと思うが，その中へは若い者の参加は難しい。 それぞれの地域で，いろいろな年齢の者が集まれるような事業を実施し，若い者が参加し，少しずつ役割を持つことで，地域自治に溶け込んでいくことが必要である。</p>
教育委員会 社会教育部長	<p>一部コミュニティ・スクールでは，地域活動での独自性を強く主張されてきている。 コミュニティ・スクール連絡協議会としての全体事業の必要性について温度差があり，各コミュニティ・スクールの連携がとりづらくなってきている。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

統計データ等の名称	傾向
地域活動へ参加中/参加意向を持つ市民の比率	下降
市民が地域活動で参加したいテーマ	-
市民活動センター利用者数	増加
市民活動センター登録団体数	増加
市内の地区集会所の使用率	上昇

地域活動へ参加中/参加意向を持つ市民の比率（％）



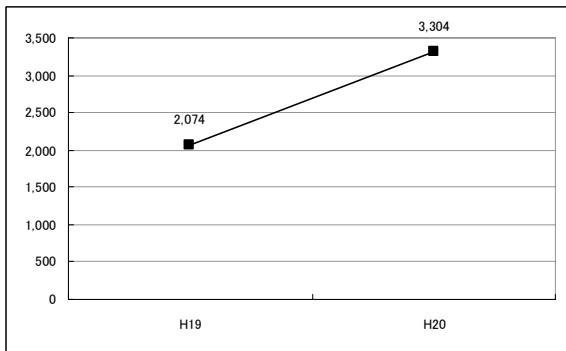
（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

市民が地域活動で参加したいテーマ（％）

	H17	H20
1 防犯活動	33.2%	スポーツ・レクリエーション活動 30.1%
2 まつりなどの交流行事	29.6%	まつりなどの交流行事 28.1%
3 スポーツ・レクリエーション活動	29.3%	公園や道路の清掃活動 23.0%
4 緑化や園芸活動	29.3%	リサイクルなどの環境活動 20.7%
5 リサイクルなどの環境活動	24.6%	緑化や園芸活動 19.5%

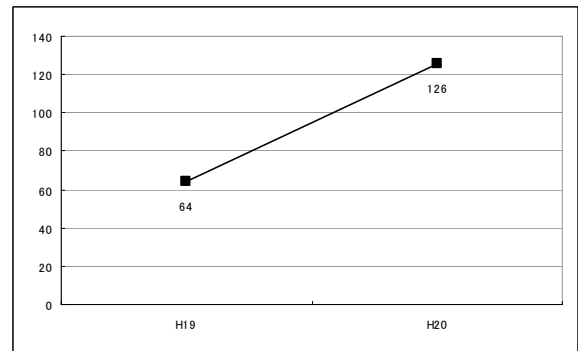
（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

市民活動センター利用者数（人）



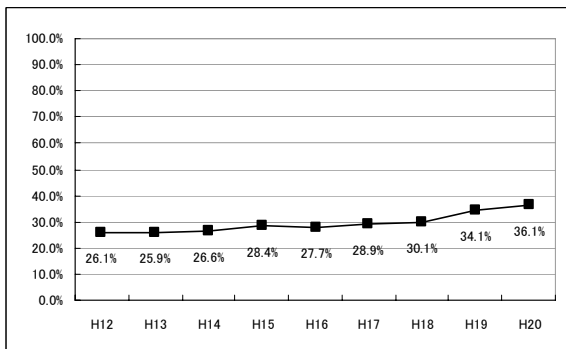
（各年事務報告書より）

市民活動センター登録団体数（団体）



（各年事務報告書より）

市内の地区集会所の使用率（％）



（各年事務報告書より）

1-2 安全と防災の確保

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
市民の防災意識は高まっている。テロ災害やサイバー犯罪など多様化する問題への対応が必要になっている。組織化・広域化する大規模災害への支援活動における具体的な行動指針が必要になっている。発生した災害等への対処が必要である。	自主防災組織の結成率は9割を超えている。 自主防災組織の結成率 防災グループ登録数 庁内各課に危機管理マニュアルが整備された。 本市のデータを含む兵庫県の緊急消防援助隊受援計画が策定された。	連絡協議会や防災訓練等の実施により、自主防災組織の結成率が向上した。 毎年検証する危機管理マニュアルに基づいた庁内研修や訓練等により、職員の危機意識が向上している。 兵庫県の緊急消防援助隊受援計画へのデータ提供により、受援時に必要な本市の情報が共有された。 県計画の見直しを受けた受援計画の策定により、平成21年度末には緊急消防援助隊の受援体制が整う。 毎年度の地域防災計画の修正により、社会情勢に応じた防災体制となっている。 国民保護計画の策定により、武力攻撃時に必要な対応が示された。 予防体制及び配備体制の検討が進んだ。
減災の考え方を取り入れた防災のまちづくりが必要である。	住宅用火災警報器の設置が義務化された。 防災活動等を支える拠点施設の整備が進んでいる。 耐震改修への取組が進んでいる。 民間住宅、市有特定建築物の耐震化率	山手幹線や公園の整備、耐震診断・補強の啓発への取組により、被害を拡大させにくいまちづくり・すまいづくりが進んでいる。 芦屋市耐震改修促進計画に基づく耐震診断及び耐震改修への取組により、市有建築物の耐震率が向上した。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
都市環境部長	東南海・南海地震対策推進計画、国民保護計画、危機管理指針・マニュアルの策定は完了しているが、要援護者を含めた具体的な避難計画が未策定である。 防災倉庫、飲料水兼用耐震貯水槽の設置について、鉄道や国道等の主要道路、橋梁落下等で分断され、災害時に利用できないことから、対象エリア毎の整備が必要と考えられる。 街頭犯罪は減少しているが、交通事故件数は横ばい。 交差点改良が必要な歩道橋撤去は全て完了した。 新設道路では歩車道分離により歩行者空間が確保できている。	概ね取り組めた
都市計画担当部長	公共建築物の耐震性の強化や特殊建築物・住宅等の耐震化を促進するため平成20年3月に芦屋市耐震改修促進計画を策定し、事業は予定通り進捗している。 計画における住宅の耐震改修等の見込みは平成27年度までに1132戸だが、補助申請の実績は「簡易耐震診断推進事業」が18～20年度で毎年12件、「我が家の耐震診断改修促進事業」が18年度に6件、19年度に7件、20年度に10件と低迷している。また、耐震改修工事の補助も利用実績は21年度に4件のみである。耐震改修をする人が必ず補助申請するとは限らないが、建替以外の民間住宅の耐震化は進んでいないと推測される。（原因は高齢化による経済的な問題と制度の周知不足と思われる。）	概ね取り組めた
消防長	本市の防災中枢拠点である新消防庁舎が完成し業務を開始した。また、新たに高機能消防指令システムを構築し、よりスムーズな消防活動を可能にした。	取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>自主防災組織の結成率を100%にすること。 自主防災組織の活動を活性化すること。 危機的な事態にあっても、適切かつ速やかに対応できるようにしておくこと。 武力攻撃時における具体的な避難の手段を示すこと。 武力攻撃等における国民の保護について、市民の理解を深めること。 地域防災計画を計画と行動マニュアルの構成にし、行動指針をより具体化すること。 災害発生時にも迅速かつ的確に対応できる組織をつくること。 災害発生時における役割分担を、消防だけでなく警察や自衛隊等との間でも明確化しておくこと。 災害時要援護者支援計画・支援行動マニュアルを作成すること。 住宅の耐震改修の推進と県民共済制度の普及を行うこと。 耐震改修工事の自己負担額を低減すること。 費用の補助以外で耐震改修を促進できる施策を検討すること。 公益灯を整備すること。</p>	<p>自治会組織への自主防災会結成への啓発を進める。 地域の防災訓練を通じ、住宅の耐震改修の推進と県民共済制度の啓発を進める。 各自主防災会と協働し、自主防災活動への若年層の参加を促す。 職員意識の向上を図るため、継続的に危機管理研修等を実施する。 緊急消防援助隊の到着に際し市として組織的な対応ができるように、援助隊の運用計画等を芦屋市地域防災計画へ反映する。 今後の県の動向を踏まえ、近隣他市とも連携を図りながら、国民保護についての具体的な避難計画を策定するとともに、市民への周知に努める。 耐震改修に関する現状分析と、市民ニーズの的確な把握に努める。 公益灯の照度アップ、市民の要望により青色防犯灯の整備を進める。</p>

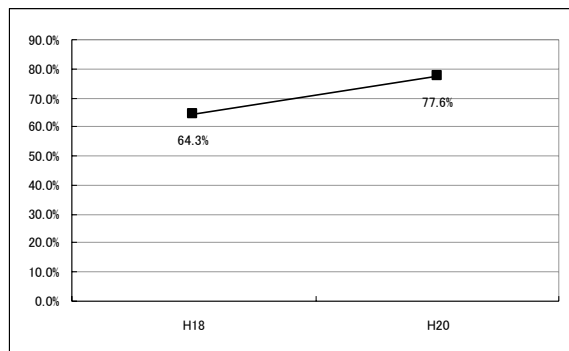
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
都市環境部長	<p>要援護者を含め避難に関する具体的な計画策定。 防災倉庫、飲料水兼用耐震貯水槽の設置について、鉄道や国道等の主要道路、橋梁落下等で分断されることを想定した設置を検討する必要がある。 自主防災等に若年層の参加を促す必要があるが、災害時には市外への通勤、通学も制限を受けることから、発災時に組織に参加できる若年層の登録等を検討する必要がある。 歩車道分離による歩行者空間の確保は、新設道路では実施できているが、既存の道路では財政の問題もあるが困難な状況である。 公益灯照度アップや青色防犯灯は市民の要望に応え実施できているが、環境面から電気消費量の少ない機種（蛍光灯型LED、電球型LED）への転換を図る必要がある。</p>
都市計画担当部長	<p>官民協働の防災体制づくりの観点から、県民共済制度と合わせた普及啓発活動が必要と思われる。</p>
消防長	<p>財政的なバックアップが不可欠である。</p>

【 5 】 統計データ等の比較で見る状況の変化

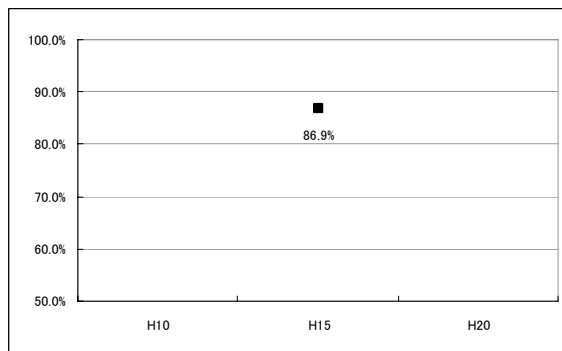
統計データ等の名称	傾向
市有の特定建築物の耐震化率	上昇
民間住宅の耐震化率	-
出火件数	減少 横ばい
救助出動件数	横ばい
自主防災組織の結成率	上昇
防災グループ登録数	増加
市民が地域活動で参加したいテーマ	-
人身事故発生件数	横ばい
人身事故死者数	横ばい
高齢者の交通事故発生件数	上昇
自転車の交通事故発生件数	横ばい
ひったくりの発生件数	下降
空き巣の発生件数	下降
振り込め詐欺の発生件数・被害額	増加
公益灯の設置実績	上昇
警察官の実数	増加

市有の特定建築物の耐震化率（％）



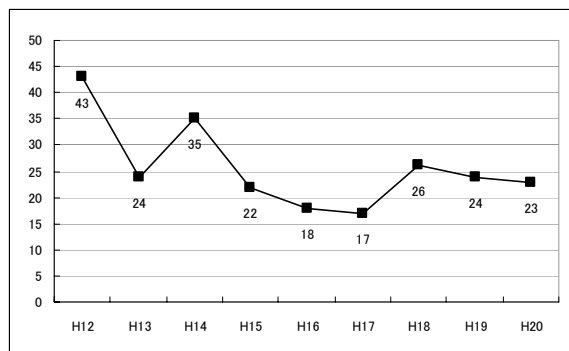
（芦屋市耐震改修促進計画書より）

民間住宅の耐震化率（％）



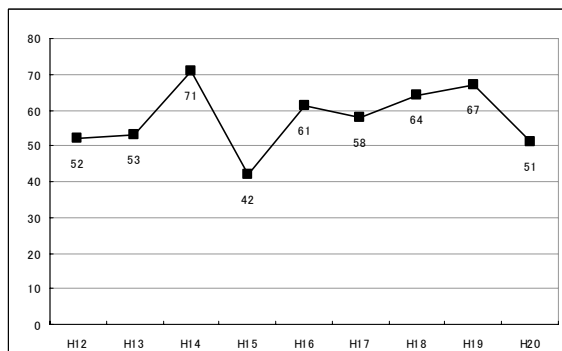
（芦屋市耐震改修促進計画書より）

出火件数（件）



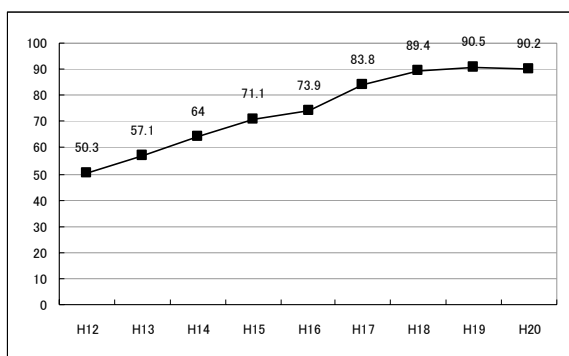
（各年消防年報より）

救助出動件数（件）



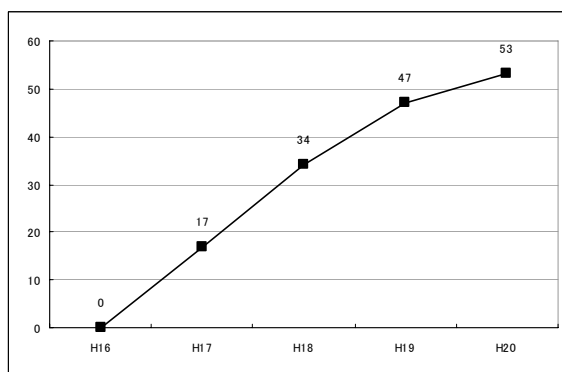
（各年消防年報より）

自主防災組織の結成率（団体）



（防災安全課調べ）

防犯グループ登録数（団体）



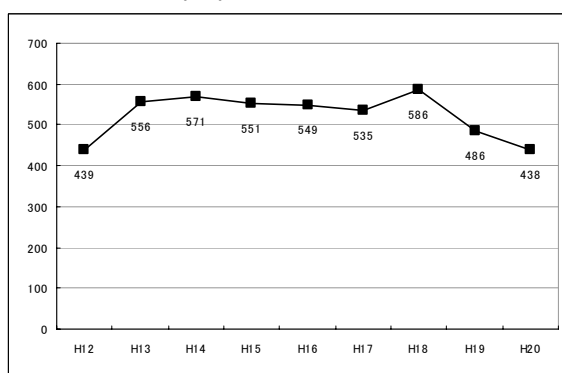
（芦屋警察署調べ）

市民が地域活動で参加したいテーマ（%）

	H17	H20
1 防犯活動	33.2%	スポーツ・レクリエーション活動 30.1%
2 まつりなどの交流行事	29.6%	まつりなどの交流行事 28.1%
3 スポーツ・レクリエーション活動	29.3%	公園や道路の清掃活動 23.0%
4 緑化や園芸活動	29.3%	リサイクルなどの環境活動 20.7%
5 リサイクルなどの環境活動	24.6%	緑化や園芸活動 19.5%

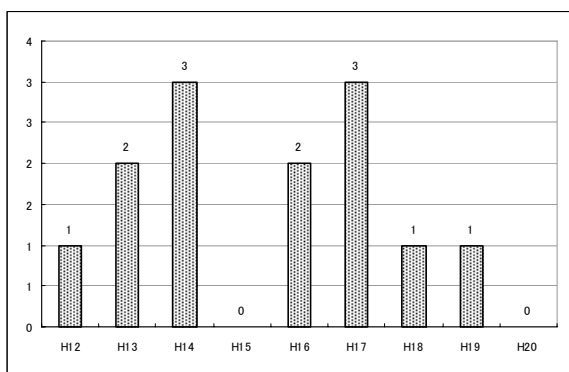
（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

人身事故発生件数（件）



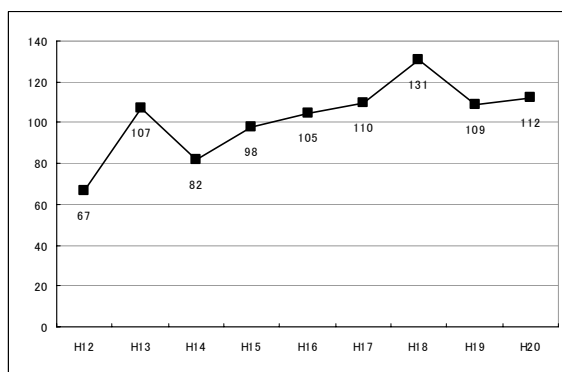
（芦屋警察署調べ）

人身事故死亡者数（人）



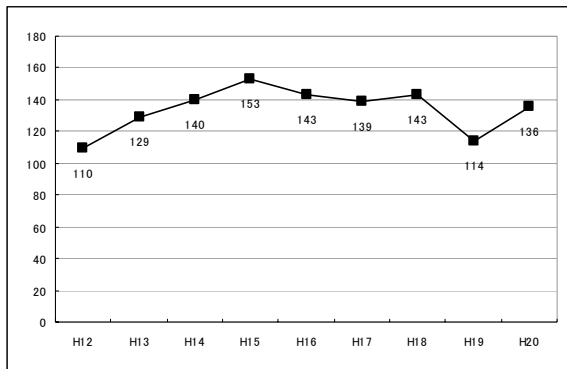
（芦屋警察署調べ）

高齢者の交通事故発生件数（件）



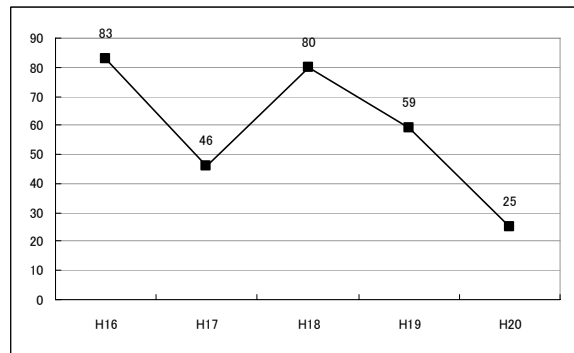
（芦屋警察署調べ）

自転車の交通事故発生件数（件）



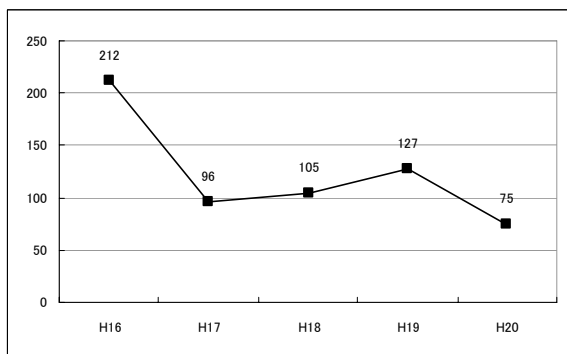
（芦屋警察署調べ）

ひったくりの発生件数（件）



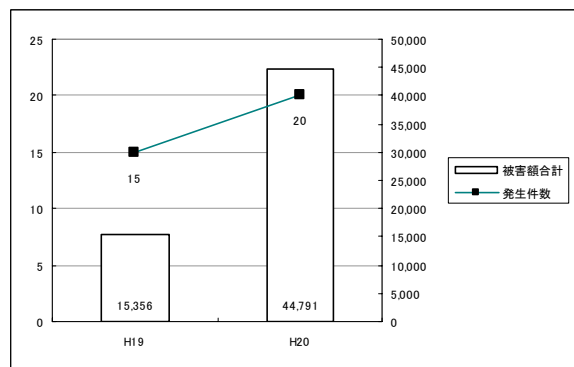
（芦屋警察署調べ）

空き巣の発生件数（件）



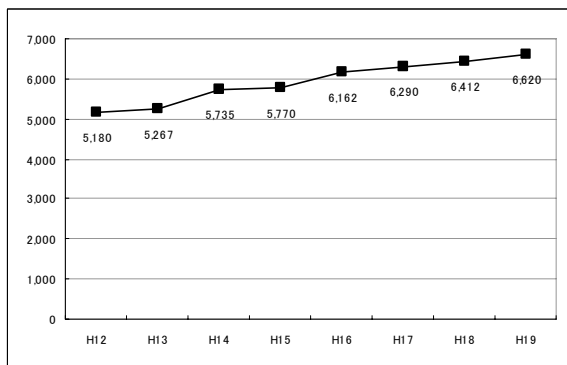
（芦屋警察署調べ）

振り込め詐欺の発生件数・被害額（件・千円）



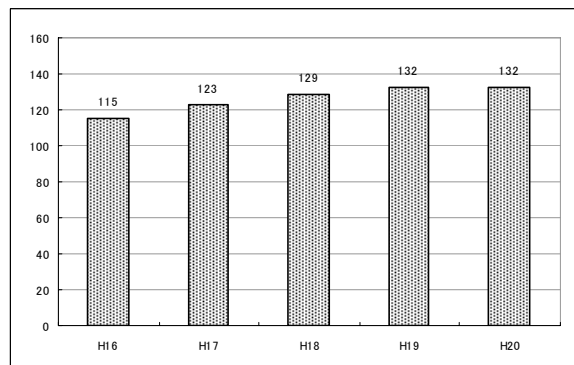
（芦屋警察署調べ）

公益灯の設置実績（基）



（各年事務報告書より）

警察官の数（人）



（芦屋警察署調べ）

1-3 環境適合型社会の形成

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
引き続き分別収集・再資源化への取組が必要である。	短期的にペットボトルの資源化量が増大したが、全体としては頭打ち気味である。 再利用 再利用（PET） ごみ再資源化率 処理水使用量 南芦屋浜下水処理場における処理水の有効利用 全体のごみ量は減少し、市民一人あたりのごみ排出量も減少している。 市民一人あたりごみ排出量	分別収集・再資源化への取組により、ペットボトルの資源化量が大幅に増大した。 芦屋下水処理場の処理水を、環境処理センターのごみ焼却温度冷却水、谷崎潤一郎記念館の池及び庭園水、下水処理場のヒートポンプ、公園緑地課の灌水、下水道課の管洗浄水等で再利用している。 南芦屋浜下水処理場の処理水を、高度処理水は総合公園で、膜処理水は処理場施設のせせらぎと夏季の打ち水で再利用している。 分別収集・再資源化への取組により、人口増にもかかわらず全体のごみ排出量が増加しなかった。
ごみの有料化・その他プラスチックの分別収集・ごみ分別施設の建設等について長期的な方針を決定する必要がある。	長期的な方針は定まっていない。 ごみ関係事業の事業費 市民一人あたりごみ関係事業の事業費	
迷惑行為についてマナーの向上が求められている。	市民マナー条例が施行されている。 市民の環境保全活動に対する取組の変化 地域の生活環境で評価の高い項目 芦屋市に住み続けたい理由として「豊かな自然環境に恵まれているから」と答えた人の比率	清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称・市民マナー条例）の施行により、生活環境の保全が進んだ。 喫煙禁止区域内での嘱託職員の巡回指導により、喫煙禁止区域内での喫煙者が減少した。 潮芦屋ビーチ周辺での警備員等のパトロールにより、午後 9 時以降の花火が減少した。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
都市環境部長	環境保全率先実行計画の目標 3%の未達成（平成 19 年度で 17 年度比 1.5%増） 下水処理量によるメタン、一酸化窒素は市民の利用によるもので一事業者としての削減からは除くべき。（合流式下水道であり雨水もカウントされる） 一般大気汚染状況の把握、生物の生息環境保全や情報収集、提供、啓発は実施済み。 リサイクル活動や環境美化等の環境保全活動への支援や情報提供は行えている。	概ね取り組めた
下水道事業担当部長	水資源の循環は実施しているが、芦屋処理区における高度処理は、大阪湾流域別下水道総合計画の見直しが行われることで実施できなかった。	一部は取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>芦屋処理区で高度処理を実施すること。 高度処理水の利用を促進すること。 処理水を散水及びヒートアイランド対策に利用すること。 芦屋浜，南芦屋浜地区における神戸市東部第4工区（工業地域）からの臭気対策を行うこと。</p>	<p>芦屋処理区において，高級処理から高度処理への整備を行っていく。 神戸市からの臭気対策については，神戸市と連携を密にして，工場からの臭気の低減を図るよう要請をしていく。 歩行喫煙禁止については，路面表示を含め啓発を強化していく。 花火の終日禁止については，禁止区域を定めて終日花火を禁止する条例の一部改正を行う。 犬のふんの放置，放し飼いの禁止については，啓発強化月間等を定め更なる啓発に努める。 キャナルパークの騒音対策については，実態調査を行い対応策を検討する。</p>

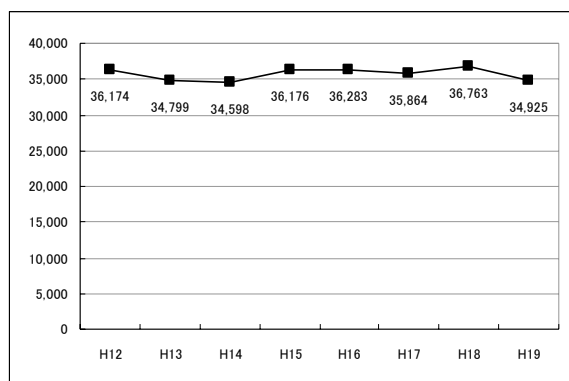
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
都市環境部長	<p>国の温室効果ガス排出量削減中期目標（05年比15%減，90年比8%減） 太陽光発電を現状20倍，新車販売の50%程度をエコカー，新築住宅の8割を次世代省エネ基準の適合，高効率給湯器 太陽光発電の導入補助の平成22年度実施に向けての検討（平成21年6月議会） 公用車両の次世代自動車導入促進（電気自動車，ハイブリッド自動車） 低消費電力機器の導入（消費電力1/3 蛍光灯型LED，電球型LED） ごみ有料化（同収入による温室効果ガス削減事業への補助）</p>
下水道事業担当部長	大阪湾流域別下水道総合計画の見直しが行われたことで，平成26年度から10ヵ年による工事を予定している。

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

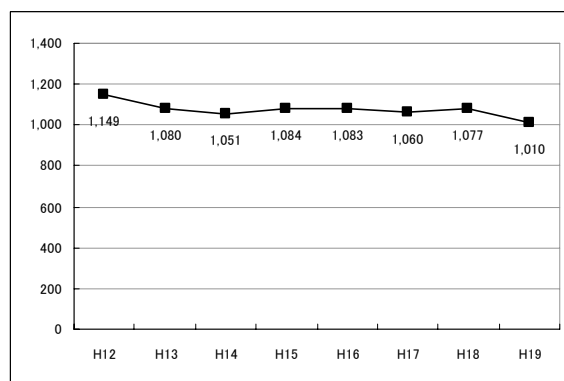
統計データ等の名称	傾向
ごみ量	減少
市民一人あたりごみ排出量	減少
ごみ再資源化率	横ばい
再利用	横ばい
再利用（鉄類）	下降
再利用（PET）	上昇
再利用（紙資源）	横ばい
処理水分析値	横ばい
処理水使用量	横ばい
チラー運転時間及び処理水使用量	横ばい
南芦屋浜下水処理場における処理水の有効利用	増加
ごみ関係事業の事業費	減少
市民一人あたりごみ関係事業の事業費	減少
大気汚染測定結果（二酸化硫黄）	減少
大気汚染測定結果（浮遊粒子状物質）	横ばい
大気汚染測定結果（一酸化窒素）	減少
大気汚染測定結果（二酸化窒素）	減少
大気汚染測定結果（窒素酸化物）	減少
大気汚染測定結果（オキシダント）	横ばい
光化学スモッグ予報発令回数	増加
公害苦情件数	増加
市民の環境保全活動に対する取組の変化	-
芦屋市に住み続けたい理由として「豊かな自然環境に恵まれているから」と答えた人の比率	横ばい
芦屋市に住み続けたい理由として「衛生環境が良い・近隣公害が少ない」と答えた人の比率	上昇
地域の生活環境で評価の高い項目	-

ごみ量（トン）



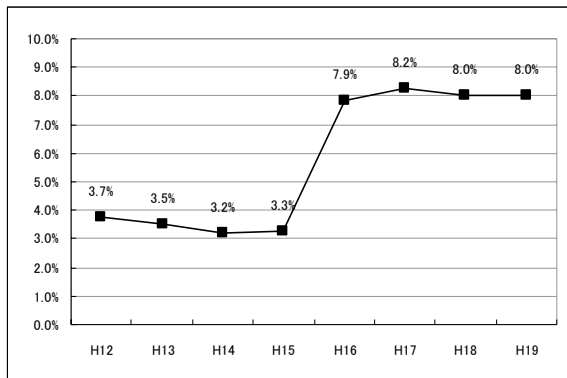
（各年事務報告書より）

市民一人あたりごみ排出量（kg/人）



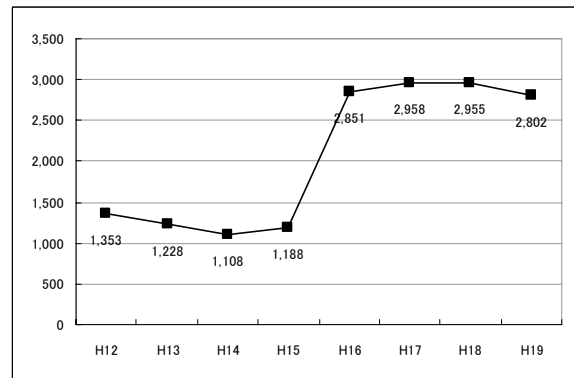
（各年事務報告書より）

ごみ再資源化率 (%)



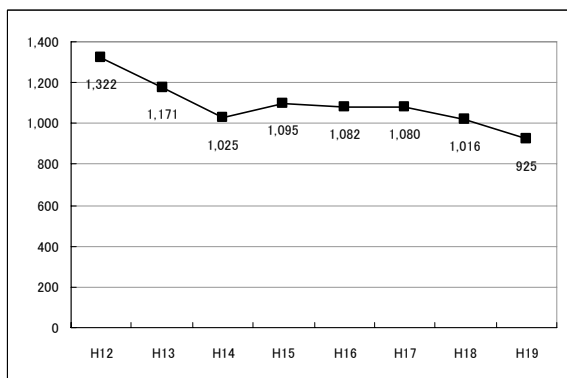
平成 16 年度以降は紙資源を含む (各年事務報告書より)

再利用 (トン)



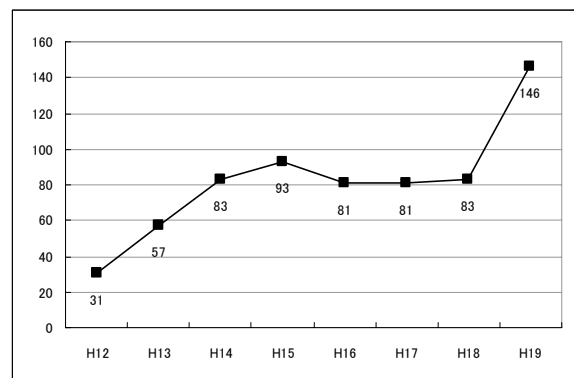
平成 16 年度以降は紙資源を含む (各年事務報告書より)

再利用 (鉄類)(トン)



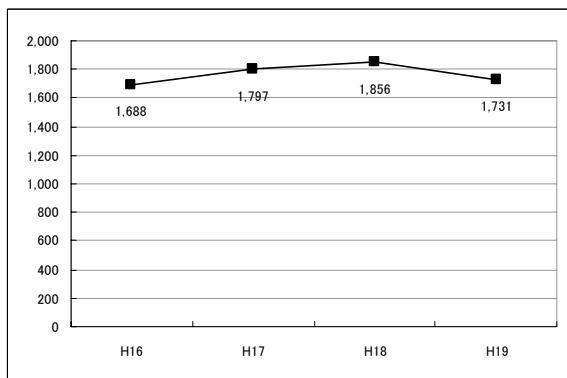
(各年事務報告書より)

再利用 (PET)(トン)



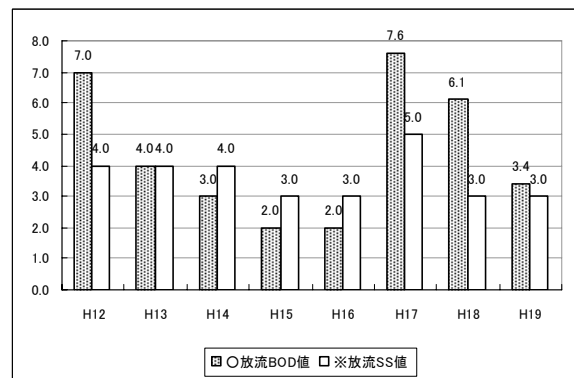
(各年事務報告書より)

再利用 (紙資源)(トン)



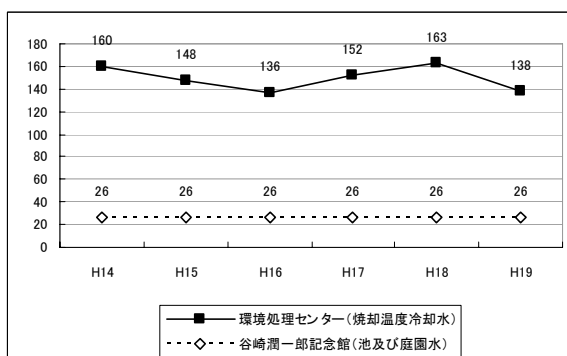
(各年事務報告書より)

処理水分析値 (mg/l)



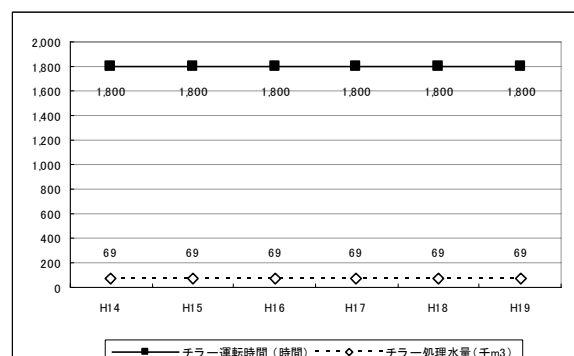
(各年事務報告書より)

処理水使用量 (千 m³)



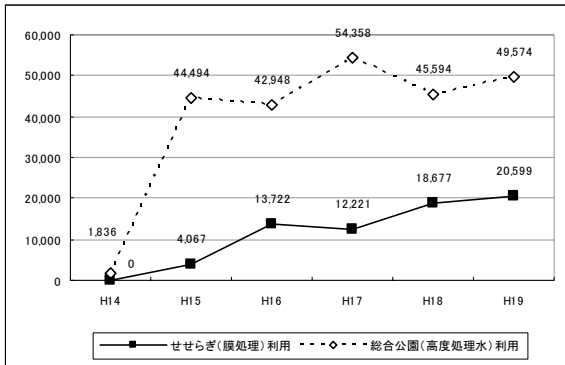
(下水処理場調べ)

チラー運転時間及び処理水使用量



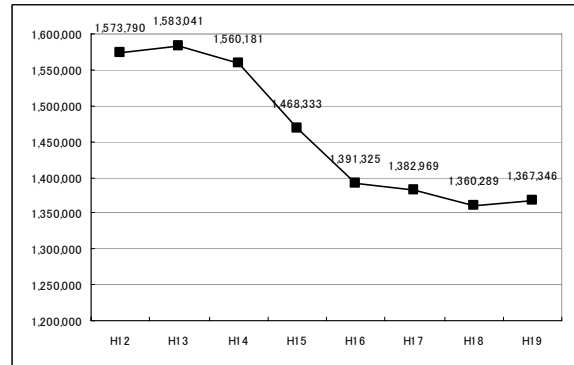
(下水処理場調べ)

南芦屋浜下水処理場における処理水の有効利用 (m³)



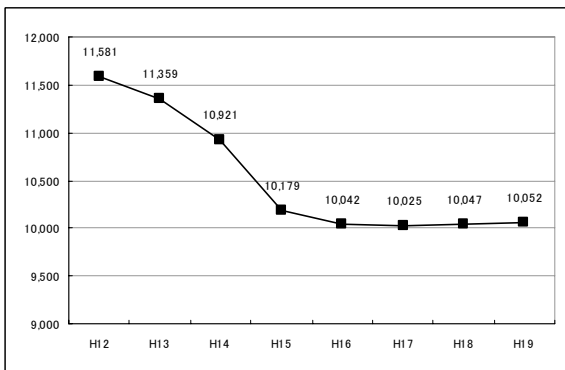
(下水処理場調べ)

ごみ関係事業の事業費の推移 (千円)



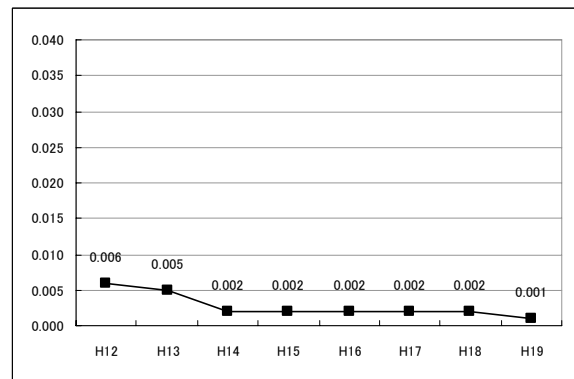
(各年ごみ処理事業概要より)

市民一人あたりごみ関係事業の事業費 (円)



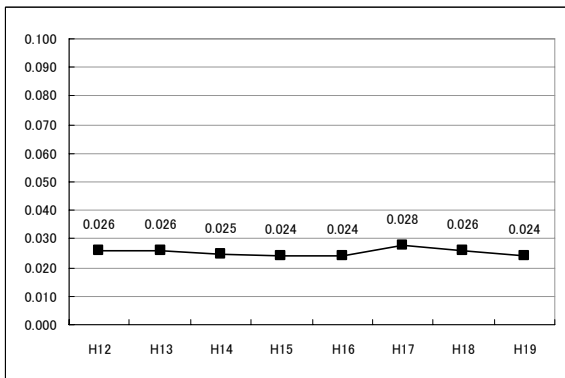
(各年ごみ処理事業概要より)

大気汚染測定結果 (二酸化硫黄) (ppm)



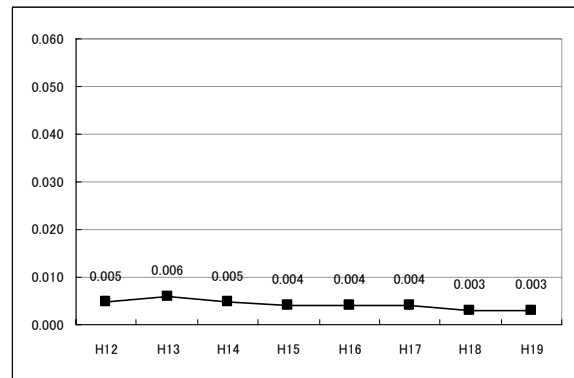
(各年事務報告書より)

大気汚染測定結果 (浮遊粒子状物質) (mg/m³)



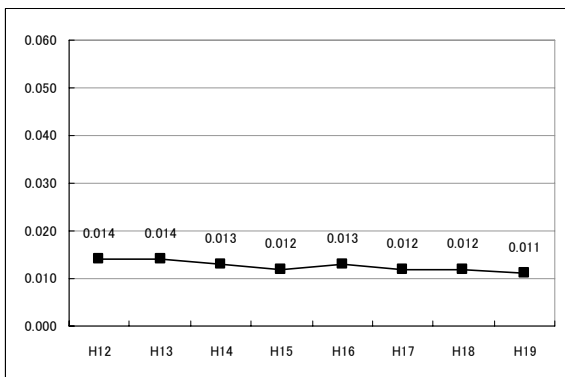
(各年事務報告書より)

大気汚染測定結果 (一酸化窒素) (ppm)



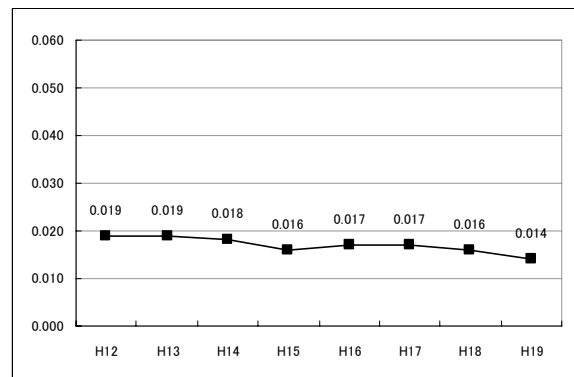
(各年事務報告書より)

大気汚染測定結果 (二酸化窒素) (ppm)



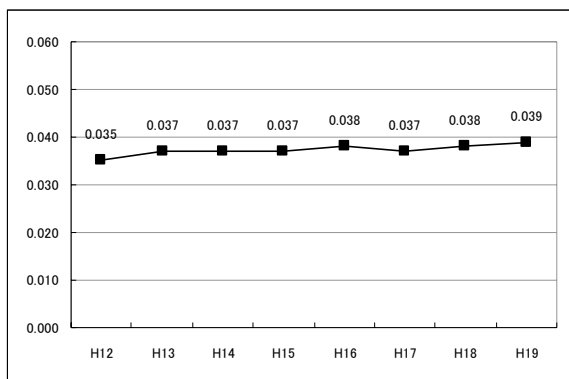
(各年事務報告書より)

大気汚染測定結果 (窒素酸化物) (ppm)



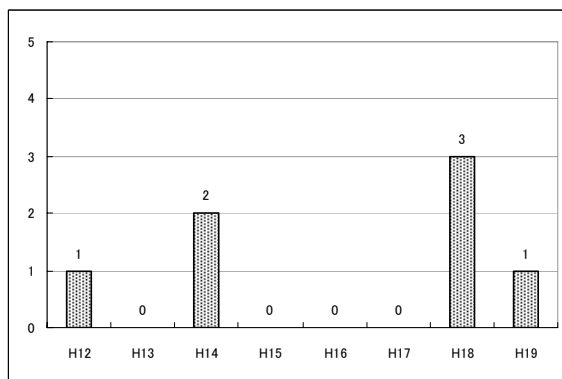
(各年事務報告書より)

大気汚染測定結果（オキシダント）(ppm)



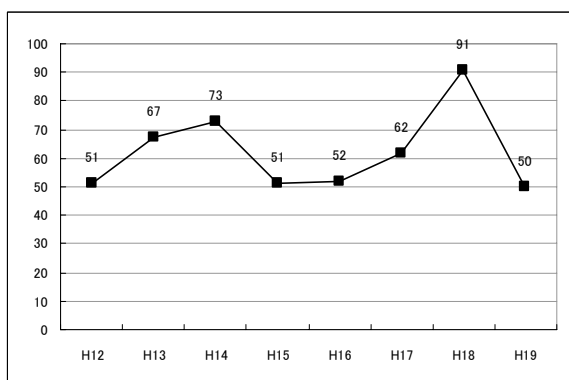
(各年事務報告書より)

光化学スモッグ予報発令回数（回）



(各年事務報告書より)

公害苦情件数（件）



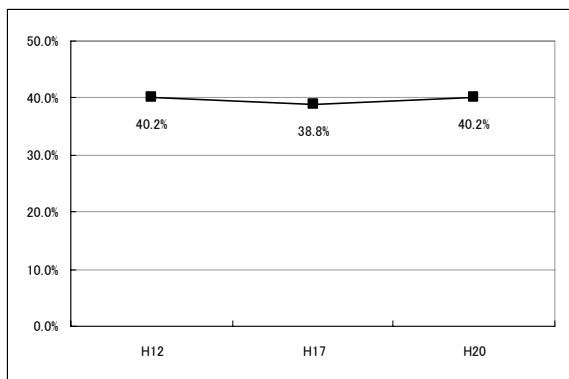
(各年事務報告書より)

市民の環境保全活動に対する取組の変化（％）

	H4	H15
1 台所の排水口に天ぶら油などを直接流さない	73.2%	台所の排水口に天ぶら油などを直接流さない 92.8%
2 過剰包装を断るなどごみを減らす	51.0%	ごみを分別し、リサイクルに協力 91.7%
3 電気やガスの使用を節約	40.8%	電気やガスの使用を節約 76.9%
4 家の周りに木や花を植える	34.5%	水の使用を節約 76.5%
5 環境に配慮した製品を買う	33.7%	過剰包装を断るなどごみを減らす 68.0%

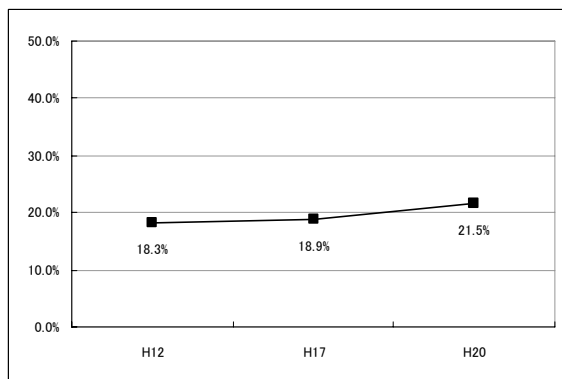
(平成4・15年度環境アンケート結果報告より)

芦屋市に住み続けたい理由として「豊かな自然環境に恵まれているから」と答えた人の比率（％）



(平成11・17・20年度市民アンケート調査報告書より)

芦屋市に住み続けたい理由として「衛生環境が良い・近隣公害が少ない」と答えた人の比率（％）



(平成11・17・20年度市民アンケート調査報告書より)

地域の生活環境で評価の高い項目

	H17		H20	
1	ごみ等の散乱	0.90	緑などの自然の豊かさ	0.98
2	日当たりや風通しなどの住宅の住み心地	0.73	まち並み等の景観の美しさ	0.94
3	緑などの自然の豊かさ	0.70	公園・広場・緑地等の充足	0.67
4	地域の景観の美しさ	0.70	河川・海辺などの水辺の環境	0.56
5	振動・騒音・悪臭などの公害対策	0.53	ごみやタバコ等の散乱状況	0.48

(平成17・20年度市民アンケート調査報告書より)

1-4 人権の尊重と平和施策の推進

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
女性・子ども・高齢者・同和問題・外国人・HIV感染者等の差別問題に取り組んできたが、今後も取組が必要である。	本市の同和対策については、特別対策の成果を踏まえ、就労・教育・生活などの実態的な格差は正と自立支援には一般施策の活用で対応している。 芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく事業実施計画を年度毎に策定して人権教育・人権啓発に取り組んでいるが、差別事件はなくなっていない。	身近な人権問題に加え、平和・環境・食育なども視野におきながら、講演会・映画会・展示会やワークショップの手法を取り入れた講座等を実施してきたことにより、人権意識の啓発が進んでいる。
従来の固定的な視点では捉えきれない多様な状況が発生している。	高度情報化の利便性が高くなる反面、プライバシーの侵害や有害情報の氾濫など、ネットワーク上の規範や規則のあり方が社会問題となっている。	

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
市民生活部長	人権啓発に力を入れているが、差別事件や差別落書きが発生している。 インターネット上での人権侵害が増えている。 平和施策についても、講演会・展示会等により啓発に努めている。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>生活課題に対応できる相談体制を充実すること。 市民の人権意識をさらに啓発すること。 効果的な人権教育・人権啓発を進めること。 多くの市民が関心を持ち話題性がある事業を企画・実施すること。 市民の参画を得て協働で事業を実施すること。 地域福祉等に関して地域が自主的に取り組む事業を支援すること。 市民や市民グループ間のネットワークが構築されるきっかけをつくること。 上宮川文化センターを利用しやすく運営すること。 上宮川文化センターの利用者に対するサービスを向上すること。 同和問題をはじめとする様々な人権問題についての教育・啓発・交流の場として上宮川文化センターを活用すること。 市の平和施策に対する市民の意識を把握すること。</p>	<p>毎年度実施している人権教育・人権啓発事業の評価結果と人権問題に関する市民意識調査の結果を基に、新たな人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を策定する。 引き続き人権の啓発活動を実施する。 上宮川文化センターを人権推進活動の拠点とし、センター事業の推進を図るとともに、住民交流の拠点としても一層の充実を図る。</p>

【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
市民生活部長	もっと多くの市民に、効果のある人権教育・人権啓発を実施する必要がある。

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

現時点では、状況の変化を比較できる適当な統計データがない。

人権問題に関する市民意識調査が平成21年度に予定されていることから、平成13年度実施の同調査との比較が待たれる。

1-5 地域特性を生かした産業の振興

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
市内の商店街で空き店舗が更新されない。	「活力あるまちなか商店街づくり事業補助金」の活用により、市内の空き店舗において若い経営者による独創的な店舗の新規開店が進んだ。 事業所数 小売店舗数 従業員数	商店街では街路灯の整備やアーケードの改修が進んできており、商店街が一体となったイベントも多く実施されるようになってきた。
市内の商店街は商圏としての面的な広がりが見られない。	産業大分類別事業所数	
芦屋ブランドを活かしたアピール力を持つ商品開発が必要である。	市内に点在する店舗も、芦屋らしさをアピールしているケースが多く見られる。 年間商品販売額	
良好な居住環境と密着したサービスの展開が必要である。	南芦屋浜地区の「業務・生活利便施設用地、住居・利便施設用地」において、既存施設にスーパーマーケット、酒屋、クリーニング取次店、理美容院、コンビニエンスストア等の店舗が開業している。 潮芦屋 現況・計画図	潮芦屋の開発者である兵庫県企業庁との協議により、食品スーパー・物販店、飲食店等を誘致し平成 21 年度中の開設を目指す「センターゾーン 期」の事業者が決定するなど、南芦屋浜地区におけるまちづくりが進んでいる。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
市民生活部長	経済状況の悪化に対して、国の経済危機対策を実施している。 また、5 年に一度の広域商業診断を行い、本市の消費動向調査を行ったところである。	概ね取り組めた
都市計画担当部長	南芦屋浜のまちづくりは平成 26 年度を目標に進められているが、当地区への産業の誘致について県企業庁と連携して進めている。土地利用については平成 21 年度着手予定の国際交流センターまで確定し、残りは 0.43ha となっており、マリナーゾーン等産業の誘致対象となる用地の 97% で土地利用がなされている。 南芦屋浜地区での知識情報集約産業等、付加価値を高める産業の導入が進んでいない。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>ゆったりした歩道を整備すること。 消費者と事業者のニーズの隔たりをなくすこと。 南芦屋浜のセンターゾーン 期事業により、生活利便施設を早期に整備すること。</p>	<p>コープの戸配に代表される個別の配送システムが増えてくる可能性も高いことから、その配送のための安全な道路づくりも視野にいれる。 南芦屋浜での企業の立地について、開発者である兵庫県企業庁と十分に協議し、良好な居住環境と密着したサービスの展開を図る。</p>

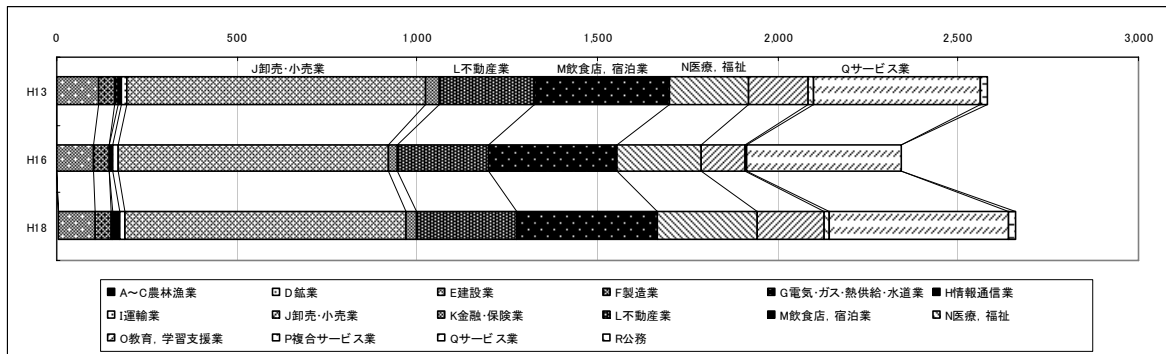
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
市民生活部長	<p>市内全域において小売商業の衰退、基幹的な商業機能が衰退している。これは立地に関係なく市外への購買力が流出していることによる。高齢化による所得減少も考えられる。ただ、インターネットを利用した無店舗販売は成長しているが地域の経済活力や賑わいを生み出す原動力とはならない。商店街の場合は、多様な商店と品揃えの充実、文化・スポーツ教室などが求められているが、立地条件の合うところは少ない。 また、商業地の機能としては、休憩できるスペース、歩きやすく安全で快適な歩道、出入り口の段差解消が求められている。</p>
都市計画 担当部長	<p>商業の振興については、芦屋は住宅都市であり、良好な住環境における生活をサポートする商業展開が主体と考えられる。 商品開発への芦屋ブランドの活用は、市域外へのアピールを念頭に置くべきと考える。 日常生活用品については小売店舗より大規模小売店舗で購入する傾向にあるので、小売店舗は生活嗜好品の個性的な商業展開に活路を見出す必要があるのではないかと。 南芦屋浜地区での産業の導入については、開発者の県企業庁と緊密に連携しながら進める必要がある。</p>

【 5 】 統計データ等の比較で見る状況の変化

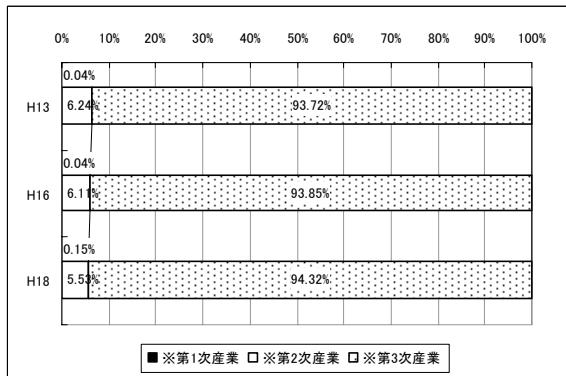
統計データ等の名称	傾向
産業大分類別事業所数	-
産業別構成比	-
事業所数	増加
従業員数	減少
年間商品販売額	横ばい
小売店舗数	減少
南芦屋浜（潮芦屋）現況・計画図	-

産業大分類別事業所数（箇所）



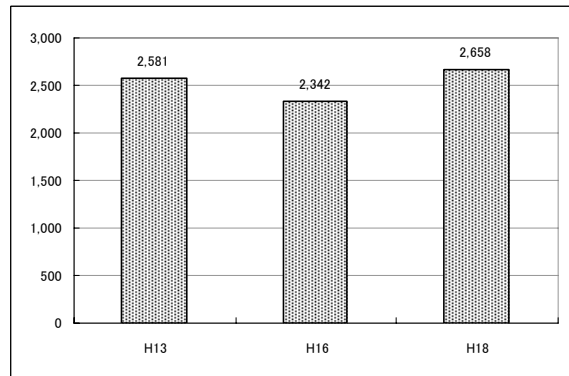
（平成 13・16・18 年事業所・企業統計調査より）

産業別構成比（％）



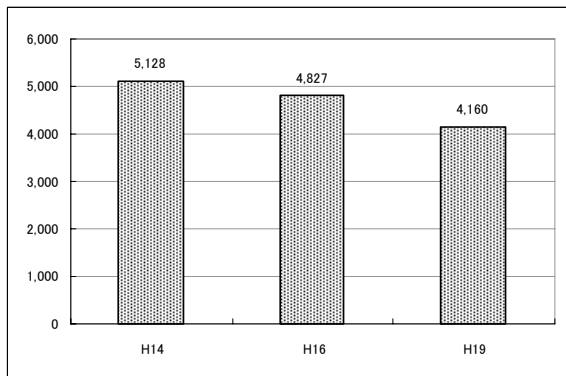
（平成 13・16・18 年事業所・企業統計調査より）

事業所数（箇所）



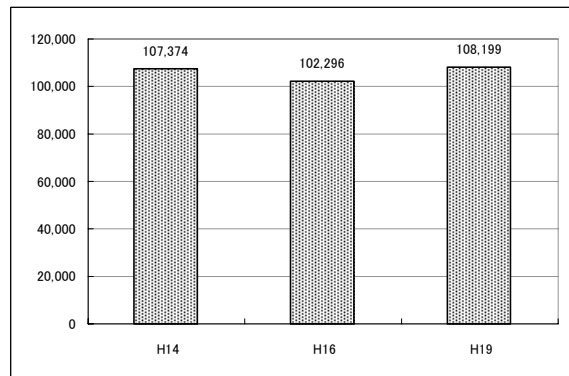
（平成 13・16・18 年事業所・企業統計調査より）

従業員数（人）



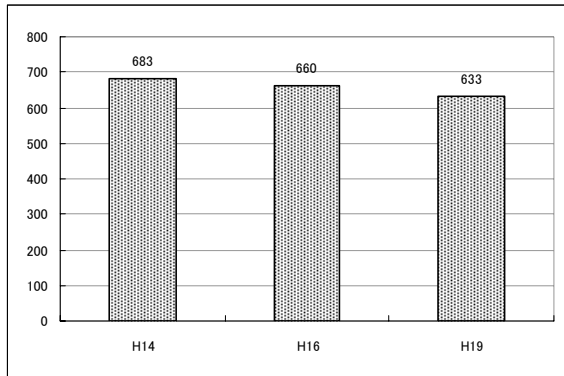
（平成 14・16・19 年商業統計調査より）

年間商品販売額（百万円）



（平成 14・16・19 年商業統計調査より）

小売店舗数（箇所）



（平成 14・16・19 年商業統計調査より）

南芦屋浜（潮芦屋）現況・計画図



（都市計画課調べ）

1-6 消費生活への支援

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
「振り込め詐欺」や「リフォーム詐欺」などの事件が日常化している	平成 19 年度から振り込め詐欺の相談件数が増えている。 振り込め詐欺の発生件数・被害額 消費者相談の件数 消費生活センターの認知度	契約内容の変更や解約料の減額について悪質な詐欺行為や悪徳商法の事業者と交渉をすることにより、被害者を救済した。 くらしのセミナーや出前講座等により、消費者の意識が向上し助言や情報提供のみで対処できる相談が増えている。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
市民生活部長	悪質な事業者と契約内容の変更や解約料の減額について交渉している事例が非常に多い。	取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>振り込め詐欺や悪質商法の再発防止に向けた啓発活動を行い、消費者意識の醸成を図ること。</p> <p>相談者1人当たりの相談時間もかかるため、相談体制を充実すること。</p> <p>消費者の認知度上昇により深刻化する相談に対応できるよう、相談員の専門知識を高めること。</p>	<p>安全で快適な消費生活が脅かされないよう、警察とも連携しながら、啓発活動と相談業務に取り組んでいく。</p>

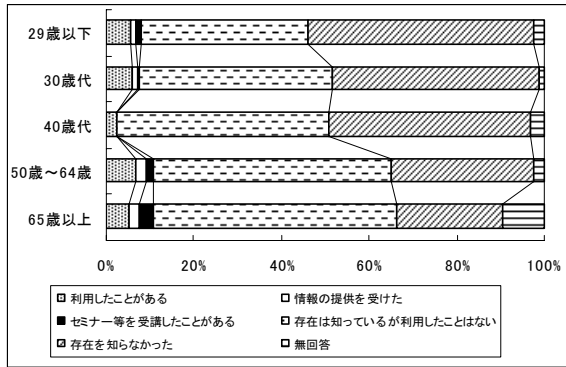
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
市民生活部長	<p>消費者庁の創設により、上記相談業務などに変化がないのか。</p> <p>嘱託相談員が今年度末で退職するが、その補充と研修が重要となる。</p>

【 5 】 統計データ等の比較で見る状況の変化

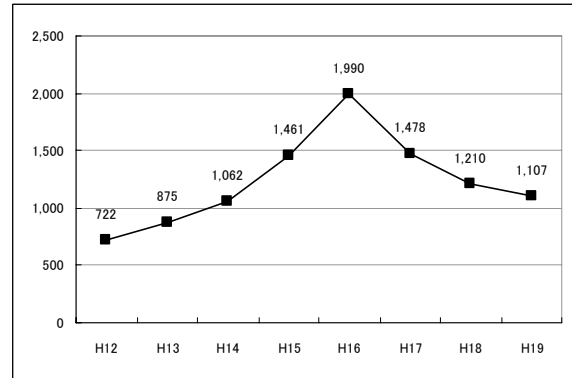
統計データ等の名称	傾向
消費生活センターの認知度	-
消費者相談の件数	増加 減少
振り込め詐欺の発生件数・被害額	増加

消費生活センターの認知度（％）



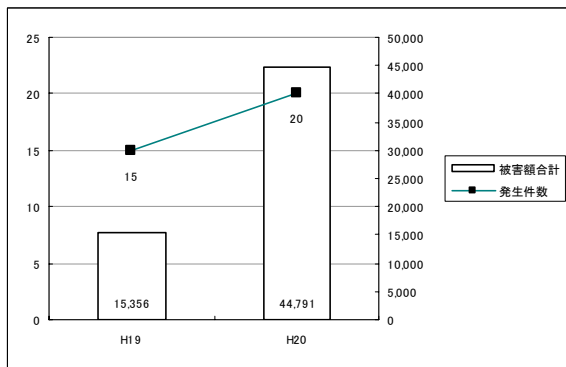
（平成20年度芦屋市広域商業診断報告書より）

消費者相談の件数（件）



（各年事務報告書より）

振り込め詐欺の発生件数・被害額（件・千円）



（芦屋警察署調べ）

健やかでぬくもりのある福祉社会づくり

2-1 保健・医療・福祉の連携と充実

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
ボランティアや診療所、かかりつけ医、病院などが連携し、地域の中で安心して暮らせる体制をつくる必要がある。	「早期発見・早期治療・相談支援」の体制強化が進んでいる。 救急医療体制については、一次救急としての休日応急診療所の運営や阪神南圏域での二次、三次救急体制の整備を図っている。 歯科休日応急受診者 救急受診者（一次、二次救急受診者） 救急救命士資格者が24名確保できた。 救急搬送事案における病院問い合わせ数 救急の現地到達時間、搬送時間	市立芦屋病院での地域連携室の運営や高齢者生活支援センターとの連携により、退院支援・在宅サービスが充実した。 救急救命士資格の取得への支援等により、救急車1台あたり2名体制となる24名の有資格者を確保した。
すべての世代において効果的な健康管理を推進する必要がある。	医療制度改革に基づく疾病予防の枠組み導入に向けて、制度の整備に取り組んでいる。 国の医療制度改革により、平成20年度から医療保険者による特定健診、特定保健指導の実施が義務付けられ、本市でも国民健康保険加入者を対象に実施している。 後期高齢者医療保険加入者を対象とする健康診査、介護保険事業としての介護予防健診、各種がん検診、健康教育・相談等を実施し、市民の健康管理を推進している。 基本健康診査受診者数 がん検診受診者数（胃がん、肺がん、大腸がん、肝がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん） 市民のライフステージごとの効果的な健康管理を推進するため、（仮称）芦屋市健康増進・食育推進計画を策定中である。	
必要なサービスを円滑に提供するための総合的な拠点が求められている。	保健・医療・福祉が連携できる拠点として、（仮称）芦屋市福祉センターの設置に取り組んでいる。	（仮称）芦屋市福祉センターの開設が決定し、保健・医療・福祉の総合的な拠点が形成されつつある。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
保健福祉部長	「（仮称）芦屋市福祉センター構想」に基づき、保健センターが移転することにより、各種母子健診が一箇所で実施可能となるなど機能強化につなぐことができた。 特定健診・介護予防健診の一体的な実施により、保健・医療・福祉の連携が図れた。	概ね取り組めた
病院事務局長	進行形	一部は取り組めた
消防長	救急救命士を救急車1台に2人を乗車させるよう、内部からの養成及び新規採用者を含め、24人体制を維持できるよう育成に努めている。	取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点を形成すること。</p> <p>（仮称）芦屋市福祉センター構想の具体化などにより、予防医療の体制を整えること。</p> <p>保健・医療・福祉に関する総合的な相談窓口を設置すること。</p> <p>市立芦屋病院と地域の保健・医療・福祉機関との連携を深めること。</p> <p>市立芦屋病院の医師を確保すること。</p> <p>市立芦屋病院の施設・機器を充実すること。</p> <p>市立芦屋病院における二次救急・外科救急の体制を整えること。</p> <p>三次医療機関を増設すること。</p> <p>救急医療機関における専門医を充実すること。</p> <p>救急車1台につき2名の救急救命士が乗車する体制を、実活動員数ベースで実現すること。</p> <p>救急救命士の複数退職に伴う要員確保に備えること。</p> <p>市民に救急車の適正な利用について理解を求めること。</p> <p>市立芦屋病院におけるインフォームドコンセントを徹底すること。</p> <p>運営形態の見直し等により、病院経営を健全化すること。</p> <p>市民の需要と医療供給のバランスを見極めること。</p> <p>小児救急医療体制を充実すること。</p>	<p>総合相談窓口の設置や福祉情報の提供などにより、（仮称）芦屋市福祉センターの拠点機能をさらに充実する。</p> <p>保健センターを（仮称）芦屋市福祉センター内に移設し、保健・医療・福祉の連携をさらに深める。</p> <p>医師・看護師を確保することで、市立芦屋病院の医療環境を充実する。</p> <p>救急救命士の要員確保計画を確立する。</p> <p>市立芦屋病院の病棟を建替えることで、医療の質の向上を図る。</p> <p>市立芦屋病院に地方公営企業法を全部適用することで、経営を健全化する。</p>

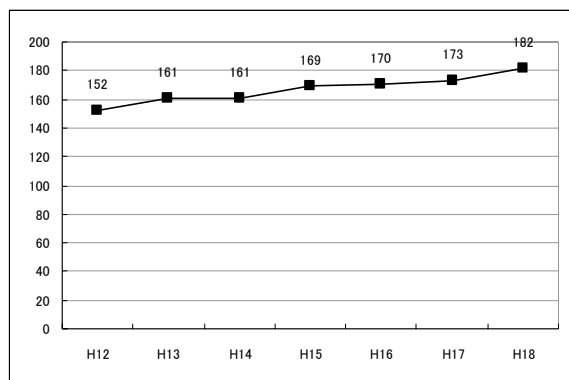
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
保健福祉部長	現在、策定中の「芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づく、各施策の推進
病院事務局長	全項目につき、2～4年後に目処
消防長	新規採用職員における救急救命士有資格者の採用基準を考慮すべきか。

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

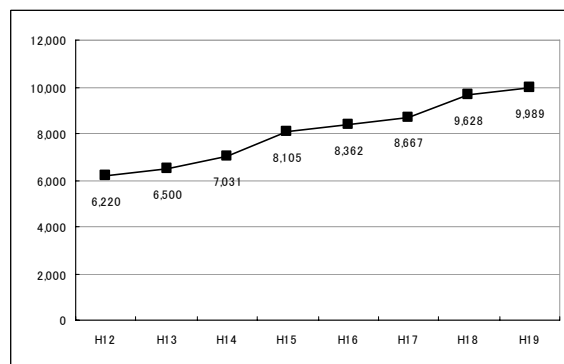
統計データ等の名称	傾向
病院・診療所数	増加
基本健康診査受診者数	増加
がん検診受診者数（胃がん）	減少
がん検診受診者数（肺がん）	増加
がん検診受診者数（大腸がん）	増加
がん検診受診者数（肝がん）	増加
がん検診受診者数（子宮がん）	増加
がん検診受診者数（乳がん）	増加
がん検診受診者数（前立腺がん）	増加
救急受診者（一次救急受診者）	横ばい
救急受診者（二次救急受診者）	減少
救急出動件数	増加 減少
救急搬送事案における病院問い合わせ数	減少
救急の現地到達時間	横ばい
救急の搬送時間	横ばい
歯科休日応急受診者	減少

病院・診療所数（件）



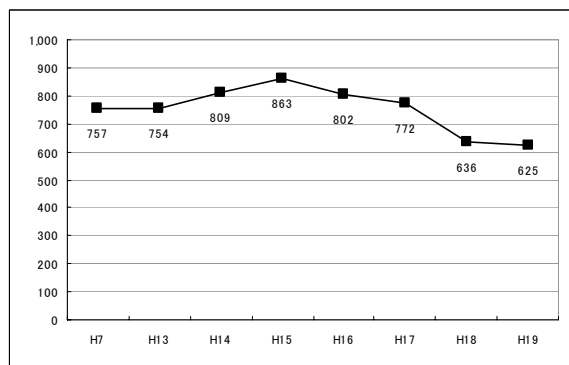
（各年統計書より）

基本健康診査受診者数（人）



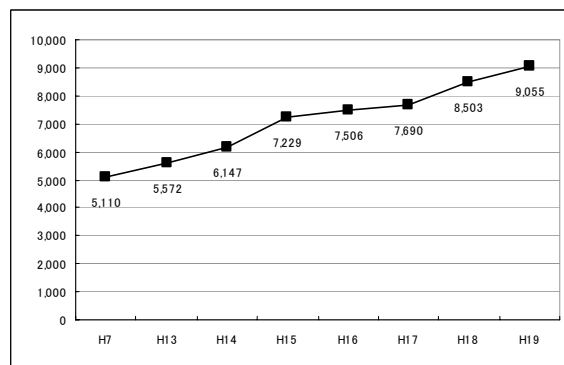
（各年事務報告書より）

がん検診受診者数（胃がん）（人）



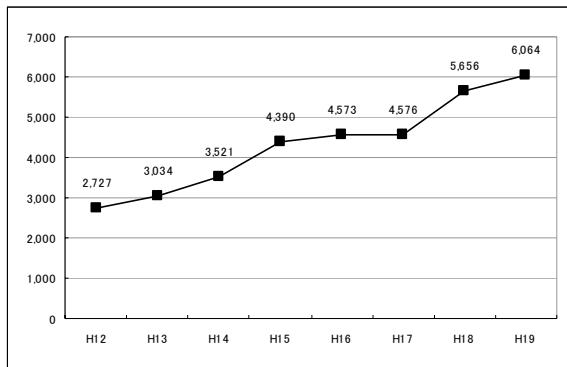
（各年事務報告書より）

がん検診受診者数（肺がん）（人）



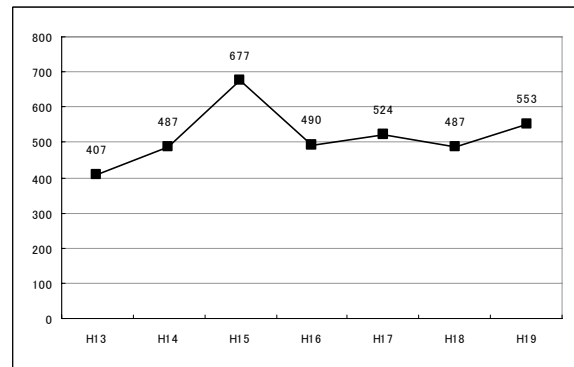
（各年事務報告書より）

がん検診受診者数（大腸がん）（人）



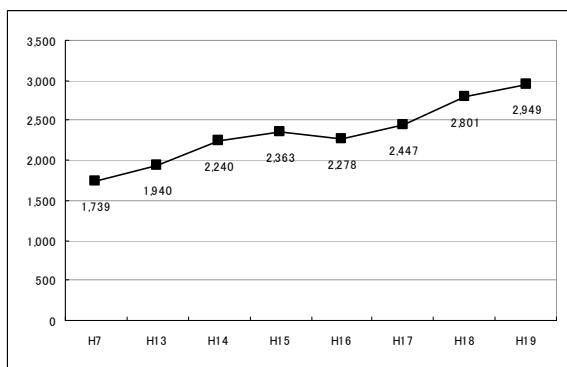
（各年事務報告書より）

がん検診受診者数（肝がん）（人）



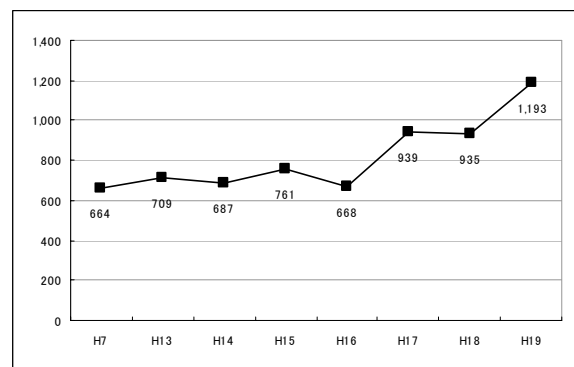
（各年事務報告書より）

がん検診受診者数（子宮がん）（人）



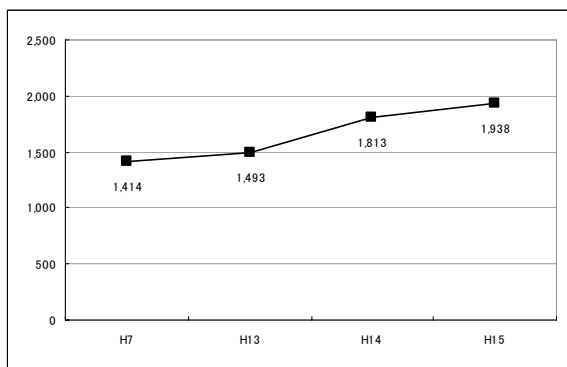
（各年事務報告書より）

がん検診受診者数（乳がん）（人）



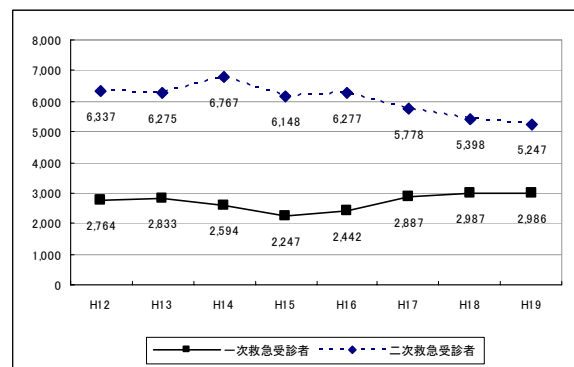
（各年事務報告書より）

がん検診受診者数（前立腺がん）（人）



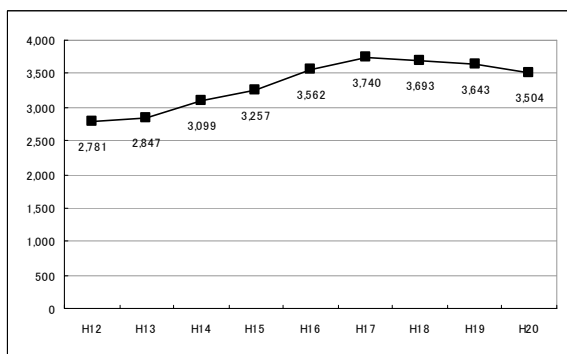
（各年事務報告書より）

救急受診者（人）



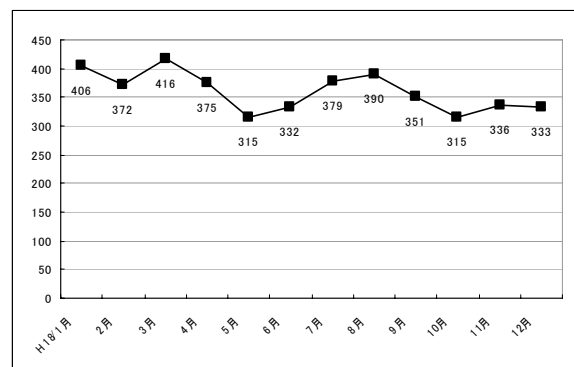
（各年事務報告書より）

救急出動件数（件）



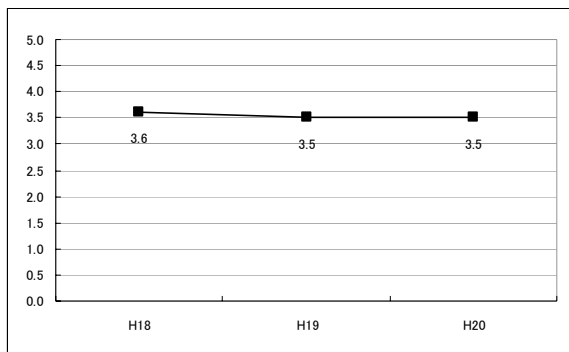
（各年消防年報より）

救急搬送事案における病院問い合わせ数（件）



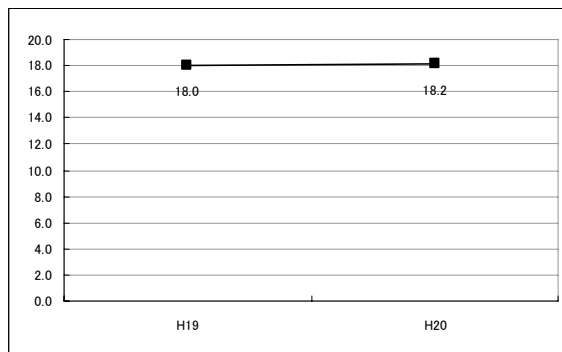
（各年消防年報より）

救急の現地到達時間（分）



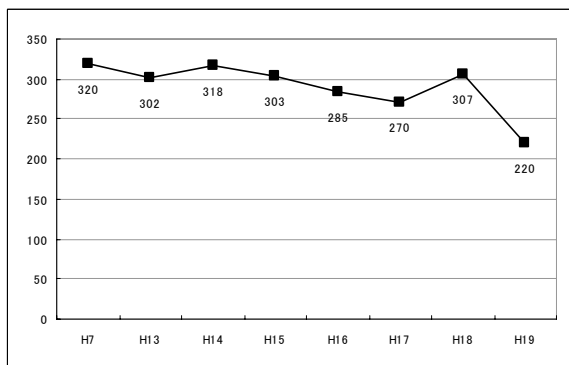
（各年消防年報より）

救急の搬送時間（分）



（各年消防年報より）

歯科休日応急受診者（人）



（各年事務報告書より）

2-2 共に助け合う地域福祉の実現

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
地域福祉の推進はますます重要なものになっている。	少子・高齢化が進行している。 年少人口割合 老年人口割合 核家族化が進行している。 家族や地域社会のつながりがさらに希薄化している。	地域福祉計画の策定により、互いに支えあう地域社会の実現に向けた基本的な理念や役割分担の考え方などが明らかになった。
市民一人ひとりが自立する意志を持ち、自ら選択・行動することが求められている。	(仮称)芦屋市福祉センターの設置が予定されている。 民生委員・児童委員現員数 福祉のまちづくりに基づくバリアフリー化が進められている。 各特定事業者により、交通バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の整備が進められている。 交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区 区域図 「阪神芦屋駅・市役所周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」の設置と、協議会でのモデル事業プランの策定が予定されている。	地域福祉計画の策定により、互いに支えあう地域社会の実現に向けた基本的な理念や役割分担の考え方などが明らかになった。 民生児童委員に対する情報提供などにより、提供されるサービスの情報が得やすくなった。 エレベーター等設置により、阪神打出駅のバリアフリー化が進んだ。 交通バリアフリー基本構想に基づくエレベーター等設置に対する補助により、阪神芦屋駅のバリアフリー化が進んだ。 市内でバスを運行する事業者への補助により、ノンステップバスの導入が進んだ。 主な市施設のバリアフリー情報をホームページで公開したことにより、施設の利用や移動が円滑になった。 市民・福祉関係団体・民間事業者及び行政の関係者で構成する「芦屋市交通バリアフリー推進連絡会」の開催により、バリアフリー整備の点検や評価結果、利用者のニーズを今後の取組へ反映できるようになった。 ユニバーサル社会づくりモデル事業プランを策定した。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
保健福祉部長	「芦屋市地域福祉計画」を策定するとともに、計画に基づき、民生委員等への継続的な情報提供や連携により地域ネットワーク充実の支援などを実施した。 ノンステップバス導入補助や駅のバリアフリー対策を実施し、市公共施設のバリアフリー情報もホームページに掲載した。	概ね取り組めた
都市計画担当部長	芦屋市交通バリアフリー推進連絡会を年2回開催し、報告、点検を行うとともに、未着手事業の進捗状況について協議を行った。 ユニバーサル社会づくりモデル事業プランを策定した。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>保健・医療・福祉に関する総合的な相談窓口を設置すること。</p> <p>総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点を形成すること。</p> <p>公的サービスでは対応しきれない福祉課題の解決方法を検討すること。</p> <p>バリアフリー情報をわかりやすく提供すること。</p> <p>交通バリアフリー基本構想の重点整備地区外での整備に関する方針を定めること。</p>	<p>総合相談窓口の設置や福祉情報の提供等により、（仮称）芦屋市福祉センターの拠点機能をさらに充実する。</p> <p>（仮称）権利擁護支援センターの設置を検討する。</p> <p>地域におけるネットワークを充実し、公的サービスで対応しきれない課題を持つ要援護者への支援に結びつけていく。</p> <p>バリアフリー基本構想の実現に向け、今後も継続して「芦屋市交通バリアフリー推進連絡会」を運営し、各特定事業者の支援を行う。</p> <p>市民や福祉関係団体などとの連携・協力のもと、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」で策定したモデル事業プランに基づき、市民一人ひとりがユニバーサル社会への理解を深め、モラルを高めるための啓発活動に取り組む。</p>

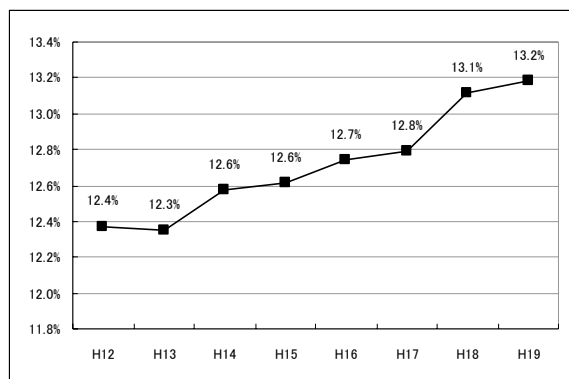
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
保健福祉部長	福祉の総合計画の位置づけである「地域福祉計画」は、行政の諸計画及び社会福祉協議会における計画との調整が必要である。
都市計画担当部長	芦屋市交通バリアフリー推進連絡会において未着手事業の早期完成に向けて協議を進めることが必要である。 社会情勢やユニバーサル社会づくりの状況を踏まえ、市民・地域団体・企業・行政が力を合わせて一体となって、ユニバーサル社会づくりモデル事業プランの事業プランを実施していく必要がある。

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

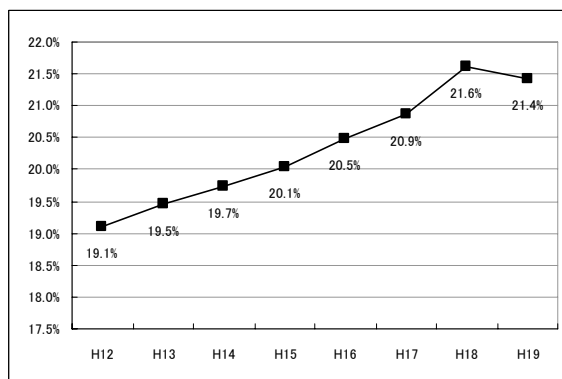
統計データ等の名称	傾向
年少人口割合	上昇
老年人口割合	上昇
民生委員・児童委員現員数	増加
芦屋市に住み続けたい理由として「隣近所とのつきあいがよい」と答えた人の比率	横ばい
地域活動へ参加中/参加意向を持つ市民	下降
交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区 区域図	-

年少人口割合（％）



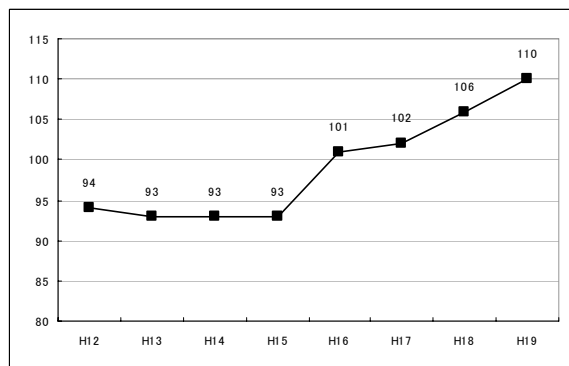
（住民基本台帳より）

老年人口割合（％）



（住民基本台帳より）

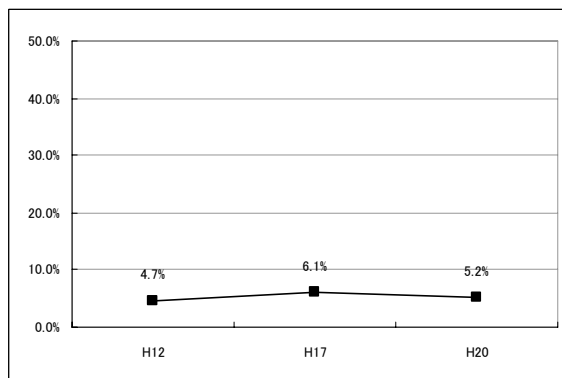
民生委員・児童委員現員数（人）



（各年事務報告書より）

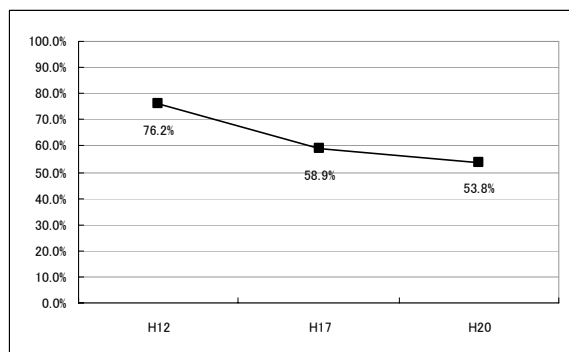
芦屋市に住み続けたい理由として

「隣近所とのつきあいがよい」と答えた人の比率（％）



（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

地域活動へ参加中/参加意向を持つ市民（％）



（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区 区域図



（交通バリアフリー基本構想より）

2-3 高齢者の自立をサポートする社会の実現

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
高齢化率は今後も上昇していくと予想される。	高齢化がさらに進み、中でも75歳以上人口が著しく増加した。 老年人口(65歳以上) 世帯構成別高齢者のいる一般世帯数 老年人口割合 65歳以上人口における年齢構成比	
参画と協働のステージを確保することが求められている。	健康大学受講者数 運動教室参加者	「ゆうゆう倶楽部」の開設などにより、高齢者の生きがいづくり・健康づくり活動が進んだ。
高齢者の自立をサポートするための体制の充実が求められている。	各特定事業者により、交通バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の整備が進められている。 交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区 区域図 「阪神芦屋駅・市役所周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」の設置と、協議会でのモデル事業プランの策定が予定されている。 高齢者の就業数 要介護認定者数 要介護認定者数の割合	交通バリアフリー基本構想に基づくエレベーター等設置に対する補助により、阪神芦屋駅のバリアフリー化が進んだ。 市民・福祉関係団体・民間事業者及び行政の関係者で構成する「芦屋市交通バリアフリー推進連絡会」の開催により、バリアフリー整備の点検や評価結果、利用者のニーズを今後の取組へ反映できるようになった。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
保健福祉部長	高齢者の生きがいと健康づくりに関する取組は継続的に実施できており定着した。 介護保険制度に係るサービス提供基盤の整備は、本市特有の地価が高いという状況の中、一定の整備を図ることができた。 また、福祉サービスの質の向上、人材育成を目的とした各種研修会などを実施した。	概ね取り組めた
都市計画担当部長	芦屋市交通バリアフリー推進連絡会を年2回開催し、報告、点検を行うとともに、未着手事業の進捗状況について協議を行った。 ユニバーサル社会づくりモデル事業プランを策定した。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>高齢者のニーズに対応した生涯学習の内容充実など、生きがいづくりのメニューを充実すること。</p> <p>誰もが生涯学習の活動へ気軽に参加できる体制をつくること。</p> <p>世代間の交流を促進すること。</p> <p>バリアフリー情報をわかりやすく提供すること。</p> <p>交通バリアフリー基本構想の重点整備地区外での整備に関する方針を定めること。</p>	<p>平成21年3月に策定する第5次芦屋すこやか長寿プラン21（第5次芦屋市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画）に基づき、地域社会活動や生涯学習など高齢者の社会参加と自己実現の機会を創出するための取組を進める。</p> <p>バリアフリー基本構想の実現に向け、今後も継続して「芦屋市交通バリアフリー推進連絡会」を運営し、各特定事業者の支援を行う。</p> <p>市民や福祉関係団体などとの連携・協力のもと、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」で策定したモデル事業プランに基づき、市民一人ひとりがユニバーサル社会への理解を深め、モラルを高めるための啓発活動に取り組む。</p>

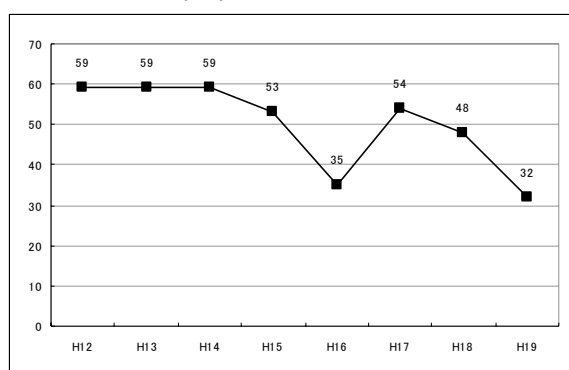
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
保健福祉部長	<p>団塊の世代が高齢期を迎え、急増する高齢者の多様なニーズに対応するための「生きがい活動」と「健康づくり」が必要。</p>
都市計画担当部長	<p>芦屋市交通バリアフリー推進連絡会において未着手事業の早期完成に向けて協議を進めることが必要である。</p> <p>社会情勢やユニバーサル社会づくりの状況を踏まえ、市民・地域団体・企業・行政が力を合わせて一体となって、ユニバーサル社会づくりモデル事業プランの事業プランを実施していく必要がある。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

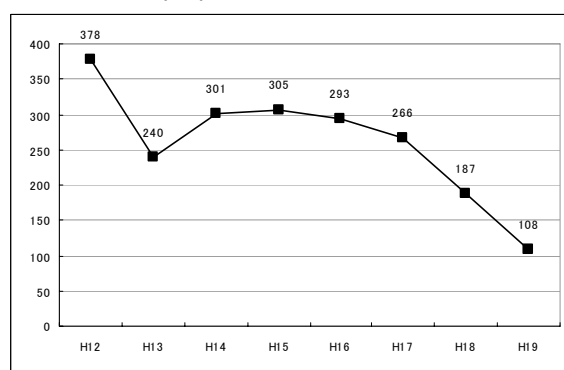
統計データ等の名称	傾向
健康大学受講者数	減少
運動教室参加者	減少
老年人口割合	上昇
65歳以上人口における年齢構成比	-
老年人口(65歳以上)	増加
世帯構成別高齢者のいる一般世帯数	増加
高齢者の就業割合	下降
要介護認定者数	増加
要介護認定者数の割合	上昇
交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区 区域図	-

健康大学受講者数(人)



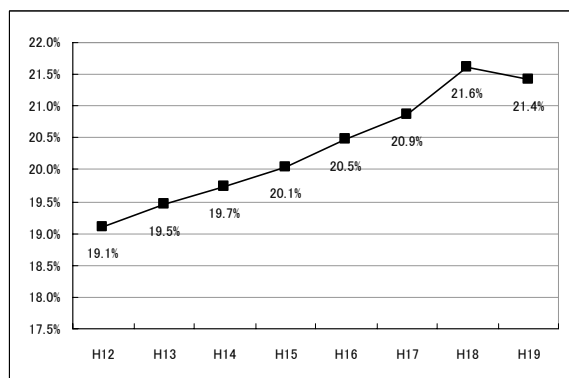
(各年事務報告書より)

運動教室参加者(人)



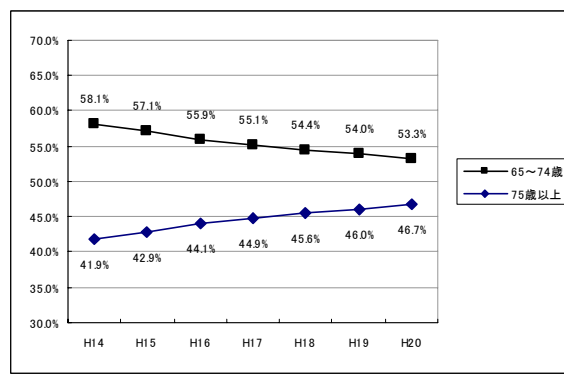
(各年事務報告書より)

老年人口割合(%)



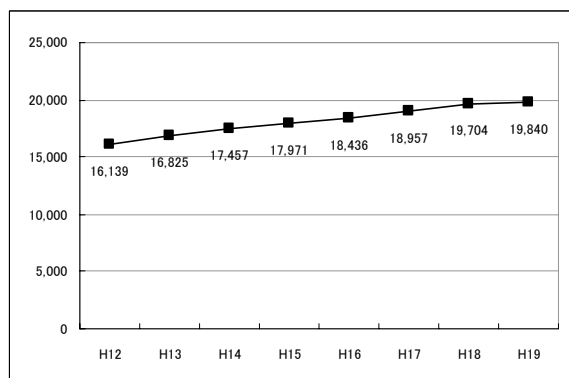
(住民基本台帳より)

65歳以上人口における年齢構成比(%)



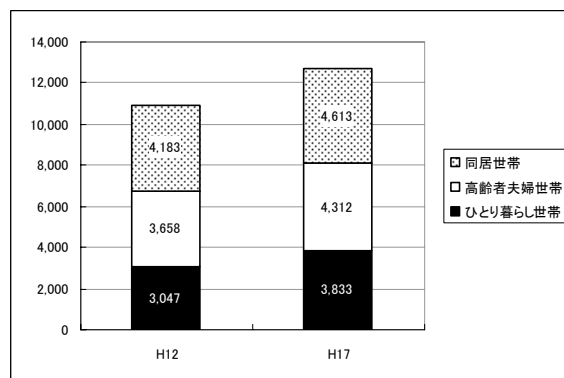
(住民基本台帳より)

老年人口(65歳以上)(人)



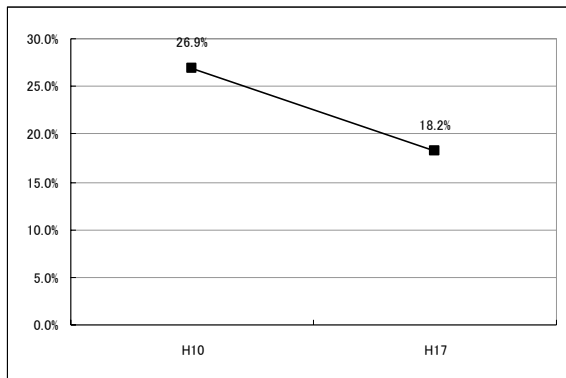
(住民基本台帳より)

世帯構成別高齢者のいる一般世帯数(世帯)



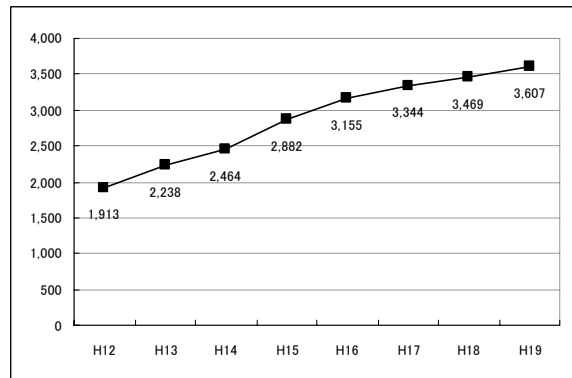
(平成12・17年国勢調査結果報告より)

高齢者の就業割合（％）



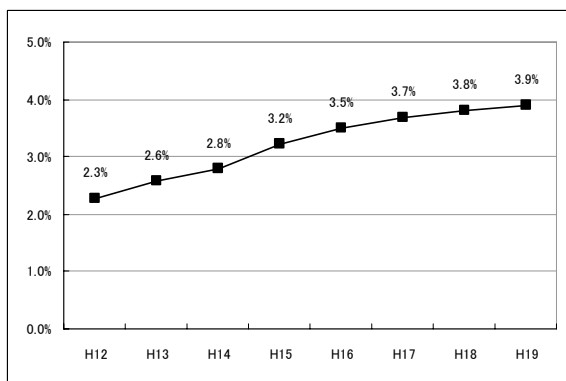
（すこやか長寿プラン 21 見直しのためのアンケート調査報告書より）

要介護認定者数（人）



（各年事務報告書より）

要介護認定者数の割合（％）



（各年事務報告書より）

交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区



（交通バリアフリー基本構想より）

2-4 子どもたちの心と体を豊かにはぐくむ社会の実現

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
子どもたちを取り巻く社会情勢はますます厳しさを増している。	携帯電話やインターネット等の普及などにより、子どもたちを取り巻く環境はますます変化している。 児童を対象とした犯罪の増加やいじめ・虐待など、子どもたちを取り巻く社会情勢は依然と厳しさを増している。 児童虐待に係る相談受付件数 「ネットいじめ」など新たな分野の問題は実態がつかみづらく、対応が進んでいない。 年少人口割合 年少人口(15歳未満)	子育てセンターの整備により、子育ての情報が入手しやすくなるとともに、子育てに関する相談を気軽に受けられるようになった。
良好な子育て環境を確保できない状況が広く見られる。	待機児童は増加の傾向にあり、現在においても解消されていない。 保育所の入所待ち人数 保育所の整備が進む一方で、保育需要も増大している。 母子健康手帳発行数	2か所の民間保育園を誘致・開設し、待機児童の解消に一定の効果を発揮した。
地域における相互支援やノウハウの共有などに支えられてきた世代の継承を困難にしている。	核家族化の進行、転勤族の増加などにより地域住民のコミュニケーションが困難になり、地域関係の希薄化がさらに進行している。 子ども同士のつながりや仲間遊びが減り、地域の共同子育てという意識も時代とともに薄れていっている。	
地域で家族が育っていくためには、行政のサービスによる支援だけでなく、地域福祉のネットワークの形成が必要である。	ファミリー・サポート・センター登録数	横のつながりを重視した各関係機関の取組により、現場で発生した問題や市民の声などの情報を素早く共有できる体制ができつつある。 芦屋市要保護児童対策地域協議会や芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画の策定及び推進にかかる推進協議会の設置・開催により、地域の団体や市民と協働する子育て支援の活動が活発になった。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
保健福祉部長	「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定するとともに、計画に基づく取組により保育、健診、相談事業、経済的支援などの充実が図れた。また市民・地域・行政によるネットワークが構築できた。	概ね取り組めた
教育委員会 社会教育部長	街頭巡視活動、相談業務、有害環境の浄化活動について目標どおり達成できた。	取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>子どもが虐待や犯罪などに遭わないよう安全を確保すること。</p> <p>子どもの目にアダルト向けの情報や暴力的な映像が触れないようにすること。</p> <p>子どもがインターネットや携帯電話の有害サイトへアクセスしないようにすること。</p> <p>子どもの成長に応じた遊びや、そのための空間を提供すること。</p> <p>子育て（出産・養育）にかかる経済的負担を軽減すること。</p> <p>子育てに関する相談を気軽に受けられるようにすること。</p> <p>いつでも気軽に利用できる、地域密着型の子育て支援サービスを提供すること。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを実現するため、家庭や職場における意識の改革を進めること。</p> <p>将来の保育需要を予測し、応えられるよう受け皿を用意しておくこと。</p> <p>潜在的な需要への対応も含め、待機児童問題を抜本的に解決すること。</p>	<p>市民とのワークショップや庁内関連部局との協議により芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 後期 を策定し、平成 22 年度から実施する。</p> <p>各関係機関との定期的な連絡調整と情報の収集に取り組む。</p> <p>市内の愛護活動を市民に周知し、地域ぐるみの活動へと発展させる。</p> <p>兵庫県青少年愛護条例の改正内容について啓発とPRに努める。</p> <p>常に市民ニーズの把握に努める。</p> <p>平成 21 年度に「（仮称）芦屋市保育所運営あり方検討委員会」を設置し、待機児童の解消に向けて取り組む。</p>

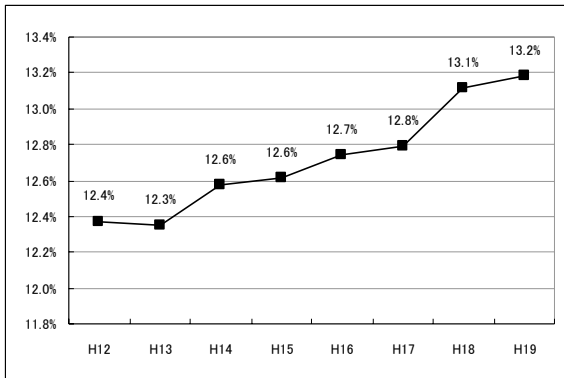
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
保健福祉部長	<p>保育所の入所希望は年々増加しており、待機児童の具体的な解消策（新設保育所整備）。</p> <p>子育てにおいて家庭での教育は重要であり、今後は子育てを行う親に対する育成が必要。</p>
教育委員会 社会教育部長	<p>青少年の地域での居場所づくりや仲間づくりにつながる場及び機会の提供。</p>

【 5 】 統計データ等の比較で見る状況の変化

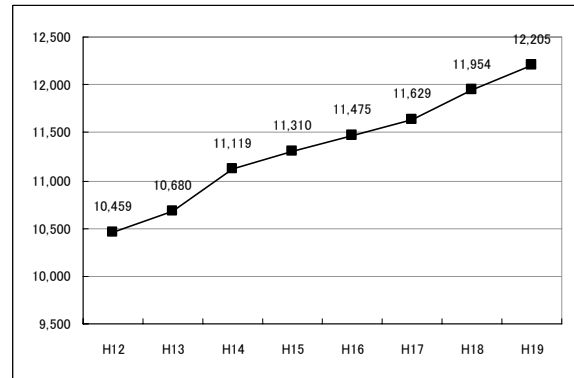
統計データ等の名称	傾向
年少人口割合	上昇
年少人口(15歳未満)	増加
母子手帳配布数	増加 横ばい
ファミリー・サポート・センター登録数	増加
保育所の入所待ち人数	増加
児童虐待に係る相談受付件数	増加

年少人口割合 (%)



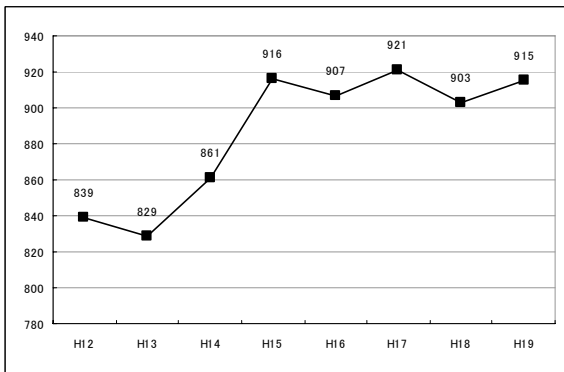
(住民基本台帳より)

年少人口(15歳未満) (人)



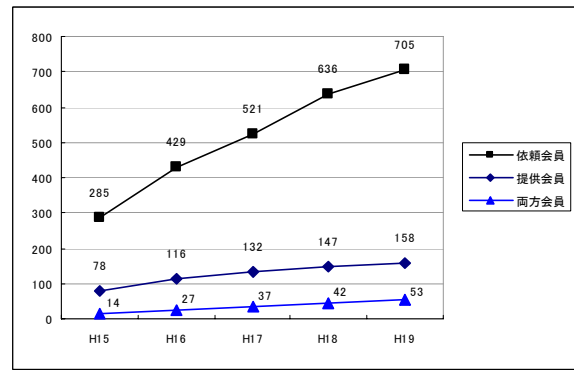
(住民基本台帳より)

母子手帳配布数 (件)



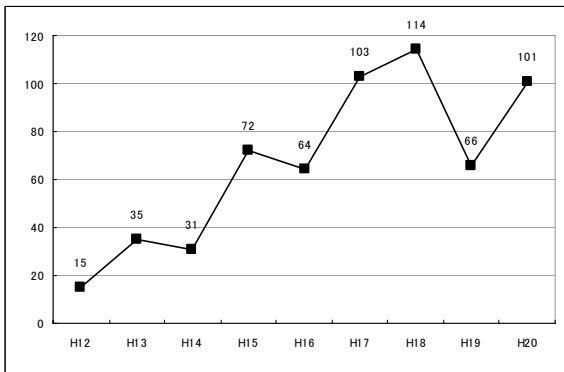
(各年事務報告書より)

ファミリー・サポート・センター登録数 (人)



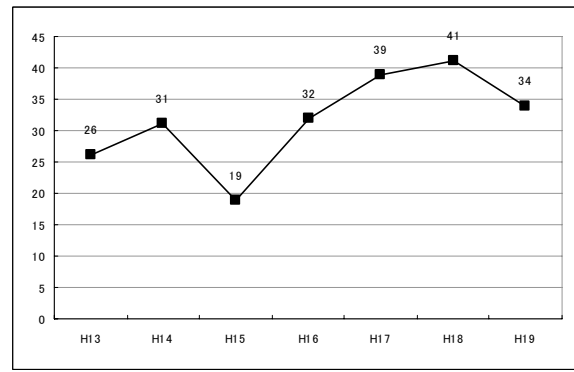
(各年事務報告書より)

保育所の入所待ち人数 (人)



(こども課調べ)

児童虐待に係る相談受付件数 (件)



(こども課調べ)

2-5 障がいのある人の社会参加の実現

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
社会の情勢が変化中、障がいのある人を地域で支えていくための体制づくりが進んでいる。	<p>障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービスの枠組みが支援費制度から自立支援給付へと大きく変化した。</p> <p>障害者手帳等発行数</p> <p>改正障害者雇用促進法と障害者自立支援法の施行により、障がいのある人の就労・雇用対策が強化された。</p> <p>障がいのある人が社会参加する上で不安を感じている状況がみられる。</p> <p>障がいのある人が社会参加する上で不安(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)</p> <p>地域のイベントへの参加状況(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)</p> <p>各特定事業者により、交通バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の整備が進められている。</p> <p>交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区 区域図</p> <p>「阪神芦屋駅・市役所周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」の設置と、協議会でのモデル事業プランの策定が予定されている。</p>	<p>「芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画」及び「芦屋市第2期障害福祉計画」の策定により、障がい福祉に関する市の基本的な方針と、サービスを地域で支えていくための枠組みが明らかになった。</p> <p>「芦屋市地域自立支援協議会」における対応策の検討や関係機関とのネットワークによる支援により、障がいのある人が抱える困難な問題の解決が図られた。</p> <p>平成 22 年度に開設する(仮称)芦屋市福祉センター内に相談支援事業所を集約することで、障がいのある人が身近な地域で適切な相談支援を受けられるようになる。</p> <p>交通バリアフリー基本構想に基づくエレベーター等設置に対する補助により、阪神芦屋駅のバリアフリー化が進んだ。</p> <p>市民・福祉関係団体・民間事業者及び行政の関係者で構成する「芦屋市交通バリアフリー推進連絡会」の開催により、バリアフリー整備の点検や評価結果、利用者のニーズを今後の取組へ反映できるようになった。</p>
障がいのある人の教育・療育は、年齢・能力・障がいの状態や特性に応じて進める必要がある。	改正学校教育法の施行により、特別支援教育がスタートした。	平成 18 年度から早期療育訓練事業「すくすく学級」を障害者自立支援法による児童デイサービスに位置づけたことにより、通級児一人ひとりの個別支援計画に沿った療育が実施できるようになった。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
保健福祉部長	「芦屋市障害者(児)福祉計画」並びに「芦屋市障害福祉計画」の策定を行った。 関係機関とのネットワーク「芦屋市地域自立支援協議会」を設置した。 障害者自立支援法の改正をはじめ、障がい福祉を取り巻く環境が大きく変化中、各事業の整備を行った。	概ね取り組めた
都市計画担当部長	芦屋市交通バリアフリー推進連絡会を年 2 回開催し、報告、点検を行うとともに、未着手事業の進捗状況について協議を行った。 ユニバーサル社会づくりモデル事業プランを策定した。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>グループホーム、ケアホームを設置すること。 バリアフリー情報をわかりやすく提供すること。 交通バリアフリー基本構想の重点整備地区外での整備に関する方針を定めること。 障がいの状況に応じて就労支援や就労の場の確保を行うこと。</p>	<p>（仮称）芦屋市福祉センターに市内の相談支援3事業所を集約し、総合的な相談支援窓口を設置する。 今後も継続して「芦屋市交通バリアフリー推進連絡会」を運営し、各特定事業者の支援を行う。 市民や福祉関係団体などとの連携・協力のもと、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」で策定したモデル事業プランに基づき、市民一人ひとりがユニバーサル社会への理解を深め、モラルを高めるための啓発活動に取り組む。 芦屋メンタルサポートセンターを（仮称）芦屋市福祉センターへ移転し、地域活動支援センター型及び就労継続支援B型施設として運営する。就労継続支援B型では、一般雇用が困難な障がいのある人の福祉就労の場として就労支援カフェ等を運営する。</p>

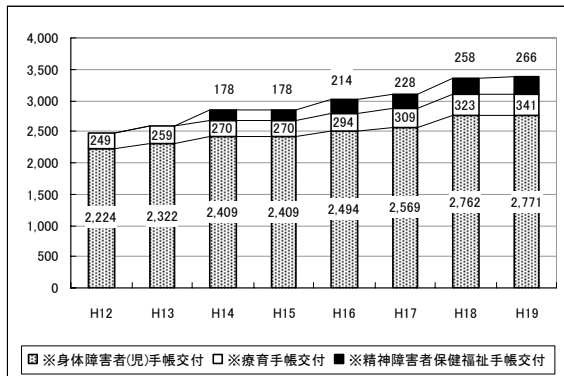
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
保健福祉部長	<p>今回、策定した「芦屋市障害者(児)福祉計画」の重点4項目の速やかな取組。</p>
都市計画担当部長	<p>芦屋市交通バリアフリー推進連絡会において未着手事業の早期完成に向けて協議を進めることが必要である。 社会情勢やユニバーサル社会づくりの状況を踏まえ、市民・地域団体・企業・行政が力を合わせて一体となって、ユニバーサル社会づくりモデル事業プランの事業プランを実施していく必要がある。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

統計データ等の名称	傾向
障害者手帳等発行数	増加
交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区	-
障がいのある人が社会参加する上での不安（身体障がい者）	-
地域のイベントへの参加状況（身体障がい者）	-
障がいのある人が社会参加する上での不安（知的障がい者）	-
地域のイベントへの参加状況（知的障がい者）	-
障がいのある人が社会参加する上での不安（精神障がい者）	-
地域のイベントへの参加状況（精神障がい者）	-

障害者手帳等発行数（冊）



（各年事務報告書より）

交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区



（別添図 P103）

（交通バリアフリー基本構想より）

障がいのある人が社会参加する上での不安（身体障がい者）

複数回答の上位5件		
1	特にない	32.6%
2	バスや鉄道などが利用しにくい （路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）	20.0%
3	建物の設備が利用しにくい（階段、トイレなど）	17.9%
4	休憩できる場所が少ない （身近な公園や歩道のベンチなど）	17.0%
5	介助者がいないと外出できない （介助者を頼むと利用料を負担しなければならない）	16.6%

（平成20年度障害者(児)福祉計画・障害福祉計画アンケート調査結果報告より）

地域のイベントへの参加状況（身体障がい者）

「地域のイベントに参加しますか？」		
1	参加しない	38.7%
2	どちらかと言えば参加しない	30.9%
3	どちらかと言えば参加する	16.6%
4	不明・無回答	8.6%
5	よく参加する	5.3%

（平成20年度障害者(児)福祉計画・障害福祉計画アンケート調査結果報告より）

障がいのある人が社会参加する上での不安（知的障がい者）

複数回答の上位5件		
1	介助者がいないと外出できない （介助者を頼むと利用料を負担しなければならない）	39.2%
2	特にない	26.7%
3	バスや鉄道などが利用しにくい （路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）	17.6%
4	周りの人の目が気になる	14.2%
5	バスや鉄道などの乗り方の表示や建物への案内表示がわかりにくい	12.5%

（平成20年度障害者(児)福祉計画・障害福祉計画アンケート調査結果報告より）

地域のイベントへの参加状況（知的障がい者）

「地域のイベントに参加しますか？」		
1	参加しない	34.1%
2	どちらかと言えば参加しない	29.0%
3	どちらかと言えば参加する	23.3%
4	不明・無回答	9.1%
5	よく参加する	4.5%

（平成20年度障害者(児)福祉計画・障害福祉計画アンケート調査結果報告より）

障がいのある人が社会参加する上での不安（精神障がい者）

複数回答の上位5件		
1	特になし	26.5%
2	周りの人の目が気になる	20.4%
3	休憩できる場所が少ない (身近な公園や歩道のベンチなど)	17.7%
4	バスや鉄道などが利用しにくい (路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)	15.9%
5	介助者がいないと外出できない (介助者を頼むと利用料を負担しなければならない)	13.3%
5	不明・無回答	13.3%

(平成20年度障害者(児)福祉計画・障害福祉計画アンケート調査結果報告より)

地域のイベントへの参加状況（精神障がい者）

「地域のイベントに参加しますか？」		
1	まったく参加しない	55.8%
2	どちらかと言えば参加しない	17.7%
3	どちらかと言えば参加する	15.9%
4	不明・無回答	8.8%
5	よく参加する	1.8%

(平成20年度障害者(児)福祉計画・障害福祉計画アンケート調査結果報告より)

2-6 経済的困窮者への支援

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
生活保護対象世帯は引き続き増加傾向にある。	景気の低迷,高齢化の進行に加え,雇用情勢も厳しくなっている。平成 20 年度秋以降には更に厳しくなり,社会的弱者を直撃している。 生活保護対象世帯数 生活保護対象人員 生活困窮に関する相談は増加傾向にある。	
震災による居住環境や健康状態の悪化が恒常化している世帯が見られる。	震災に起因する健康状態の悪化が高齢化により常態化することで医療費が高騰している。	
要保護者を自立へ導く新しい支援のあり方を考えていく必要がある。	平成 15 年の母子及び寡婦福祉法の改正により,従来の戦争未亡人を念頭に置いた金銭給付主流から自立への支援施策の充実へと政策が転換した。 母子家庭世帯数	多重債務の解消及び就労支援に関する各個別プログラムの策定・実施により,被保護世帯それぞれの生活実態に応じた支援が進んだ。 国の政策転換を受けた自立支援への取組により,多くの世帯が自立に向けて具体的な取組を始めた。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
保健福祉部長	現在の社会経済情勢の中,経済的困窮者等は増加の傾向にあるが,多重債務の解消や就労支援に向けた取組など個々の状況に応じた支援を実施した。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>生活に困窮する世帯の増加に対応できるよう制度を見直すこと。</p> <p>相談者にとって今、何が必要な支援なのかを的確に判断すること。</p> <p>まとまった額の資金が必要となった場合の経済的支援を充実すること。</p> <p>母子家庭の収入の安定と養育費の確保を支援すること。</p> <p>経済的支援のみならず、教育・進学や躰など、母子家庭における子育て上の悩みを解消すること。</p> <p>父子家庭を経済的に支援すること。</p> <p>就労を有利にする資格取得を支援すること。</p>	<p>引き続き、相談窓口を訪れる相談者の生活状況や要望に応じて、丁寧な情報の提供と支援を行う。</p> <p>ホームヘルプサービス事業の実施により、突発的な事故等による日常生活における家事・介護等への日常生活の不安を解消し、生活の安定を図る。</p> <p>母子家庭への経済的支援として母子福祉資金の貸付けや児童扶養手当の支給等を行う。</p> <p>父子家庭の生活困窮者に対する経済的支援を国に要望する。</p> <p>子どもの養育にかかる相談ごとや離婚相談等があった場合は、母子自立支援員が支援を行う。</p> <p>母子家庭の自立を支援する「母子家庭自立支援教育訓練給付金事業」、「芦屋市母子家庭高等技能訓練促進費事業」、「母子家庭自立支援プログラム策定事業」の利用拡大に向けた周知に努める。</p> <p>ハローワーク等の関係機関や市内部の福祉関係部署等との連携を強化する。</p>

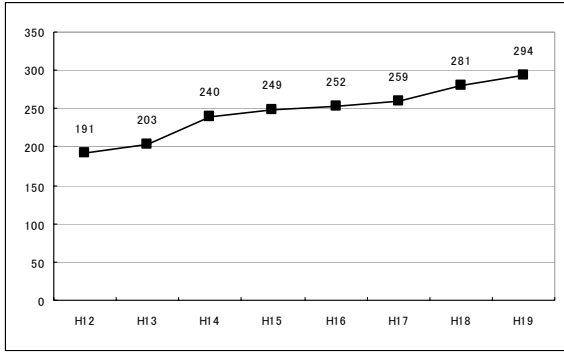
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
保健福祉部長	<p>経済的困窮者が急増する状況下において、相談者へのきめ細かな対応をするためには、人的配置など体制の見直しが必要。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

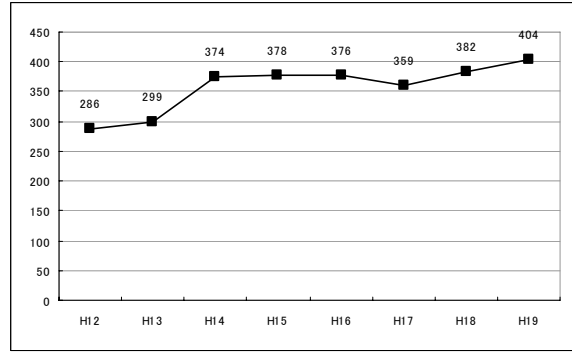
統計データ等の名称	傾向
生活保護対象世帯数	増加
生活保護対象人員	増加
母子家庭世帯数	横ばい

生活保護対象世帯数（世帯）



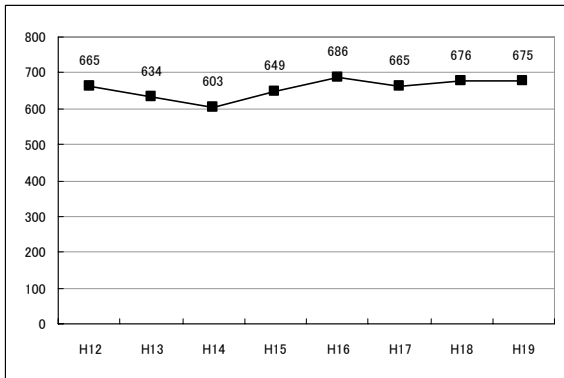
（各年事務報告書より）

生活保護対象人員（人）



（各年事務報告書より）

母子家庭世帯数（世帯）



（各年事務報告書より）

人と文化を育てるまちづくり

3-1 学校教育の充実

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
学校園施設での教室数不足への対応が課題になっている。	宮川小学校・山手小学校・岩園小学校校区で児童数が増加する一方、浜地区では児童数が減少するなど、学校規模の格差が拡大している。 児童、生徒数の推移 幼稚園在園者数 小学校在校生数 中学校在校生数	プレハブ校舎の建設や特別教室の転用等の対策により、児童数が増加した小学校区でも教室数不足を生じなかった。
学校園施設の適切な改修と耐震化が必要である。	平成 19 年度に精道小学校の新校舎が完成した。 市内各学校園施設の耐震化が平成 22 年度内に完了する。 小中学校施設の耐震化率 幼稚園施設の耐震化率	岩園小学校・精道小学校の校舎改築、山手中学校・精道中学校及び朝日ヶ丘小学校での耐震補強及び大規模改造工事により、学校園施設の老朽化対策と耐震化が進んだ。 学校施設の空調化により、教育環境が充実した。
学校教育を取り巻く情勢が大きく変化しつつある。	携帯電話が飛躍的に普及する中で、児童生徒による「ネットいじめ」等が大きな社会問題となっている。 学校に行くのが楽しいと答えた児童・生徒の比率 不登校者数 新学習指導要領への移行を間近に控え、一部では先行した取組を始めている。 特別支援学級の在籍人数の推移 進学率 ベテラン教員が大量に退職する一方、経験の浅い若手教員が増加している。	各学校における授業時間数の確保や教育内容の先行的な充実により、子どもたちの学力向上への取組が進んでいる。 各学期の研修・夏季研修講座・授業研究を中心とした学校での研修会など機会の拡大により、研修への参加人数が年々増加している。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
教育委員会 管理部長	平成 18 年度に岩園小学校に仮設校舎の建設、平成 19 年度には山手小学校の教室の増設等適切な対応が図れた。 計画的な耐震整備事業を行い、平成 21 年度にはすべての小中学校でエレベーターの設置が完了する。 岩園小学校・精道小学校の建替を行い、校内 LAN 整備事業を平成 19 年度で完了した。	取り組めた
教育委員会 学校教育部長	芦屋市立小中学校学習状況及び生活・意識調査を行い、課題に対応して、チューター（学習指導員）や学校支援相談員等を配置したり、特別支援教育センターを開設したりして、学校園への指導と支援を具体的かつ計画的に行っている。 「子ども読書の街づくり」推進事業や学力向上支援プランなどの事業を進め、教育の過渡期である現在を教育委員会としてリードできていると考える。 教員の資質の向上、指導力の向上については、常に改善に向けて努力が必要である。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>学校園における老朽化建物・非耐震建物を、建替あるいは早期に改修・耐震化すること。</p> <p>学校園施設の改修あるいは維持管理工事による授業等への影響を最小限に抑えること。</p> <p>耐震化が完了した後は、老朽化し機能低下した学校施設（山手中学校，精道中学校及び岩園幼稚園）の建替を順次計画・検討・実施すること。</p> <p>学校園施設の改修及び維持管理にかかる財源及び人材確保の見通しを立てること。</p> <p>学校園の教育環境を充実すること。</p> <p>学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の教育を支援する体制づくりを進めること。</p> <p>新学習指導要領の趣旨を踏まえ、知・徳・体のバランスがとれた教育活動を進めること。</p> <p>特別支援教育を推進すること。</p> <p>学校・家庭・市民・行政が一体となって読書活動を推進すること。</p> <p>小学校と中学校との連携を強化すること。</p> <p>教員の資質・指導力を向上すること。</p> <p>学校のニーズに合った指導者等を派遣するコーディネーター機能を社会教育部門が支援すること。</p> <p>経験の浅い若手教員に対する実践的な研修を充実すること。</p> <p>教員のキャリアやライフステージに応じて研修内容を選択できるようにすること。</p>	<p>平成 22 年度中に学校園施設をすべて耐震化するとともに、施設の老朽改修及び普通教室の空調化を進める。</p> <p>築後 25 年以上が経過し老朽化が進んでいる打出浜小学校・浜風小学校については、校舎等の大規模改修工事を計画的に実施する。</p> <p>学校支援相談員の体制を拡充する。</p> <p>学力向上支援事業を見直し、再編する。</p> <p>特別支援教育センターの機能を拡大するとともに、関係機関・関係部局との連携をさらに強化する。</p> <p>子ども読書の街づくり推進事業による啓発を進める。</p> <p>教員の経験年数や教育課題に対応するため、研修を充実する。</p> <p>研修内容を精選し、充実する。</p>

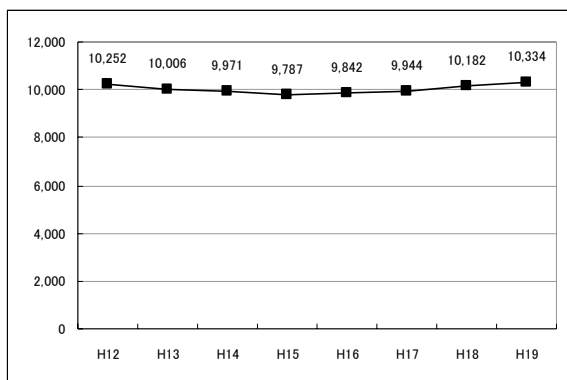
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
<p>教育委員会 管理部長</p>	<p>今後の児童数の推移と教室不足対策について、35 人学級の 6 年生までの拡大や将来の児童数の見込み等を適正に予測する必要がある。</p> <p>教育環境の整備について、耐震化事業を優先して実施してきたため、今後は、耐震化事業にもれた学校の大規模改修（打出浜小学校，浜風小学校）や老朽化している学校施設（山手中学，精道中学）の建替について計画，検討していく必要がある。</p>
<p>教育委員会 学校教育部長</p>	<p>これからの時代を担う子どもたちに求められる学力や教育の質が変化している。国や県，各関係機関とも連携しつつ，常に本市の学校園支援事業や施策を見直しながら推進していく必要がある。</p> <p>幼児，児童及び生徒の教育は教師にかかっており，教員の資質の向上や指導力の向上，及びそのための学校園への適切な支援が課題である。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

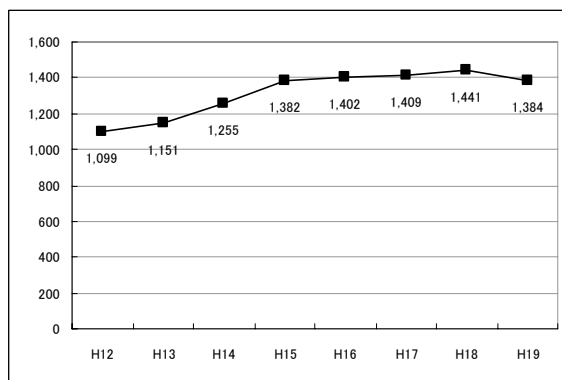
統計データ等の名称	傾向
児童，生徒数の推移	横ばい
幼稚園在園者数	増加 横ばい
小学校在籍者数	増加
中学校在籍者数	減少 増加
高等学校在籍者数	減少 横ばい
中等教育学校在籍者数	増加 横ばい
不登校者数	増加 減少
進学率	横ばい
小5の学習達成率（4科平均）	下降 上昇
中2の学習達成率（5科平均）	上昇
一ヶ月に読んだ本の冊数（小5・中3）	減少
一ヶ月に3冊以上本を読む小5・中3	上昇 下降
学校に行くのが楽しいと答えた児童・生徒の比率	上昇
特別支援学級の在籍人数の推移	（小学生で）増加
小中学校施設の耐震化率	上昇
幼稚園施設の耐震化率	上昇

児童，生徒数の推移（人）



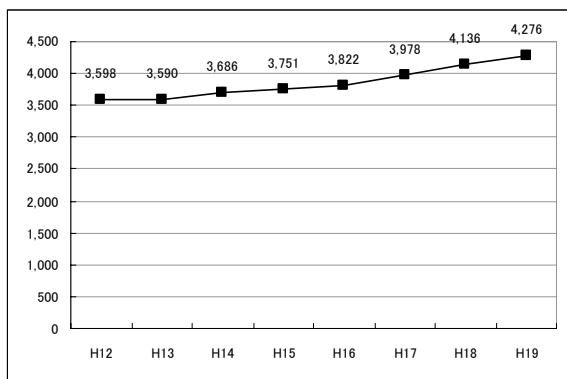
（学校基本調査より）

幼稚園在園者数（人）



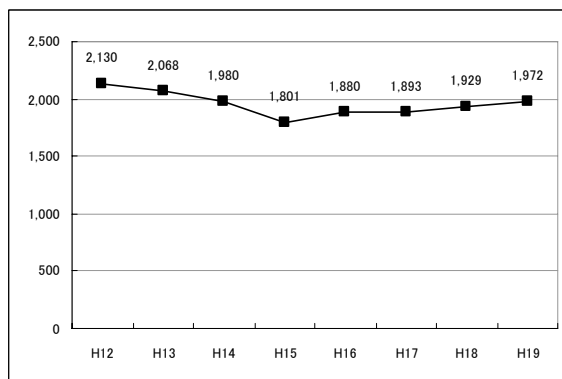
（学校基本調査より）

小学校在籍者数（人）



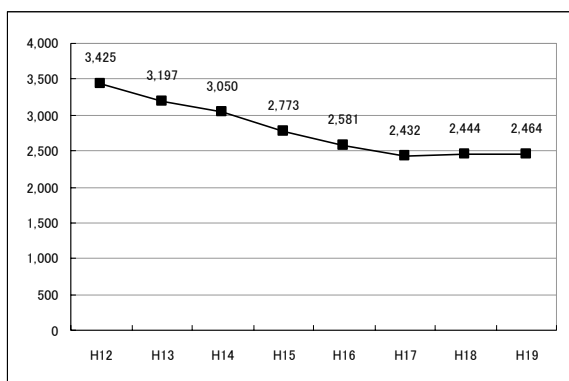
（学校基本調査より）

中学校在籍者数（人）



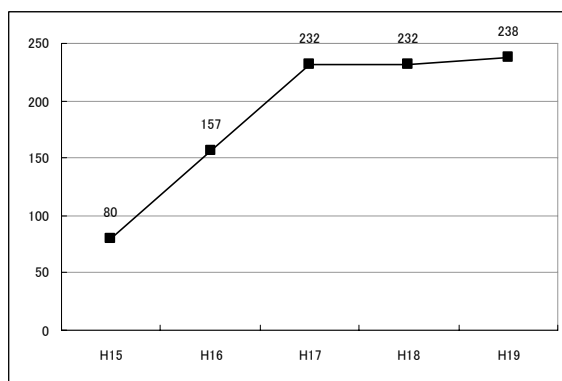
（学校基本調査より）

高等学校在籍者数（人）



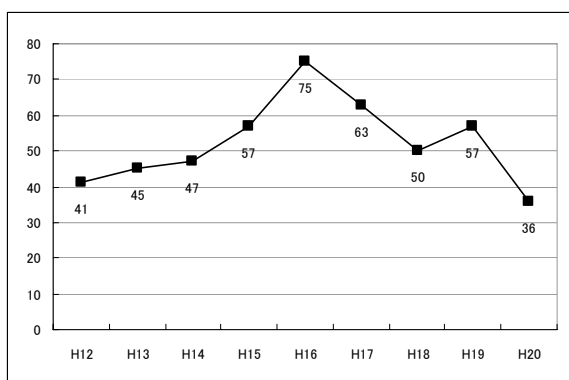
（学校基本調査より）

中等教育学校在籍者数（人）



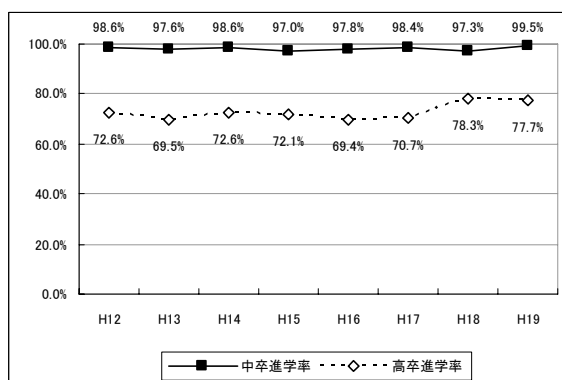
（学校基本調査より）

不登校者数（人）



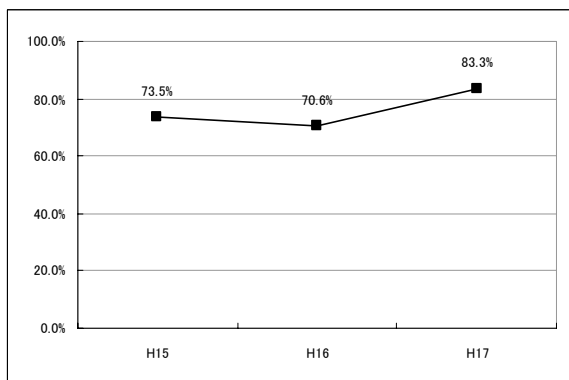
（学校基本調査より）

進学率（％）



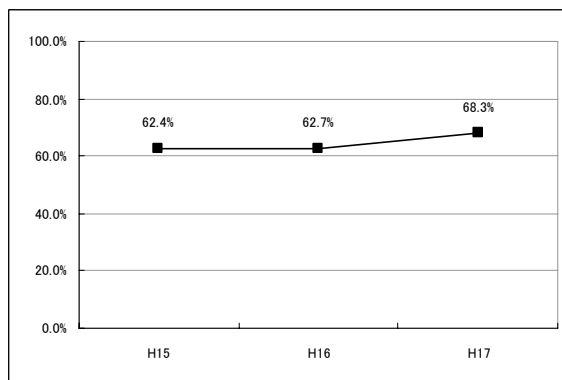
（学校基本調査より）

小5の学習達成率(4科平均)（％）



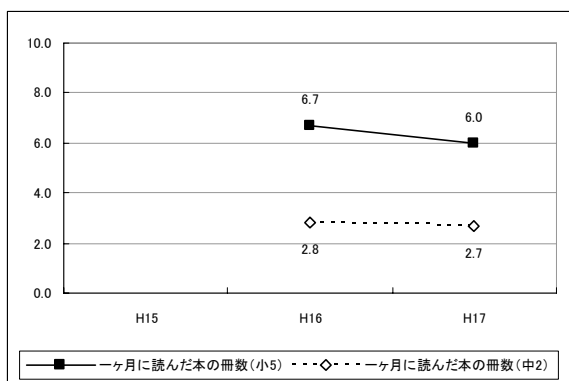
（市立小中学校学習状況及び生活・意識調査報告書より）

中2の学習達成率(5科平均)（％）



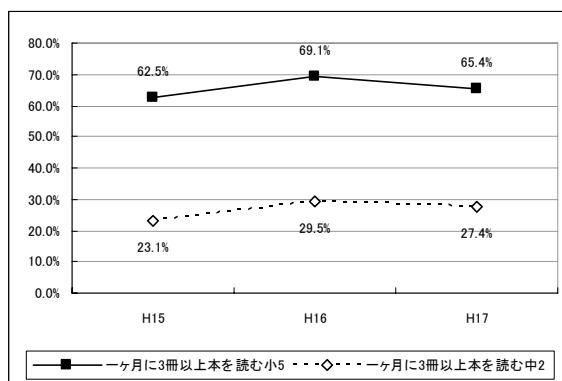
（市立小中学校学習状況及び生活・意識調査報告書より）

一ヶ月に読んだ本の冊数（小5・中3）(冊)



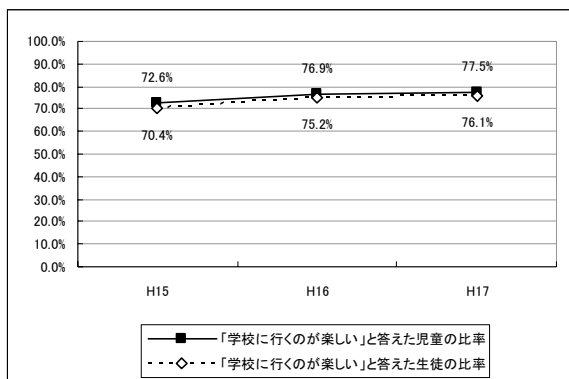
（市立小中学校学習状況及び生活・意識調査報告書より）

一ヶ月に3冊以上本を読む小5・中3（％）



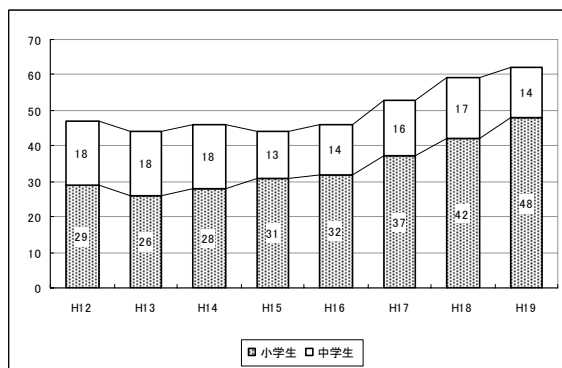
（市立小中学校学習状況及び生活・意識調査報告書より）

学校に行くのが楽しいと答えた児童・生徒の比率（％）



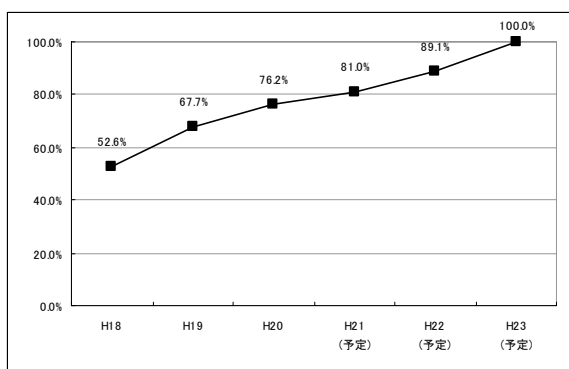
（市立小中学校学習状況及び生活・意識調査報告書より）

特別支援学級の在籍人数の推移



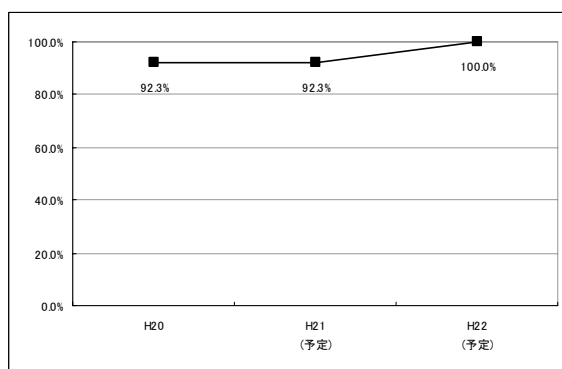
（各年教育行政要覧より）

小中学校施設の耐震化率（％）



（耐震改修計画基礎資料集より）

幼稚園施設の耐震化率（％）



（耐震改修計画基礎資料集より）

3-2 生涯学習社会の実現

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
公の施設の運営を健全化し、サービスを向上するため、基本的に委託の方向で進めることとした。	谷崎潤一郎記念館の運営に指定管理者制度が導入され、また図書館業務の一部を業務委託するなど、民間活力の導入が進んでいる。 公の施設への指定管理者制度導入状況	市民に「親しまれ、開かれた館」への取組により、気軽に美術博物館へ足を運んでもらえるようになった。 指定管理者の運営で文学ツアー等様々な事業が実施されたことにより、谷崎潤一郎記念館の入館者が増加した。
社会教育施設等は本来求められている機能を維持しつつ、市民を中心とした利用者の意向が適切に反映されるよう配慮する必要がある。	市民センターは市民の生涯学習活動の拠点として広く利用されているが、利用率は頭打ちの傾向にある。 市民会館・公民館の利用率 図書館の利用人数 美術博物館の観覧者数 谷崎潤一郎記念館の入館者数	常に市民の目線で、少しでも利用しやすい図書館施設を目指した取組により、利用者が微増している。 市民に「親しまれ、開かれた館」への取組により、気軽に美術博物館へ足を運んでもらえるようになった。 指定管理者の運営で文学ツアー等様々な事業が実施されたことにより、谷崎潤一郎記念館の入館者が増加した。
生涯学習関連のコミュニティにおいて新しい世代への引継ぎや団体間での交流による活性化が課題となっている。	市民の学習に対する意識や活動はより広範で多岐にわたるようになってきているが、共同体としての地域の力は低下し、まちの安全・子育て・高齢社会・外国人との共生・環境問題などを抱えている。	市民意識調査の実施により、市民の生涯学習への取組状況やニーズが明らかになった。
(後期基本計画中に記述なし)	運動・スポーツの定期的実践者の比率 文化財保護・啓発等に関するセミナー等の開催数 文化財保護・啓発等に関するセミナー等の動員数	市民意識調査の実施により、市民の生涯学習への取組状況やニーズが明らかになった。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
教育委員会 社会教育部長	各事務・事業を目標どおり達成できた。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>市内北部地域の図書館網システムを再編成すること。 在架予約も含め、インターネットでの図書貸出予約を実現すること。 年齢や性別、社会状況などに配慮したきめ細やかな学習機会を提供すること。 生涯学習に関するさまざまな情報を提供するとともに、きめ細やかな相談体制を整備していくこと。 生涯学習の成果を適切に評価することで学習者の意欲を高めていくこと。 芸術・文化活動に対する顕彰助成制度の周知を進めること。 個人の学習の成果が地域社会に還元され、地域の教育力が持続的に向上する仕組みを構築すること。 団塊の世代をはじめとする、リタイアした人の地域へのかかわりをサポートする仕組みをつくること。</p>	<p>市内北部地域の図書館網システムの再編成を検討する。 平成 21 年度中に在架予約制度を図書館へ導入する。 公民館施設の利用予約をネット上で完結させることについては、予約システムをバージョンアップする時点で検討する。使用料のクレジット決済は市全体の問題でもあるので、庁内で歩調を合わせて検討する。 （仮称）芦屋市文化基本条例を制定する。 第 2 次芦屋市生涯学習推進基本構想を策定し、その基本方針に基づく施策を展開する。 都市計画や環境行政と文化行政との連携を一層強化する。</p>

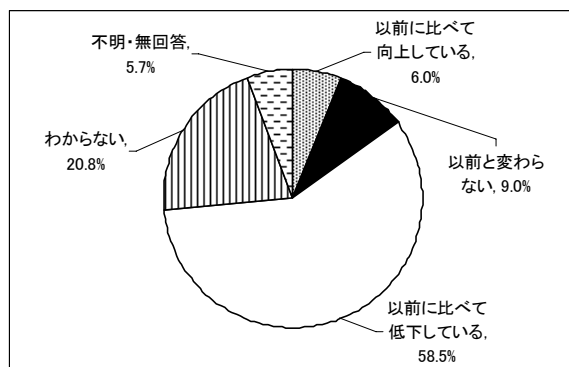
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
<p>教育委員会 社会教育部長</p>	<p>策定した「芦屋市生涯学習推進基本構想」をまちづくりのための生涯学習として位置づけ、総合行政として推進していくという姿勢で各部が市民と協働して施策を企画し、実施していくこと。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

統計データ等の名称	傾向
地域の教育力が以前に比べて低下していると考える市民の比率	-
「以前に比べて低下している」と考える理由	-
生涯学習や活動の必要性を感じている人の比率	-
過去1年間で生涯学習や活動をしたことのある人の比率	-
過去1年間で行った生涯学習や活動の内容	-
生涯学習や活動をしよと思ったきっかけ	-
美術博物館の観覧者数	減少 増加
谷崎潤一郎記念館の入館者数	減少 増加
図書館の利用人数	減少 増加
市民会館・公民館の利用率	横ばい
市民会館・公民館の利用内訳	-
社会教育関係登録承認団体数	横ばい
コミュニティ・スクール参加団体数	増加
運動・スポーツの定期的実践者 ¹ の比率	下降
文化財保護・啓発等に関するセミナー等の開催数	-
文化財保護・啓発等に関するセミナー等の動員数	-

地域の教育力が以前に比べて低下していると考える市民の比率(%)



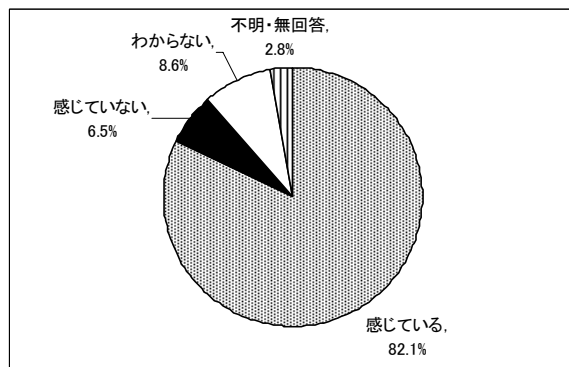
(平成20年生涯学習に関する意識調査報告書より)

「以前に比べて低下している」と考える理由(%)

複数回答の上位5件		
1	個人主義の浸透(他人との関与を歓迎しない)	64.7%
2	近所の人々がコミュニケーションの機会や場所の不足	43.4%
3	高層住宅(マンション)の普及など居住形態の変化	34.5%
3	人々の居住地に対する親近感の希薄化	34.5%
5	地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗の増加	33.1%

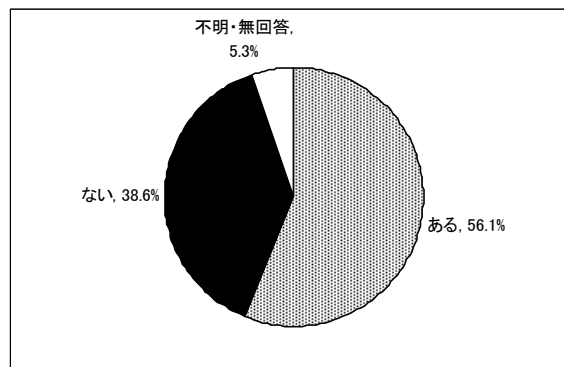
(平成20年生涯学習に関する意識調査報告書より)

生涯学習や活動の必要性を感じている人の比率(%)



(平成20年生涯学習に関する意識調査報告書より)

過去1年間で生涯学習や活動をしたことのある人の比率(%)



(平成20年生涯学習に関する意識調査報告書より)

¹運動・スポーツの実践状況を「週に3日以上」あるいは「週に1~2日」と答えた人

過去1年間で行った生涯学習や活動の内容(%)

複数回答の上位5件		
1	健康・スポーツ	50.1%
2	趣味的なもの	47.2%
3	職業上必要な知識・技能	25.0%
4	教養的なもの	20.9%
5	家庭生活に役立つ技能	18.0%

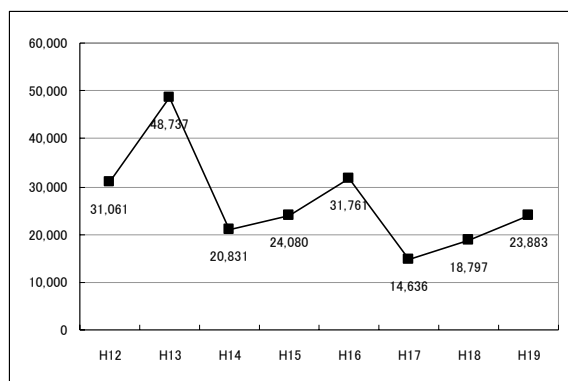
(平成20年生涯学習に関する意識調査報告書より)

生涯学習や活動をしようと思ったきっかけ(%)

複数回答の上位5件		
1	健康・体力づくりのため	43.4%
2	趣味を豊かにするため	37.8%
3	他の人との親睦を深めたり、友人を得るため	31.3%
3	趣味があったため	31.3%
5	自由時間を有効に活用するため	24.5%

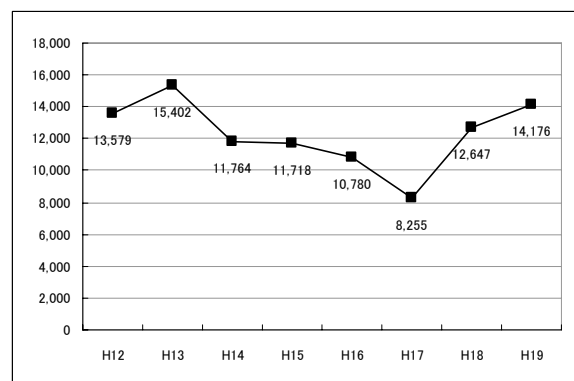
(平成20年生涯学習に関する意識調査報告書より)

美術博物館の観覧者数(人)



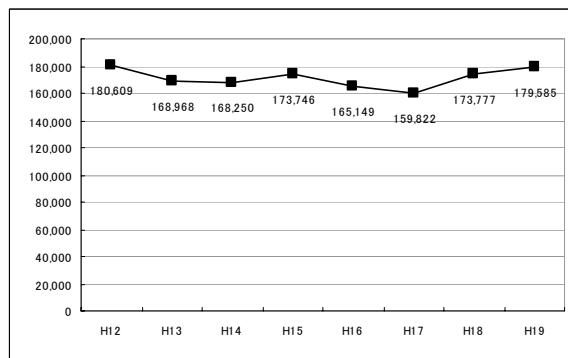
(各年事務報告書より)

谷崎潤一郎記念館の入館者数(人)



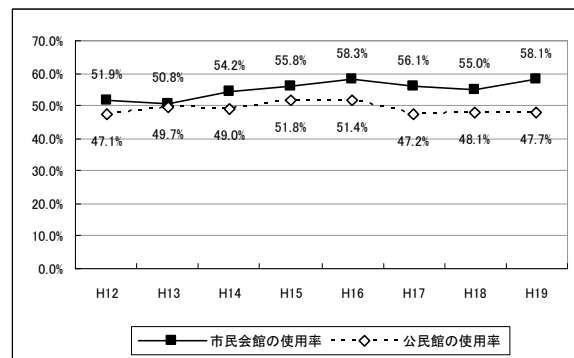
(各年事務報告書より)

図書館の利用人数(人)



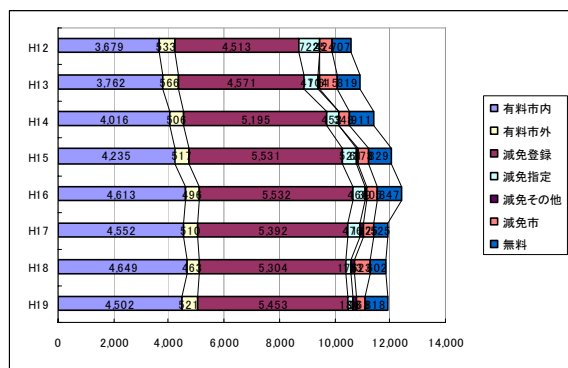
(各年事務報告書より)

市民会館・公民館の利用率(%)



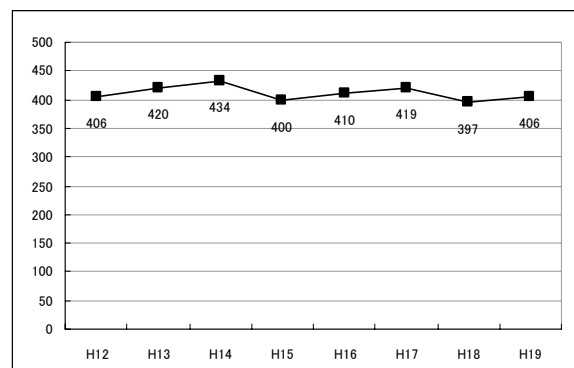
(各年事務報告書より)

市民会館・公民館の利用内訳(件)



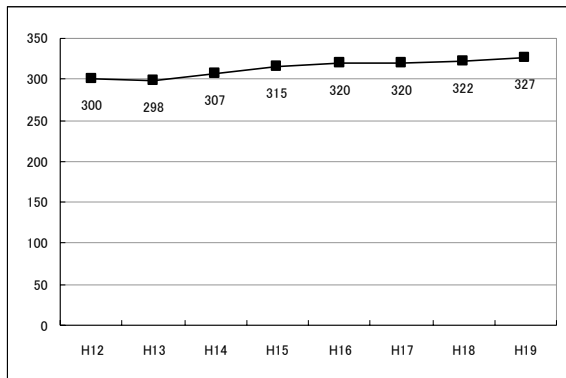
(各年事務報告書より)

社会教育関係登録承認団体数(団体)



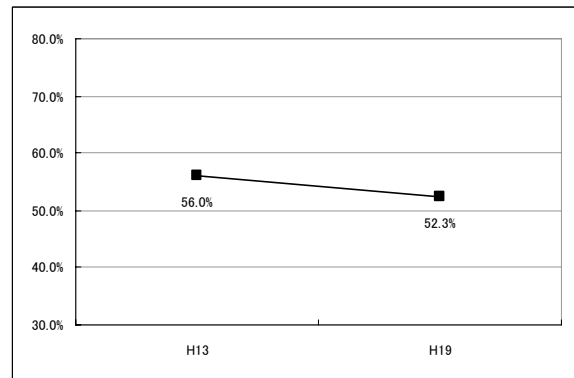
(各年事務報告書より)

コミュニティ・スクール登録団体数（団体）



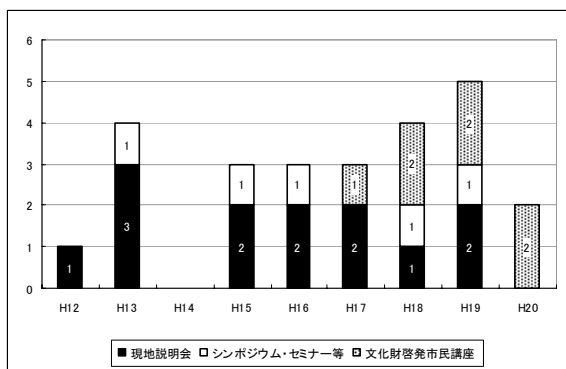
（各年事務報告書より）

運動・スポーツの定期的実践者の比率（％）



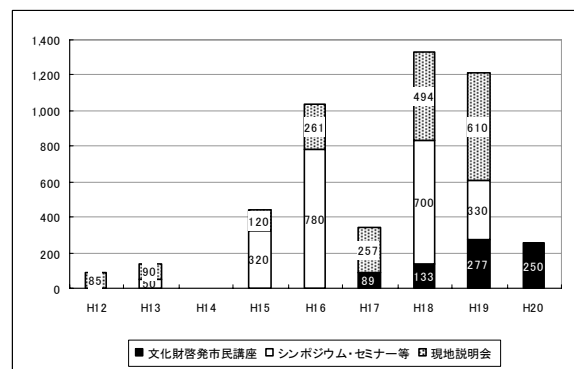
（平成13・19年度スポーツ活動に関する市民意識調査報告書より）

文化財保護・啓発等に関するセミナー等の開催数（回）



（各年事務報告書より）

文化財保護・啓発等に関するセミナー等の動員数（人）



（各年事務報告書より）

3-3 男女共同参画社会の実現

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
より波及効果の高い啓発活動に取り組むなど、今後とも継続した男女共同参画推進への取組が必要である。	男女共同参画推進施策を実施していくための法的な拠りどころとして、平成 21 年 3 月に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定している。 意識調査の結果から、芦屋市における固定的な性別役割分担意識は全国平均と比べてやや強い傾向が見られる。また、女性よりも男性で、若年よりも高齢で保守的な傾向が見られる。 男女の不平等感 固定的性別役割分担意識 女性の就労に対する意識 市附属機関等における女性委員登用率はここ数年微増である。平成 20 年 4 月 1 日現在、9 附属機関等で女性委員が登用されていない。 市附属機関等における女性委員登用率	男女共同参画社会の実現に向けた取組により、男女の待遇格差や固定的な性別役割分担意識は徐々に低下している。 男女共同参画社会の実現に向けた取組により、市附属機関等での女性登用が進んだ。 男女共同参画センター講座の開催により、受講者の意識啓発が進んだ。
ドメスティック・バイオレンス（DV）の解消に向けた取組が求められている。	ドメスティック・バイオレンス解消に向けた取組として、女性相談事業、広報紙・センター通信などを通じたDV防止の意識啓発、センター講座開催時に啓発リーフレットの配布、毎年「女性に対する暴力をなくす運動期間」における街頭啓発等を行っている。 DV相談件数	

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
市民生活部長	男女共同参画推進施策を実施していくための法的な拠りどころとなる芦屋市男女共同参画推進条例を制定できた。 男女の待遇格差や固定的な性別役割分担意識は徐々に低下している。男女共同参画センターの講座の開催により受講者の意識啓発が進んでいる。 DV対策については、現在以上の取組が必要と思われる。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な支援など、効果的でインパクトのある事業の実施により啓発を進めること。</p> <p>働く現役世代や若年層のセンター利用を拡大すること。</p> <p>男女共同参画センターの本設に合わせて毎土曜日の開館を検討すること。</p> <p>相談日を増やすこと。</p> <p>相談事業の実施内容について周知を図ること。</p> <p>相談事業の内容を充実していくこと。</p> <p>女性の悩み相談と暴力（DV）に関する相談に加え、法律相談や男性相談などを導入すること。</p>	<p>「第3次男女共同参画行動計画」の策定に向けて、毎年の実施計画の進行管理、市民意識調査の実施、「第2次男女共同参画行動計画（平成15年度～24年度）」の総括等を行う。</p> <p>本庁トイレでの相談カードの設置や定期的な広報掲示板でのPR等により広報に努める。</p>

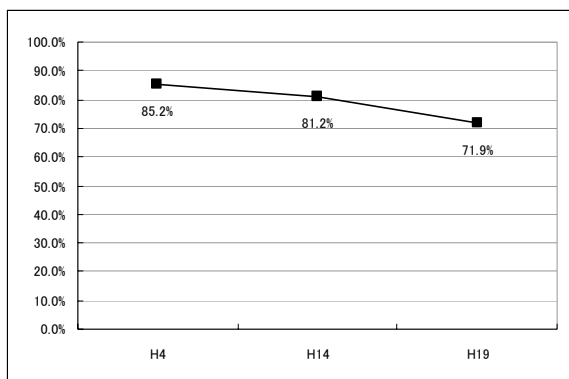
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
市民生活部長	<p>より高い波及効果のある啓発が求められている。</p> <p>DVについては相談に来られた方に法律相談等が必要と考える。</p>

【 5 】 統計データ等の比較で見る状況の変化

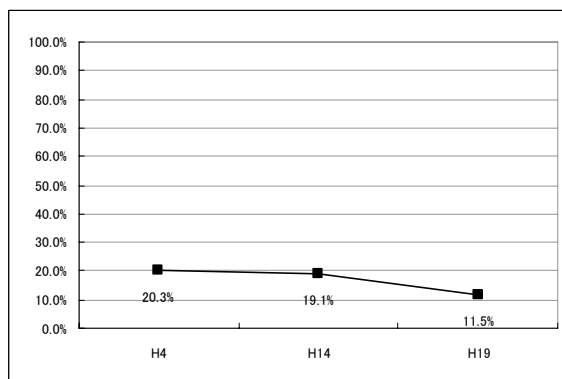
統計データ等の名称	傾向
男女の不平等感	下降
固定的性別役割分担意識	下降
女性の就労に対する意識	-
市附属機関等における女性委員登用率	上昇 横ばい
D V相談件数	増加
男女共同参画センターの利用者数	減少

男女の不平等感（％）



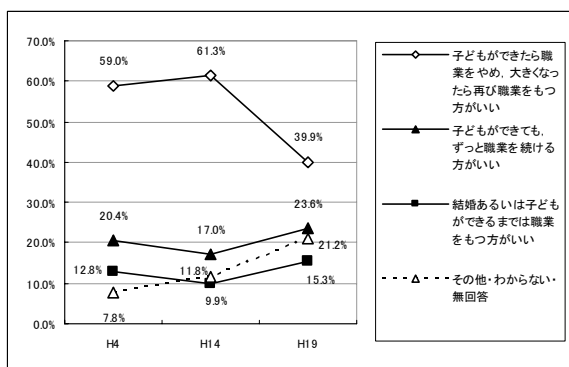
（平成 19 年度男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書より）

固定的性別役割分担意識（％）



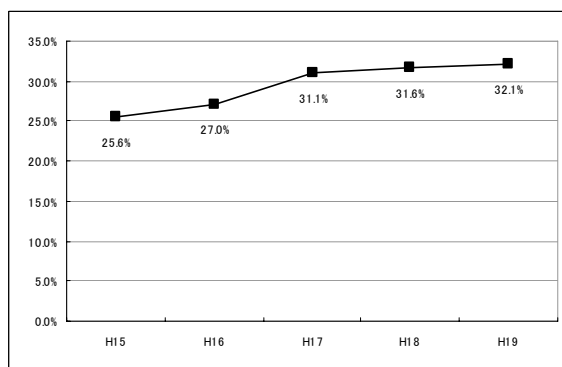
（平成 19 年度男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書より）

女性の就労に対する意識（％）



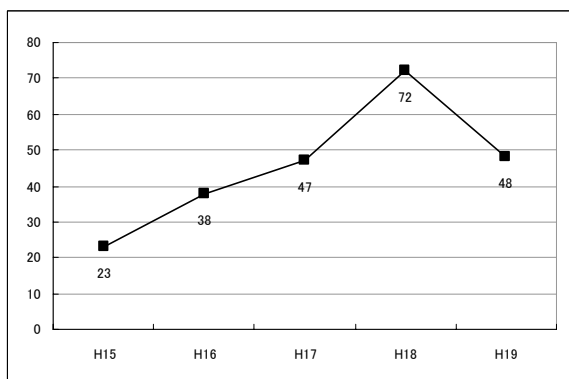
（平成 19 年度男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書より）

市附属機関等における女性委員登用率（％）



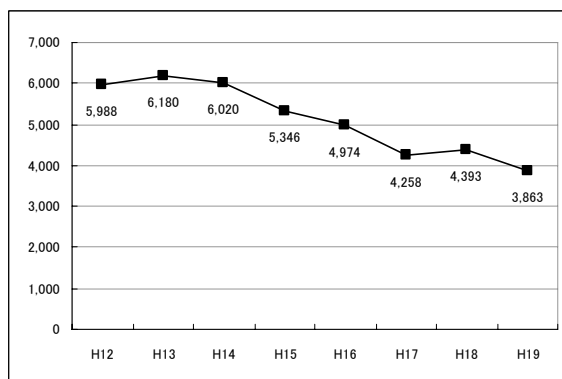
（平成 19 年度男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書より）

D V相談件数（件）



（各年事務報告書より）

男女共同参画センターの利用者数（人）



（各年事務報告書より）

3-4 市民交流の促進

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
市民レベルでも国際交流は日常的なものとなっている。	<p>国外との国際交流として、姉妹都市提携しているモンテペロ市との交流事業により、毎年2人の学生親善使節を相互に派遣している。</p> <p>在住外国人の増加と国籍の多様化が進み、隣に外国人が住んでいたたり、同じクラスに外国人の子どもが通っていたりする状況が特別でなくなるなど、国内においても市民レベルの国際交流が日常化している。</p> <p>外国人登録者数の推移 国籍別外国人登録者数</p> <p>外国人と地域住民との共生が進む中で、本市は外国人にとって住みやすいまちとなっているが、一方で、国籍の多様化による地域住民とのトラブルも発生している。</p> <p>外国語による情報提供の認知度 外国人からみた芦屋市の住みやすさ 外国人からみた芦屋のイメージ</p>	<p>英語版広報紙(アシヤニューズレター)の発行により、在住外国人への生活情報の提供が進んだ。(認知度22.9%)</p> <p>英語のごみカレンダー作成により、在住外国人にもごみの収集日がわかるようになった。</p> <p>英語・スペイン語・ポルトガル語での分別チラシ作成により、在住外国人にもごみの分別方法がわかるようになった。(認知度27.7%)</p> <p>本市を住みやすいと考える在住外国人が増加した。 本市に良いイメージを持つ在住外国人が増加した。</p>
企業や個人の国際交流が加速し、情報発信の重要性が高まっている。	外国人留学生30万人計画、外国人看護師など海外人材の受入の促進といった、グローバル化を推進する国の方針が示されている。	
平成の大合併等により地域の見直しが進んでいる。		
更なる市民交流の広がりが求められている。	現在、「しそ森林王国」との交流はまつりへの参加のみとなっている。	「しそ森林王国」のまつりへの出店により、地域間の交流が進んだ。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
市民生活部長	<p>モンテペロ市との国際交流を進めている。</p> <p>ニューズレターの発行により、在住外国人の生活を支援している。</p> <p>英語、スペイン語、ポルトガル語によるごみ分別収集のチラシを作成した。</p>	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>国別での様々な問題を把握し施策へと反映する仕組みをつくること。</p> <p>在住外国人と地域住民が情報を交換できる機会や交流の場を確保すること。</p> <p>英語・中国語・スペイン語などによる生活情報を充実すること。</p> <p>公共施設等で英語だけでなく外国語の案内標識を設置すること。</p> <p>外国語での対応ができる市役所職員を育成すること。</p> <p>帰国生徒等の日本語での生活を支援すること。</p> <p>医療機関に対応できるボランティア等を育成すること。</p> <p>在住外国人が困ったときに相談できる機関等をネットワーク化すること。</p> <p>（国内交流に関して）目に見える具体的な事業を実施すること。</p>	<p>芦屋市在住外国人関係課調整会議の定期的な開催や国際交流推進懇話会での検討を基に、今後の本市の国際交流施策について対応方針等を定める。</p> <p>地域の住民と日常生活ができる程度にコミュニケーション力を強化するための支援を行う。</p> <p>地域における情報の（英語だけでなく）多言語化を進め、日本語・日本社会に関する学習を支援する。</p> <p>外国語対応可能な病院の情報提供、多様な言語による医療問診票の表記、母子保健及び保育への支援、広域的な医療通訳者派遣システムの構築を進める。</p> <p>外国人を災害時の災害弱者とさせないため、高齢者・障がい者のリストの作成などの対策を進める。</p> <p>就学支援を充実する。</p> <p>ハローワークとの連携による外国人の就業支援に向けた啓発、商工会との連携による外国人の就業環境改善に向けた啓発を充実する。</p> <p>英語を含む外国語に対応できる職員を育成する。</p>

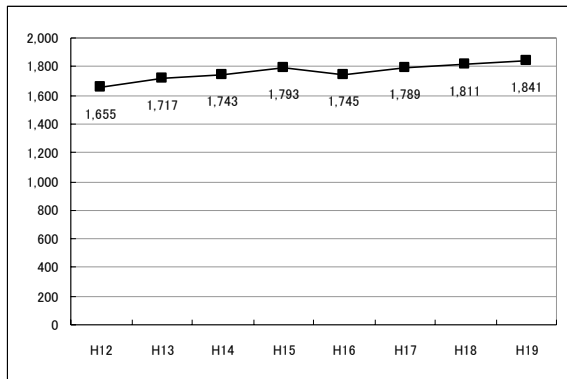
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
市民生活部長	<p>市内に在住する外国人の国籍が多様化することで生活情報の多言語化が求められる一方、母国語、日本語あるいは英語のいずれも完全には理解できない子どもが増加していることについても対策を考えていく必要がある。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

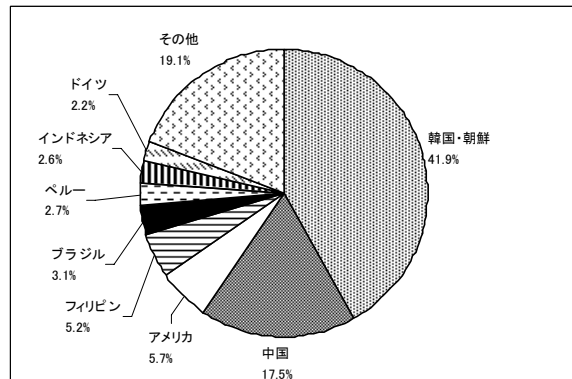
統計データ等の名称	傾向
外国人登録者数の推移	増加
国籍別外国人登録者数	-
国際結婚の比率（全国）	上昇
在留資格別の非永住外国人登録者数比率（全国）	-
外国語による情報提供の認知度	-
外国人からみた芦屋のイメージ	-
外国人からみた芦屋市の住みやすさ	-

外国人登録者数の推移（人）



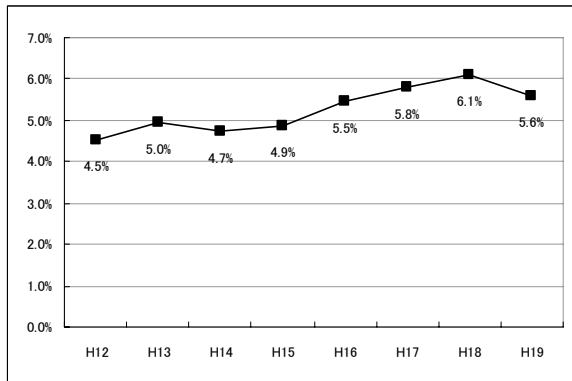
（外国人登録台帳より）

国籍別外国人登録者数（人）



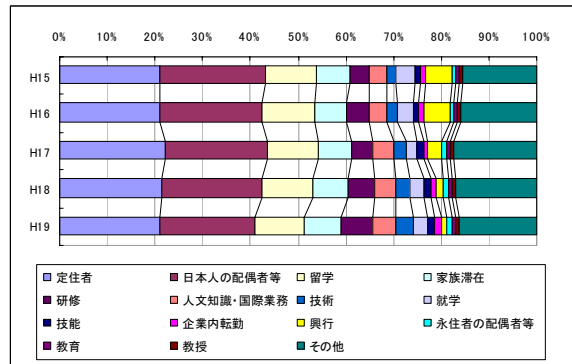
（平成 19 年 3 月末外国人登録台帳より）

国際結婚の比率（全国）（%）



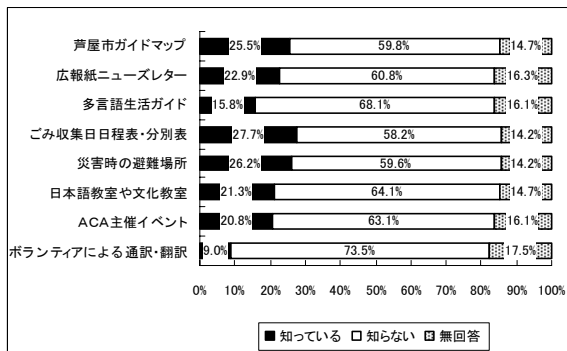
（厚生労働省「人口動態調査」より）

在留資格別の非永住外国人登録者数比率（全国）（%）



（平成 19 年外国人登録者統計より）

外国語による情報提供の認知度（%）



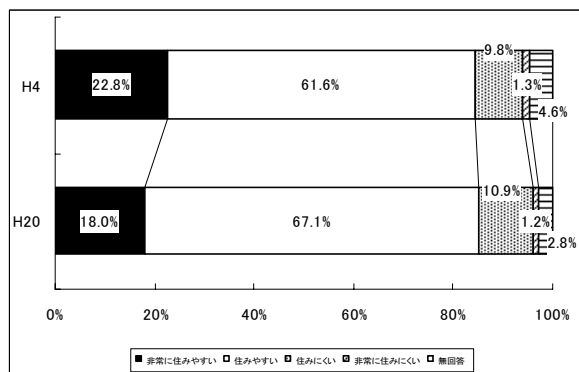
（平成 20 年度在住外国人対象意識調査報告書より）

外国人からみた芦屋のイメージ（%）

	複数回答の上位5件	
	H4	H20
1 やすらぎ、くつろぎがある	56.0%	やすらぎ、くつろぎがある 60.5%
2 しやれている	34.2%	しやれている 38.3%
3 個性がある	27.0%	国際性がある 31.7%
4 国際性がある	26.7%	親しみやすさがある 25.5%
5 文化がある	20.2%	個性がある 23.9%

（平成 20 年度在住外国人対象意識調査報告書より）

外国人からみた芦屋市の住みやすさ（％）



(平成 20 年度在住外国人対象意識調査報告書より)

快適でうるおいのある都市づくり

4-1 暮らしやすく質の高い市街地の形成

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
人口は増加傾向を示している。	市の人口・世帯数は増加傾向を続けている。 人口	
大規模な市街地整備が収束に向かっている。	権利者等の協力を得て 3 地区の震災復興土地区画整理事業が完了し、現在は清算金の徴収を行っている。 南芦屋浜地区では、9,000 人の計画人口に対して、平成 21 年 2 月現在で約 3,500 人が居住している。 南芦屋浜地区の人口・世帯数 潮芦屋 現況・計画図	震災復興土地区画整理事業において、事業計画への住民意向の反映やワークショップを取り入れた住民参加型の公共施設整備などにより、住民のまちに対する愛着が高まり、快適で安全なまちの復興整備が進んだ。 南芦屋浜地区における地区整備計画の策定により、快適で安全なまちづくりが進んでいる。
市民・地域との協働によるまちづくりが歩みを始めようとしている。	市内 12 地区でまちづくり協議会が設立され、14 地区(区域面積約 356ha)の地区計画が策定されている。 地区計画の策定状況	地元協議会活動を支援する県の助成制度の活用や市の助成制度の創設により、市民・地域との協働のまちづくりが活発になり、地区計画の策定が進んでいる。
快適で安全なまちづくりに参加できる環境を整えていく必要がある。	耐震偽装等による建築基準法の改正や運用の厳格化がなされたが、制度が定着しつつある。 芦屋市が「非常に住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人の比率 緑などの自然の豊かさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率 まち並み等の景観の美しさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率 年間建築確認件数と完了検査受検数	建築確認申請の迅速で適正な処理により、完了検査受検率はほぼ 100% 近くになり、違反建築物も減少した。 「住みよいまちづくり条例」の適切な運用や時機に応じた改正による建築計画の規制・誘導により、住環境の保全及び育成が進んだ。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
都市計画担当部長	震災復興土地区画整理事業 3 地区の換地処分を終え大規模な市街地整備を収束させた。 また、地区計画 14 地区、建築協定 1 地区について都市計画決定等を行い市民と行政の協働によるまちづくりを進めるとともに、H18 には住みよいまちづくり条例の改正を行い、市民が守り育ててきたまちづくりを更に進めた。 特定行政庁として、建築物安全安心実施計画に基づき建築パトロールを行い、市民に密着した安全、安心のまちづくりの推進に努めた。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>南芦屋浜地区のまちづくりを進めること。 南芦屋浜地区内へ日常生活の利便性を高める店舗を誘致すること。 南芦屋浜地区内のバス路線を延伸・増便すること。南芦屋浜において、交通の利便性の向上を図ること。 南芦屋浜地区内のコミュニティ施設を整備すること。 南芦屋浜において、公園や街路樹等を適切に維持管理すること。 様々なまちづくり手法を積極的に活用して、現在の良好な住環境を保全・育成すること。 長期優良住宅など優良な住宅ストックの形成を促すこと。 建築関連法規に関する市民の理解を深めること。</p>	<p>南芦屋浜の開発者である兵庫県企業庁に地区住民のニーズを伝え、快適で安全なまちづくりの実現に向けて協議を重ねる。 市民と行政との協働によるまちづくりを進める中で、行政のより積極的な役割を見出していく。 地区計画の策定により、行政と市民・地域との協働によるまちづくりをさらに進める。 戸建住宅と共同住宅が共存する、芦屋にふさわしい住環境の形成をさらに進める施策を検討する。 優良な住宅ストックの形成を促す施策を検討する。 建築関連法規について市民への周知を図るとともに、違反建築物に対しては迅速に対応する。</p>

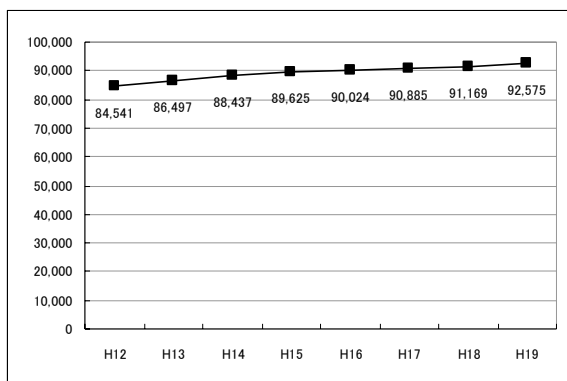
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
都市計画 担当部長	<p>開発者は限度いっぱいの土地利用を行うことが多いことから、開発者と地域住民との思いにズレが生じ、紛争となることが多いので、地域住民が考えたその地域のまちづくりの基準となる地区計画の更なる推進が必要。 建築物の用途変更や申請など法的義務のない小規模の変更は把握することが困難であり、指導になかなか従わないケースもあることから、粘り強い指導が必要となる。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

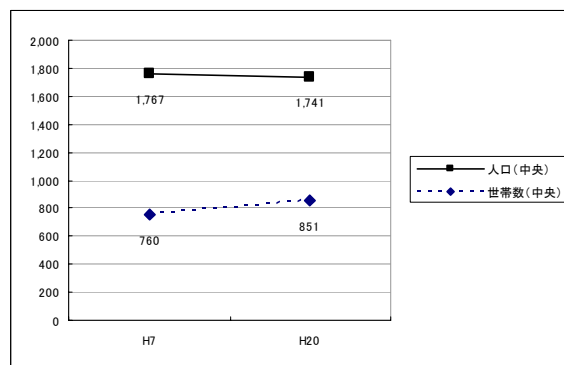
統計データ等の名称	傾向
人口	増加
中央地区の人口・世帯数	-
西部第一地区の人口・世帯数	-
西部第二地区の人口・世帯数	-
中央地区の宅地・公共用地面積	-
西部第一地区の宅地・公共用地面積	-
西部第二地区の宅地・公共用地面積	-
年間建築確認件数と完了検査受検数	-
芦屋市が「非常に住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人の比率	上昇 横ばい
緑などの自然の豊かさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率	下降 上昇
まち並み等の景観の美しさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率	下降 上昇
南芦屋浜地区の人口・世帯数	増加
地区計画の策定状況	-
南芦屋浜地区（潮芦屋）現況・計画図	-

人口（人）



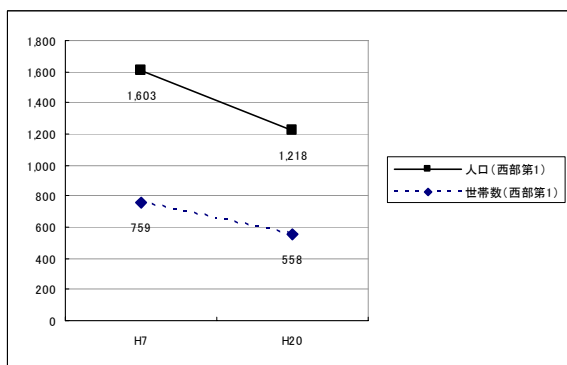
（住民基本台帳より）

中央地区の人口・世帯数（人・世帯）



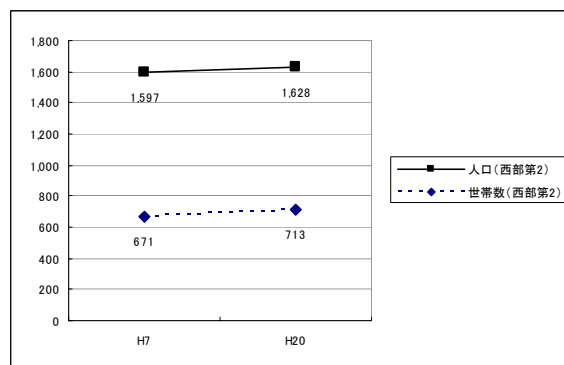
（芦屋中央震災復興土地区画整理事業計画書より）

西部第一地区の人口・世帯数（人・世帯）



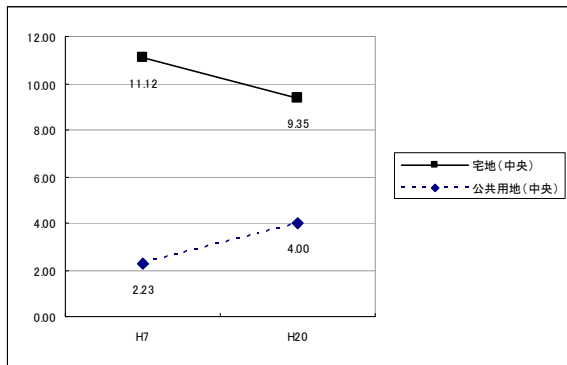
（芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業計画書より）

西部第二地区の人口・世帯数（人・世帯）



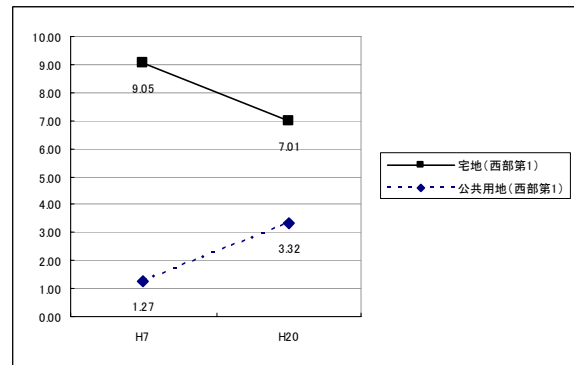
（芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業計画書より）

中央地区の宅地・公共用地面積 (ha)



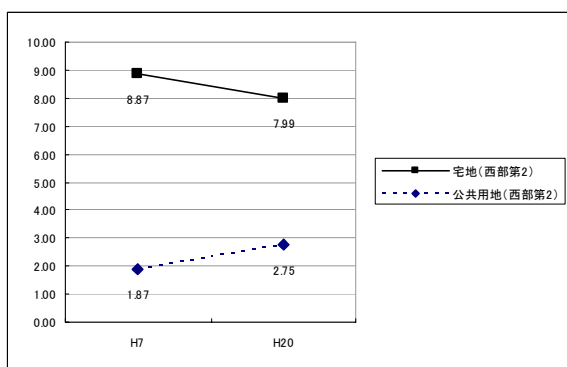
(芦屋中央震災復興土地区画整理事業計画書より)

西部第一地区の宅地・公共用地面積 (ha)



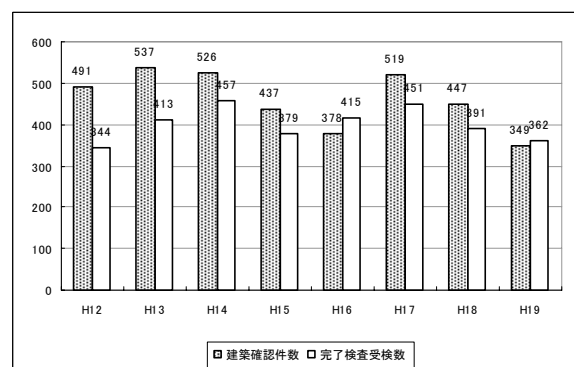
(芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業計画書より)

西部第二地区の宅地・公共用地面積 (ha)



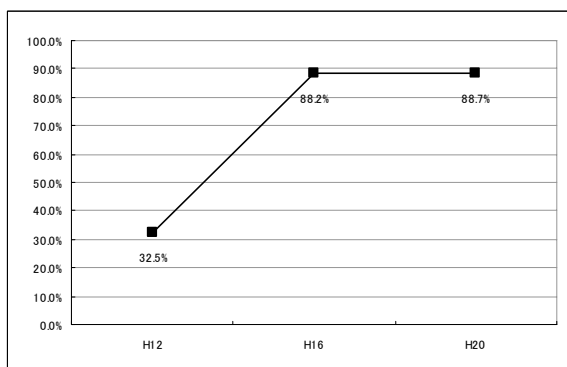
(芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業計画書より)

年間建築確認件数と完了検査受検数 (件)



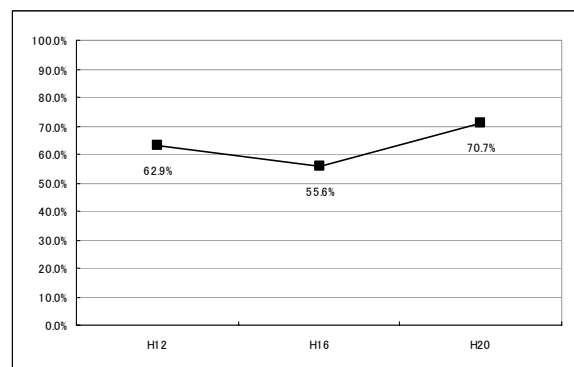
(各年事務報告書より)

芦屋市が「非常に住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人の比率 (%)



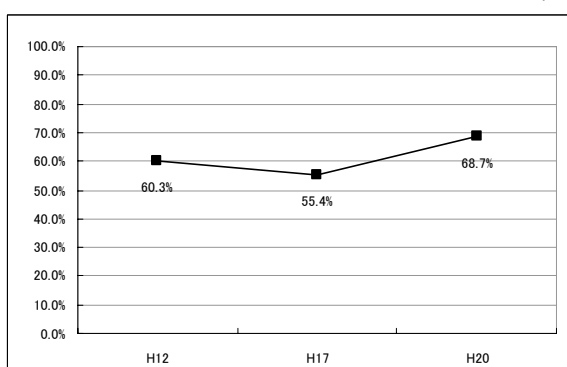
(平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より)

緑などの自然の豊かさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率 (%)



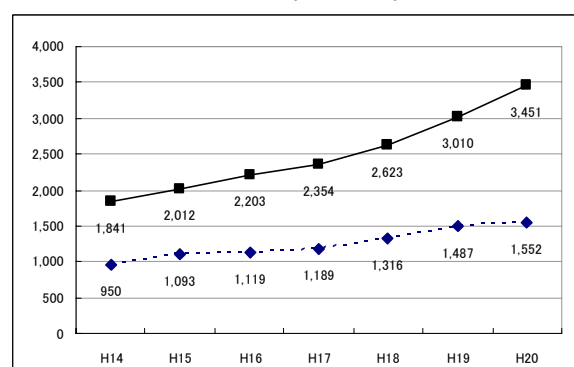
(平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より)

まち並み等の景観の美しさが「かなり良い」、「やや良い」と答えた人の比率 (%)



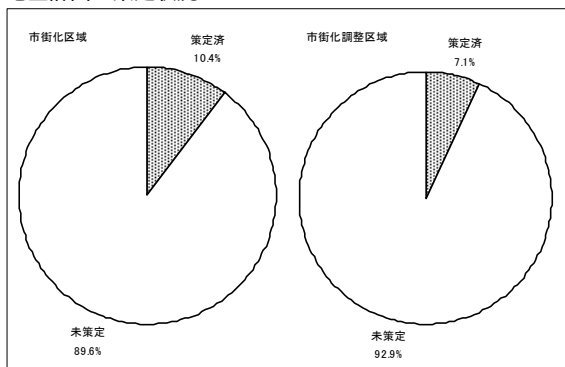
(平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より)

南芦屋浜地区の人口・世帯数 (人・世帯)



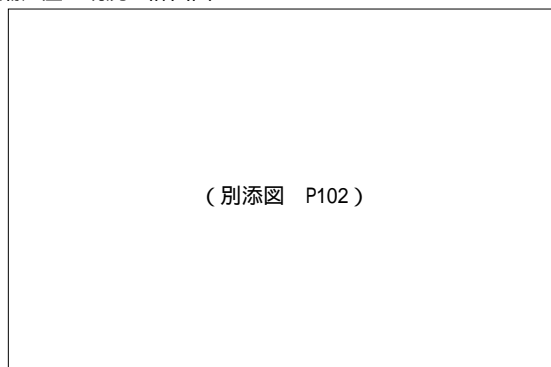
(住民基本台帳より)

地区計画の策定状況



いずれも平成 20 年度末時点 (都市計画課調べ)

潮芦屋 現況・計画図



(都市計画課調べ)

4-2 快適な交通体系の整備

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
円滑な都市交通を確保し、都市機能の向上を図る必要がある。	<p>県道東灘芦屋線東灘芦屋大橋の整備が完了した。</p> <p>山手幹線は平成 19 年度末現在で約 81%が供用を開始しており、全面開通は平成 22 年度秋を予定している。</p> <p>山手幹線事業の進捗率（整備済延長・用地取得率）</p> <p>市内 55 路線の都市計画道路は、平成 19 年度末現在で約 84%が整備済みである。</p> <p>都市計画道路の整備状況</p> <p>バス利用者数</p> <p>鉄道駅利用者数</p> <p>通勤・通学の便利さ</p> <p>芦屋市から移転したい理由</p> <p>違反駐車検挙数</p> <p>放置自転車等撤去数</p> <p>駅周辺の自転車駐車場台数（自転車・原付・自動二輪の合計台数）</p>	<p>幹線道路の整備により、円滑な交通処理と安全確保が図られ、防災機能の強化が進んでいる。</p> <p>「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に基づき各特定事業者が実施する歩道の段差解消や手摺の設置等により、市内各所でのバリアフリー化が進んでいる。</p> <p>平成 20 年 11 月に設置した「阪神芦屋駅・市役所周辺地区ユニバーサル社会づくり実践モデル地区協議会」において、平成 21 年度から開始するバリアフリー啓発事業のプラン検討が進んでいる。</p>
地域のまちづくりへの配慮が求められている。	<p>山手幹線沿道には耐震性貯水槽 2 か所、防災倉庫は 5 か所のうち 4 か所が完了し、残る 1 か所は平成 21 年度に整備が予定されている。</p> <p>環境保全と防災機能の充実に向け、国道 43 号周囲で 8 か所の環境防災緑地が「地元利用型」として整備されている。平成 20 年度以降には西蔵町と打出町の 2 か所で新設を予定している。</p> <p>環境防災緑地の状況図</p> <p>幹線道路交通量</p>	<p>幹線道路の整備における環境対策の実施により、自動車交通による沿道住環境への影響が軽減されている。</p>

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
都市環境部長	<p>南芦屋浜地区道路整備事業については宅地開発にあわせ事業が進捗している。</p> <p>新たに、防潮堤線自転車歩行者道の再整備や自転車通行区分の明示・啓発を実施。</p> <p>阪神芦屋駅周辺バリアフリー基本構想区域内事業は計画どおり進捗。</p> <p>違法駐車追放は駐車監視員制度が導入され、数字的には違反件数が増えているが、エリアを拡げていっているため、効果は出ている。</p> <p>放置自転車対策は、増設・回数券導入、撤去強化で効果が出ている。</p> <p>歩道段差切下げバリアフリー改修の未実施箇所が多い。</p> <p>防護柵等の交通安全施設整備の未実施箇所が多い。</p> <p>下水道整備に伴う舗装改良以来、本格的な舗装修繕が行えていない地域が多い。</p> <p>修繕及び耐震対策未実施の橋梁が多い。</p>	概ね取り組めた
都市計画担当部長	<p>東灘芦屋大橋は H16 年に開通。山手幹線については平成 22 年秋開通の見込み。</p> <p>H19 に交通バリアフリー基本構想を策定し H20 より事業実施に着手するとともに、バリアフリー推進連絡会を設置し実施状況の点検を行っている。また、H20 よりユニバーサル社会づくり実践モデル地区と位置づけ、ソフト的施策の展開を図っている。</p>	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>都市計画道路の整備により有機的な交通ネットワークの形成を進めていくこと。</p> <p>道路整備の必要性や優先度等を検討し、未着手道路の整備計画を明らかにすること。</p> <p>歩道を安全に通行できるようにするため、段差解消や透水性舗装化によるバリアフリー化を推進すること。</p> <p>交通バリアフリー基本構想の重点整備地区外での整備に関する方針を定めること。</p> <p>山手幹線について、道路の整備後も環境調査を実施し点検を行うこと。</p>	<p>未着手の都市計画道路の整備計画を策定・再検討する。</p> <p>市内全体において、歩道の段差解消や老朽化舗装の改修などを順次実施していく。</p> <p>平成 20 年度に芦屋市バリアフリー基本構想「阪神芦屋駅・市役所周辺地区」に基づいた道路整備に着手しており、平成 22 年度までの 3 か年で整備を完了する予定。</p> <p>ユニバーサルデザインによるまちづくりについては、現在「阪神芦屋駅・市役所周辺地区」を重点整備地区としているが、その他の地区についても重点整備地区として取組を検討する。</p> <p>山手幹線について定期的な環境調査を行い、環境基準を超えた場合は開通前の対策に加えて更なる環境対策を検討し、沿線住民との協議を行う。</p> <p>国道 43 号沿道の環境防災緑地の整備については、地元自治会の意向を聞きながら地元利用型として整備を進めるよう国と協議を行なう。</p>

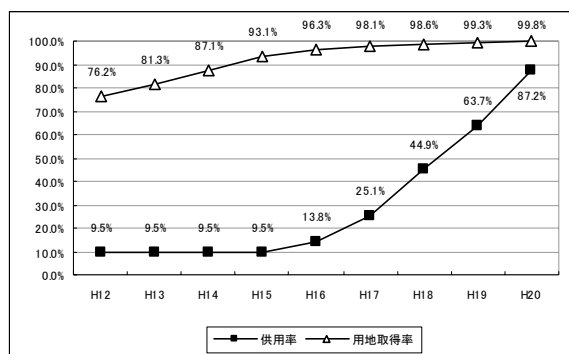
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
都市環境部長	<p>平成 21 年度中に橋梁及び舗装、交通安全施設の調査は完了予定。</p> <p>平成 21 年度中に橋梁長寿命化計画、舗装修繕計画、交通安全施設整備計画を策定するが、執行予算を平準化した計画により実施を行う必要がある。</p> <p>橋梁、舗装、交通安全施設整備などは、概ね 5 年毎の計画的な調査の実施が必要である。</p> <p>環境対策として自転車の利用を図る必要があり、毎年 11 月に実施している駅周辺自転車集中台数調査に基づき自転車駐車場の整備を行う必要がある。</p>
都市計画担当部長	<p>交通ネットワークの早期形成に向けて、都市計画施設の整備を進める必要がある。</p> <p>幹線道路の整備が安全・安心のまちづくりへ十分に反映するよう、線的な整備だけではなく面的な整備と合わせて行う必要がある。</p>

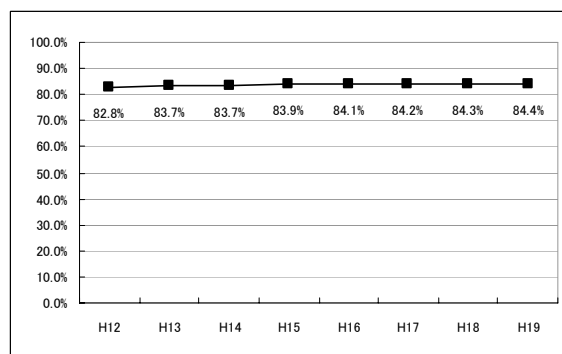
【 5 】 統計データ等の比較で見る状況の変化

統計データ等の名称	傾向
山手幹線事業の進捗率（整備済延長・用地取得率）	上昇
都市計画道路の整備状況	横ばい
バス利用者数	減少
鉄道駅利用者数	増加
幹線道路交通量	減少
通勤・通学の便利さ	下降 上昇
芦屋市から移転したい理由	-
違反駐車検挙数	-
放置自転車等撤去数	横ばい
駅周辺の自転車駐車場台数（自転車・原付・自動二輪の合計台数）	増加
環境防災緑地の状況図	-

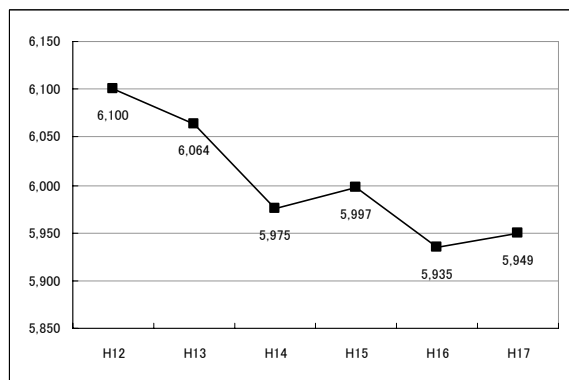
山手幹線事業の進捗率（％）



都市計画道路の整備状況

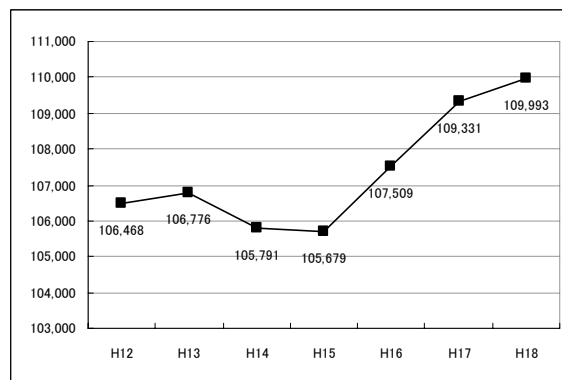


バス利用者数（人）



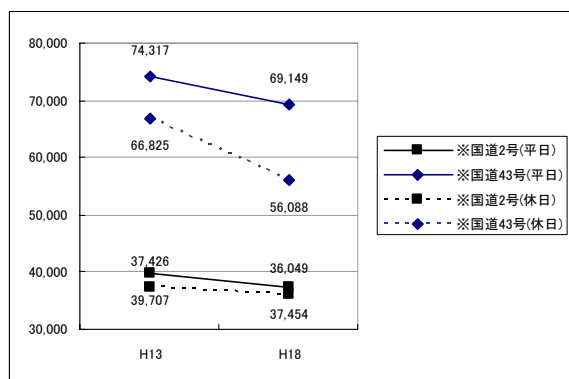
（阪急バス調べ）

鉄道駅利用者数（人）



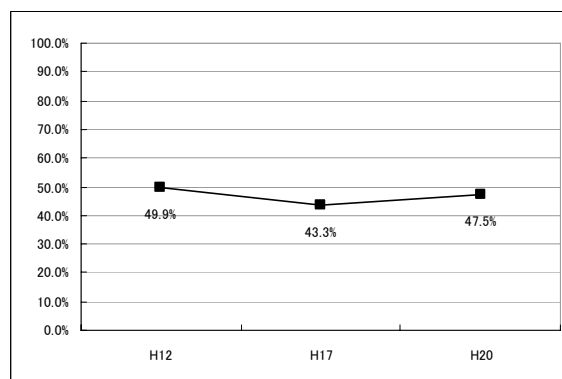
（阪急電鉄，西日本旅客鉄道，阪神電気鉄道各社調べ）

幹線道路交通量（台）



（平成 13・18 年阪神間交通量調査より）

通勤・通学の便利さ（％）



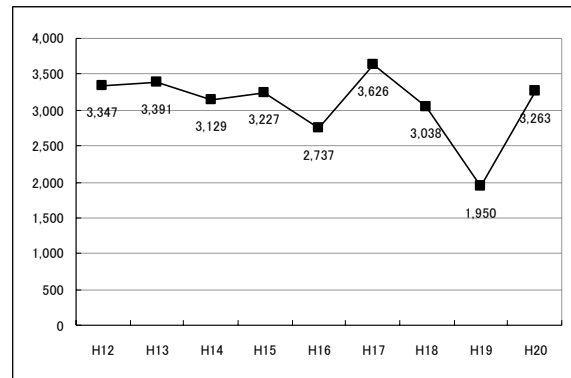
（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

芦屋市から移転したい理由（％）

	H17		H20	
1	物価や住居費の負担が大きい	35.1%	買い物や医療など日常生活に不便である	31.4%
2	その他	35.1%	物価や住居費の負担が大きい	30.9%
3	交通が不便である	18.2%	交通が不便である	29.3%
4	買い物や医療など日常生活に不便である	16.9%	住宅事情や住宅環境が悪い	23.4%
5	住宅事情や住宅環境が悪い	14.3%	その他	12.2%

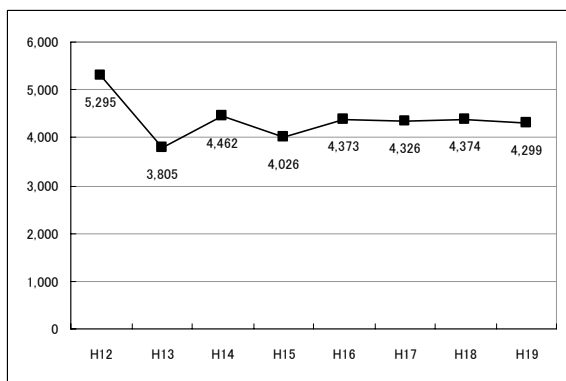
（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

違反駐車検挙数



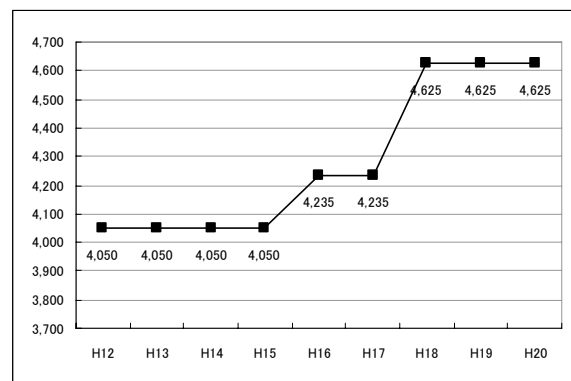
（芦屋警察署調べ）

放置自転車等撤去数（台）



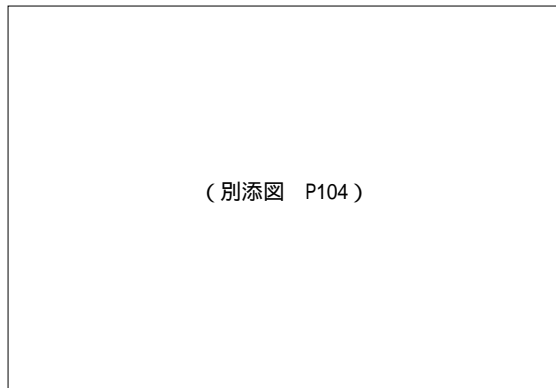
（各年事務報告書より）

駅周辺の自転車駐車場台数（自転車・原付・自動二輪の合計台数）（台）



（各年事務報告書より）

環境防災緑地の状況図



（別添図 P104）

（都市計画課調べ）

4-3 安全で快適な生活基盤の充実

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
住宅の需要は大きな変化を迎えている。	新規着工戸数 住宅困窮者登録者数 市営住宅等戸数	芦屋市住宅マスタープランの策定により、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な考え方が示された。 市営住宅ストック総合活用計画の策定により、市営住宅ストックの維持管理・改修・建替等に関する中長期的な方針が定まる。
耐震化やバリアフリー化のリフォーム等、供給量以外の課題が顕在化している。	公営住宅の耐震化率 老年人口(65 歳以上) 障害者手帳等発行数 要介護認定者数 建て方別の住宅数 バリアフリー住宅改造助成件数	芦屋市住宅マスタープランの策定により、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な考え方が示された。 市営住宅ストック総合活用計画の策定により、市営住宅ストックの維持管理・改修・建替等に関する中長期的な方針が定まる。
上下水道は需要の変化や施設の老朽化への対応が必要である。	ここ 10 年間は人口の増加により配水量が増加してきたものの、1 人 1 日当たり使用量は年々減少の傾向にある。 水需要実績 水道施設の多くが昭和 30 年から 40 年にかけて建設されており、約 230km の配水管路のうち、約 1/3 が耐用年数 40 年を経過している。管路の改良が進むにつれて耐震化率(安全性)は向上するものの、今後も改良が必要な老朽管が発生する。 上水道管の経年化率・耐震化率 下水道施設の更新にあわせて耐震化が進んでいる。 下水道の整備状況 下水道の普及率が 100% になった。 下水道の整備状況	上水道事業の精査と適切な見直しにより、南芦屋浜地区の開発や急速な人口増などによる給水需要の拡大に応えた。 配水管の更新工事により、上水道管施設の老朽化対策が進んだ。 防災拠点における緊急貯水槽の整備により、災害時の対応能力が向上した。 緊急時の飲料水(1 人 1 日 3 リットル 3 日間)及び消火用水の確保により災害時の対応能力が向上した。 老朽管の更新により、下水道管路施設の耐震化が進んでいる。 六麓荘地区の下水道整備完了により、下水道普及率が 100% になった。 下水道管施設の破損防止対策により、機能が維持されるとともに、陥没による通行障害等が未然に防止されている。
(後期基本計画中に記述なし)		通路の再舗装、手すりの設置、階段の補修工事等により、霊園内の安全性が向上した。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
都市環境部長	住宅マスタープラン策定済み 住宅ストック総合活用計画における、将来管理戸数における建替、用途廃止、個別改善、全面的改善、維持保全の個別住宅の活用案はほぼ決定された。 霊園の環境維持の来園者の安全確保を図る整備事業については、平成 21 年度から霊園整備担当主査を置き整備計画を策定する。 火葬場、あしや温泉については実施	概ね取り組めた
下水道事業担当部長	大阪湾流域別下水道総合計画の見直しにより、高度処理は実施できなかった。 下水道普及率が 100% になり、また、老朽管の更新により下水道管路施設の耐震化が進んだ。	ほとんど取り組めなかった
都市計画担当部長	公共建築物等の耐震化は計画に沿って進捗しているが、建替え以外での民間住宅の耐震化は進んでいないと推測される。	一部は取り組めた
水道部長	ひきつづき、配水管の老朽化対策に取り組む。	取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>身体機能の低下や障害が生じた場合にも、入居者が安心して市営住宅に住み続けるようにすること。</p> <p>コミュニティづくりの一環として、地域への開放など市営住宅集会所を積極的に活用すること。</p> <p>今後の需要見込みから収益性の向上を図ることが困難と予想される中で、水道経営を健全化していくこと。</p> <p>老朽化施設の更新に必要な財源を確保すること。</p> <p>湧水や地震等に対する安全対策として、さらなる水道管施設整備を効率的かつ効果的に進めること。</p> <p>防災と減災の観点から、計画的・段階的に下水道施設の改築・更新を実施すること。</p> <p>大雨などに備え、浸水対策を行うこと。</p>	<p>既存の市営住宅住戸に対しては、高齢者や障がいのある人に対応した住宅への改造を検討する。</p> <p>市営住宅に入居する高齢者への生活支援として、生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを提供する生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による支援を提供する。</p> <p>市営住宅に入居する要介護者の状態や希望に応じ、「訪問」や「泊まり」を組みあわせて支援する高齢者サービスとの連携を図る。</p> <p>市営住宅ストック総合活用計画において建替の方針となった住宅については、実施設計の段階から「コレクティブ・ハウジング」の導入を検討する。</p> <p>市営住宅の空き住居等を活用した「いきいきサロン」の開催等、ボランティアやコーディネーターと連携したネットワークづくりなどの展開を図る。</p> <p>水道事業の経営及び財務を見直し、中長期的な見通しと4年ごとの具体的な財政計画の精査を徹底していく。</p> <p>水道管施設については、施設整備計画の中で維持管理と耐震性確保の両面から優先する順位を検討する。</p> <p>雨水については、確率年及び流出係数の見直しを行い、順次計画的に整備を図る。</p> <p>下水道施設の改築・更新にあたって、重要な管路や優先的に実施すべき管路等を明確化する。</p>

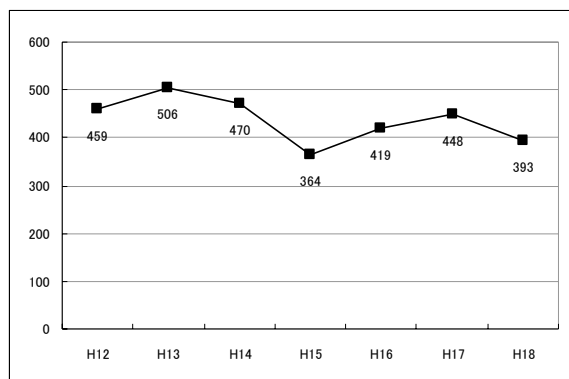
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
都市環境部長	<p>着手時期については財政的な制約や建替、用途廃止の住宅募集停止及び仮住居の確保などの問題で実施時期が遅延することが考えられる。平成27年度までに耐震化対策を実施する必要もあるため、新たな住宅を建て事業を進める必要がある。</p> <p>霊園の転落防止柵や手摺設置は新規整備で、舗装及び道路構造物は老朽化が著しく多額の費用が必要であり、施工時期の制約が多いこと、また毎年工事をしなければならない状況は利用者の利便性に問題がある。</p>
下水道事業担当部長	<p>浸水に対する安全性を考慮する上での対策として、計画雨量およびその算出根拠の見直しが必要となる。</p>
都市計画担当部長	<p>官民協働の防災体制づくりの観点から、住宅耐震化に関する補助制度について、県民共済制度と合わせた普及啓発活動が必要と思われる。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

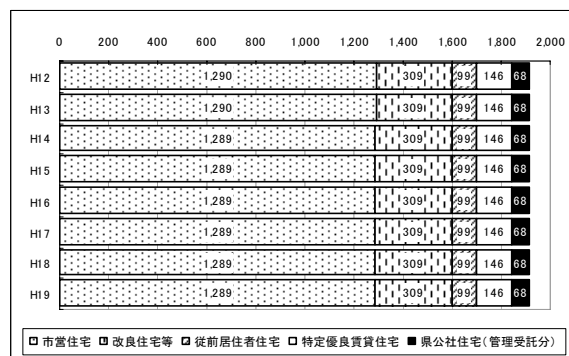
統計データ等の名称	傾向
新規着工戸数	減少
市営住宅等戸数	横ばい
住宅困窮者登録者数	増加 横ばい
公営住宅の耐震化率	-
建て方別の住宅数	-
バリアフリー住宅改造成件数	増加 減少
老年人口(65歳以上)	増加
障害者手帳等発行数	増加
要介護認定者数	増加
水需要実績	-
工事延長と経年化率及び耐震化率	-
下水道の整備状況	増加
下水道の人口普及率	上昇
雨水排水量	-

新規着工戸数（戸）



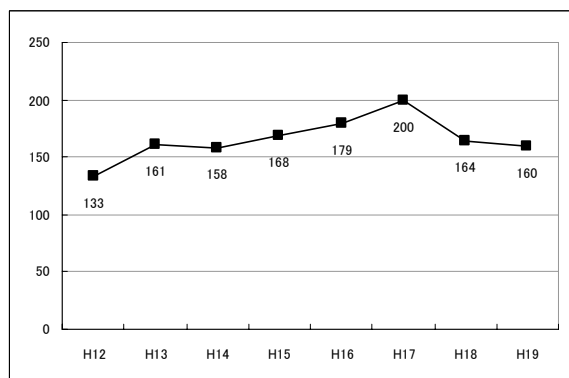
（各年建築着工統計より）

市営住宅等戸数（戸）



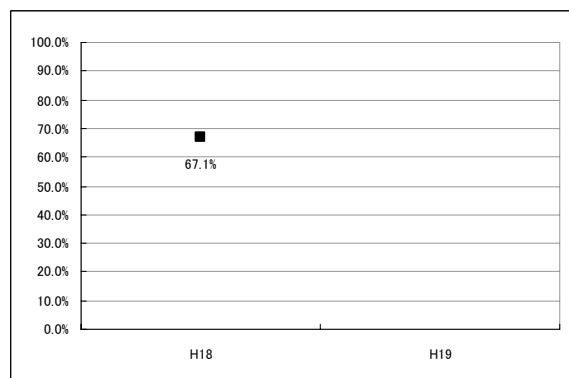
（各年事務報告書より）

住宅困窮者登録者数（人）



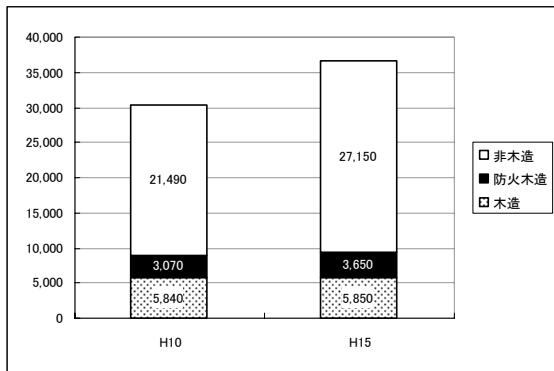
（各年事務報告書より）

公営住宅の耐震化率（％）



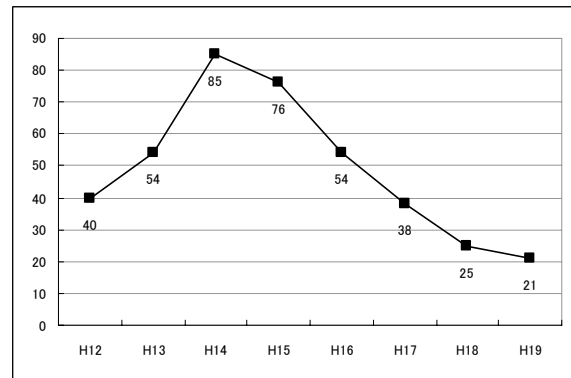
（耐震改修促進計画より）

建て方別の住宅数（戸）



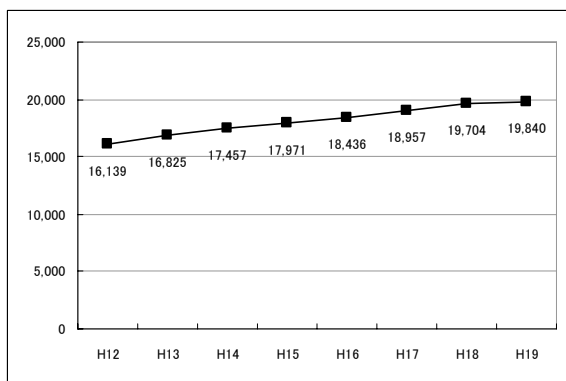
(平成10・15年住宅・土地統計調査より)

バリアフリー住宅改造助成件数（件）



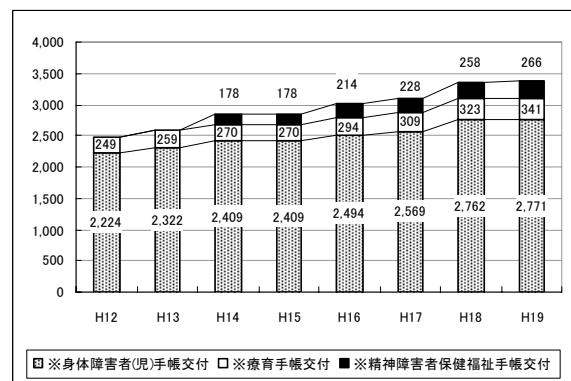
(各年事務報告書より)

老年人口(65歳以上)（人）



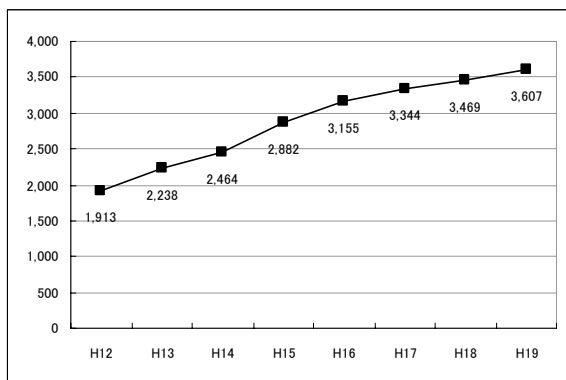
(住民基本台帳より)

障害者手帳等発行数（冊）



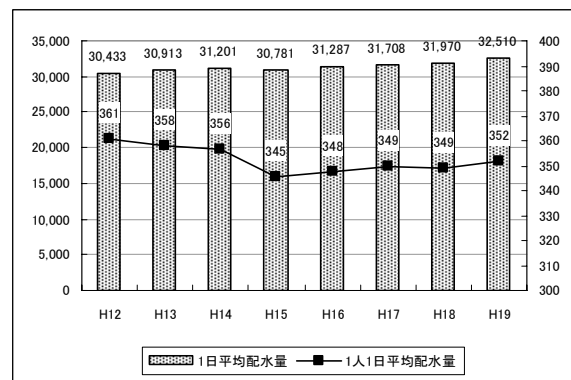
(各年事務報告書より)

要介護認定者数（人）



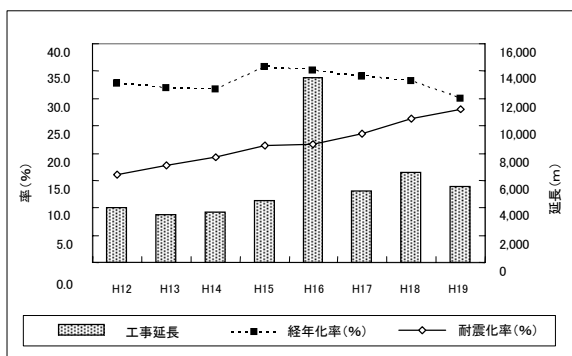
(各年事務報告書より)

水需要実績



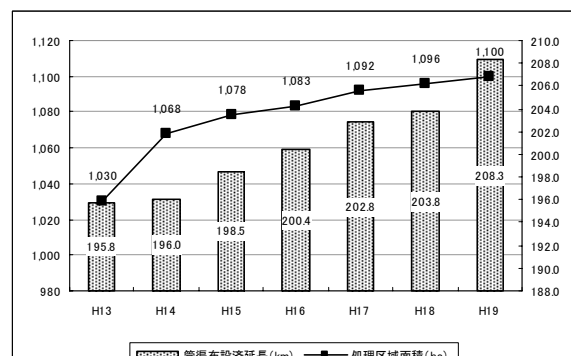
(各年水道事業報告書より)

工事延長と経年化率及び耐震化率



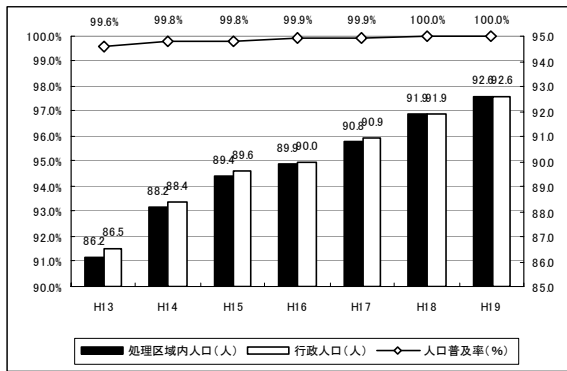
(各年水道事業報告書より)

下水道の整備状況



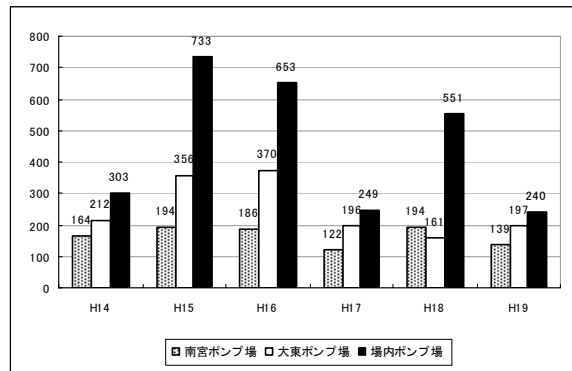
(各年統計書より)

下水道の人口普及率（％）



(各年統計書より)

雨水排水量（千 m³）



(各年事務報告書より)

4-4 個性と風格のある街並みの創造

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成 20 年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
「庭園都市アクションプログラム」として身の回りの緑化推進を中心に取り組んでいる。	「庭園都市アクションプログラム」の一環としてオープンガーデンを毎年実施している。 オープンガーデン参加者 芦屋市が「非常に住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人の比率	オープンガーデンの参加者が年々増えてきている。
六甲山や芦屋川などの自然環境を、協働によって保全・育成していく必要がある。	芦屋川と宮川では、県と市が共同で年に 2 回の除草を実施している。また、ボランティア団体が宮川の国道 43 号から防潮堤線までを掃除している。芦屋川も一部で掃除などを行っている人がおり、教育の一環として年に 1 回程度の掃除をしている団体もある。 公園設置状況、都市公園の面積 緑などの自然の豊かさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率 河川・海辺などの水辺の環境を高く評価した人の割合 芦屋川は多くの人々に散策の場として親しまれているが、ゴミの散乱や犬の糞の放置が目につき、付近住民の迷惑となっている。	ポイ捨て禁止の看板等を設置することにより、住民等への啓発が進んだ。
住宅地における生け垣・庭の緑などの良好な景観要素を、協働によって保全・育成していく必要がある。	景観規制に基づく届出は、平成 13 年度から平成 19 年度の平均で、屋外広告物許可等申請書が約 110 件、大規模建築物等が約 40 件、南芦屋浜景観地区内が約 80 件となっている。	芦屋市緑の基本計画の中で早期に実施する施策等を明らかにしたことで、市民や事業者が協働して緑化推進に取り組めるようになった。 屋外広告物の違反パトロール、是正指導、簡易除却、新たな屋外広告物が計画される際の指導・助言により、秩序ある景観が保たれている。 大規模建築物等の届出に際してアドバイザー会議から指導・助言を得ることにより、景観の整備が進んだ。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
都市環境部長	庭園都市アクションプログラムのオープンガーデンは継続実施 緑の循環システム：総合公園でのチップ、堆肥化はイベント時に有料販売で継続実施。 東山北公園、仲ノ池緑地で落ち葉の堆肥化を行っている。 緑の制度の勉強会、緑の交流会については平成 19 年度以降未実施。 緑の保全・創出に向けた協働による取組では、場所等の制約で難しい。 住民による公園の整備・維持管理については、街区公園 87 箇所内、38 箇所 44% で自治会の申し込みにより実施。 緑化活動支援は継続実施を行っている。	一部は 取り組めた
下水道事業 担当部長	ワークショップ等を開催し、兵庫県と協働して市民意見を取り入れた整備ができた。	取り組めた
都市計画 担当部長	地区計画地域の拡大、芦屋景観地区の指定、緑の保全地区の指定など、良好な住環境を守るための緑の基本計画や景観条例に基づく施策を推進した。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>団体参加が中心のオープンガーデンで、個人や見学者の参加も増加させていくこと。</p> <p>市に替わる緑化団体を育成すること。</p> <p>花壇の世話をする人の高齢化による人手不足を解消すること。</p> <p>派手な屋外広告物や屋上の屋外広告物を規制すること。</p> <p>大規模建築物の建築時には周辺の景観へ配慮されるようにすること。</p>	<p>オープンガーデン開催期間中にウォークラリーを同時開催する。</p> <p>オープンガーデン参加者のコンテストを実施する。</p> <p>緑化に要する補助金を増額する。あるいは、参加者への補助金を支出する。</p> <p>景観行政団体となり、市独自の屋外広告物規制を実施する。</p> <p>市全域の芦屋景観地区指定に引き続いて、芦屋川地区景観地区や南芦屋浜地区景観地区等における詳細な建築物や工作物の形態意匠の制限を定める。</p> <p>「芦屋市緑の基本計画」に定めている施策を順次実施する。</p> <p>宮川の環境整備事業のように、安全と環境が両立できる河川整備を、兵庫県とともに進める。</p>

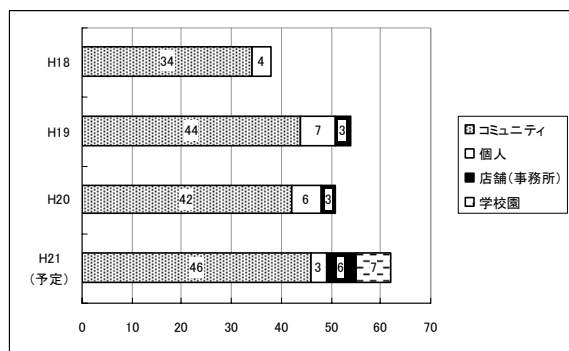
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
都市環境部長	<p>緑の制度の勉強会については、単独での実施は難しい。総合公園での園芸セミナー等での併催を考えていく必要がある。</p>
下水道事業担当部長	<p>河川の浸水空間の整備を進めていく中で、急な出水等に対して、如何に安全と環境を両立させることができるかが課題である。</p>
都市計画担当部長	<p>良好な住環境は最たる芦屋ブランドであり、この良好な住環境がなくなれば通常のどこにでもある街となり都市経営が成り立たず、本市の存在が危ぶまれることに繋がる。</p> <p>最たる芦屋ブランドであるこの良好な住環境を保全育成するため、山、川、海の自然環境のもと、良好な住環境の魅力を生み出している緑を保全育成する施策を展開し、住民の理解のもと進めていくことが課題。</p> <p>良好な住環境を生み出している市民には、良好な住環境は自己努力で既に守っているとの認識があり、条例等の基準により住環境の保全育成措置を講じなくとも良いとの自負がある。したがって、個々人により思いが異なり継続的に行っていくには一定のルールが必要なことを理解してもらう必要がある。</p> <p>こうして守っている本市の原風景を壊す屋外広告物への対策が急がれる。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

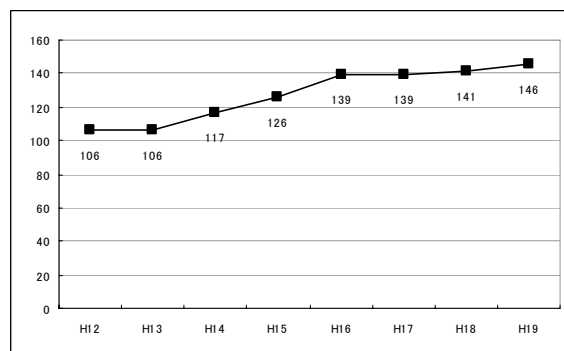
統計データ等の名称	傾向
オープンガーデン参加者	増加
公園設置状況	増加
都市公園の面積	増加
芦屋市が「非常に住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人の比率	上昇 横ばい
緑などの自然の豊かさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率	下降 上昇
まち並み等の景観の美しさが「かなり良い」、「やや良い」と答えた人の比率	下降 上昇
河川・海辺などの水辺の環境を高く評価した人の割合	上昇

オープンガーデン参加者（件）



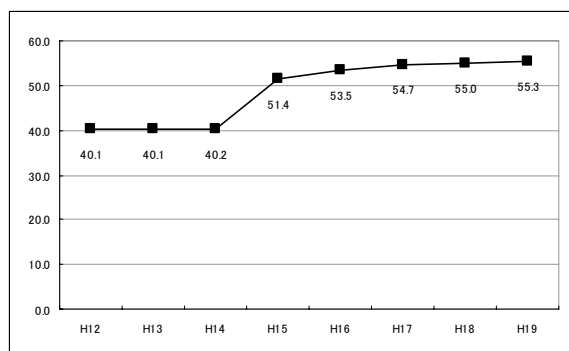
(公園緑地課調べ)

公園設置状況（箇所）



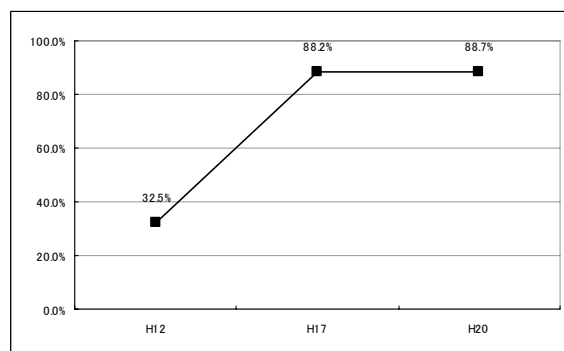
(各年事務報告書より)

都市公園の面積（ha）



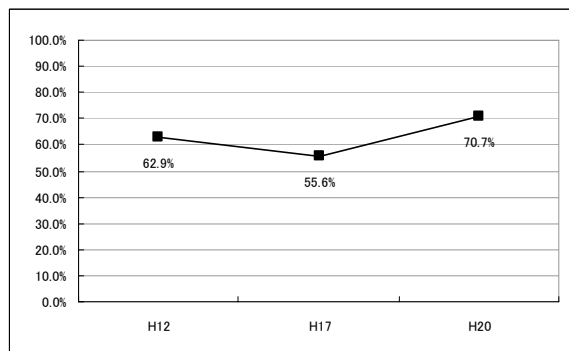
(各年事務報告書より)

芦屋市が「非常に住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた人の比率（%）



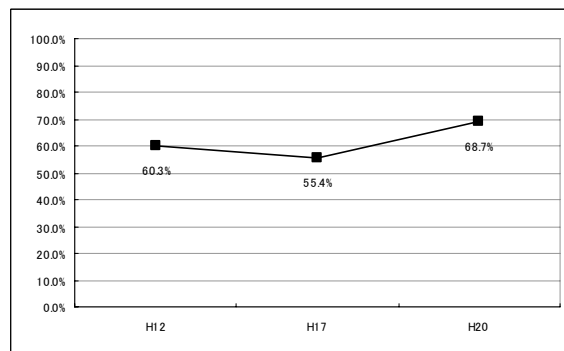
(平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より)

緑などの自然の豊かさが「かなり良い」「やや良い」と答えた人の比率（%）



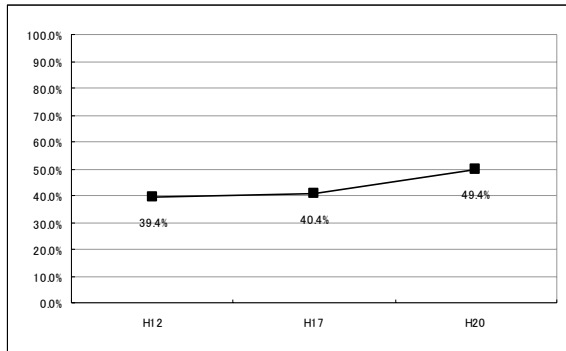
(平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より)

まち並み等の景観の美しさが「かなり良い」、「やや良い」と答えた人の比率（%）



(平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より)

河川・海辺などの水辺の環境を高く評価した人の割合（％）



（平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より）

市民と協働してつくる自立した行政基盤づくり

5-1 市民と行政の協働システムの実現

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
意思決定や合意形成の場への幅広い市民参画が求められている。	<p>芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例の施行により、市民参画についてのルールや体制が整った。</p> <p>同条例に基づき、パブリックコメント等の市民参画の手続きが実施されている。</p> <p>市民参画の手続きの実施状況 附属機関等の委員公募をしても応募が少なく、同じ方ばかりが応募される。幅広い世代の参画を求めても、勤労者世代や若い世代の参画はなかなか得られない。</p> <p>市の行政への参加について 団塊の世代の方々が就業から離れ、地域に戻ってくる時期が近づいている。</p>	<p>「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」の施行と「芦屋市市民参画協働計画」の策定により、参画と協働のルールと枠組みが示され、庁内の体制が整った。</p> <p>各種計画等を策定する際のアンケート調査が定着したことにより、市民ニーズの傾向分析が進んだ。</p> <p>附属機関等における市民委員の公募が定着した。</p> <p>広報市民モニターから得た意見を反映することで、広報紙の見やすさが向上した。</p> <p>ホームページの「よくあるおたずね」をくらしのハンドブックと連動させたことにより、各担当課の作成する案内がスムーズに閲覧できるようになった。</p>
地域における効果的な協働を進めるための体制づくりが必要である。	<p>同条例によりあしや市民活動センターが開設し、市民活動団体の協働の拠点ができた。</p> <p>市民活動センター利用団体数 広報紙を読んでいる市民の割合は他市に比べても非常に高く、市民の間で定着している。</p> <p>ホームページを利用しているのは、20代～50代の市民が中心である。</p> <p>芦屋市ホームページのアクセス数 市政情報を市外(神戸市東灘区～中央区)へと直接発信できる媒体として、CATV番組を作成・放映している。</p>	<p>同条例に基づくあしや市民活動センターが開設したことにより、参画と協働のための拠点ができた。</p>

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
総務部長	<p>適切な情報提供 各種行政情報の提供に取り組んだ。 行政情報コーナーの拡充が求められるが、場所の拡充が困難な状況がある。 情報公開条例の趣旨を職員に引き続き周知していく。</p>	概ね取り組めた
行政経営担当部長	<p>ホームページのトップページを見やすく親しみのある形に変更したことと、過去のお困りです課への問合せをデータベース化したものにキーワード検索機能を付加しアップしたことで24時間ネットを通した問合せが可能となり、共にアクセシビリティの向上に寄与していると考えます。</p>	概ね取り組めた
市民生活部長	<p>本市の基本計画の策定時などにパブコメや市民委員の制度が定着してきた。</p>	取り組めた

【 3 】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ A C T ）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>潜在的な参画希望者を掘り起こすこと。 平日の昼間に時間が取れない市民にも参画の機会が持てるようにすること。 退職して地域に戻ってくる市民に、まちづくりへ主体的に関わってもらえるようにすること。 それぞれの地域のニーズに即した協働のあり方を考えること。 定期的な市民意識調査により市民ニーズの傾向を継続的に把握すること。 広報紙の編集作業に市民の参画を得ること。 ホームページへのCMS導入により、見やすく、検索しやすく、更新しやすくすること。 ホームページのQ & Aの件数をさらに増加すること。 ホームページへ市民意見を書き込めるようにすること。 機能の導入にあたり、個人への誹謗中傷や無責任な内容に対する対処の方針を検討すること。 あしや市民活動センターの機能をさらに充実すること。</p>	<p>無作為抽出した市民に直接応募を呼びかけて参画を促すなど、潜在的な参画希望者の掘り起こしを行う。 市民委員が参画する会議の時間帯や曜日などを決めてから募集するなどの工夫を行う。 広報紙臨時号の編集発行へ、市民の参画を得られないか検討する。 お困りです課の窓口相談に直接寄せられた市民の意見・問い合わせも、整理してホームページに掲載する。</p>

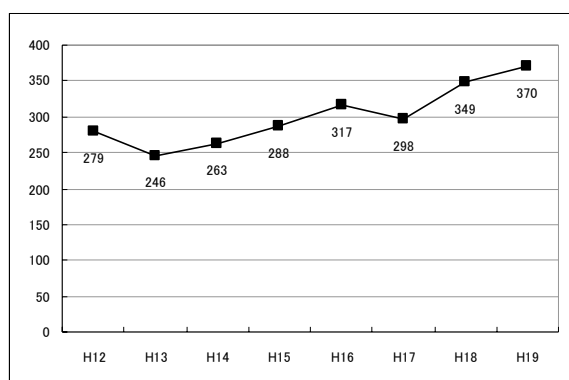
【 4 】部長級から見た総合的な課題（ A C T ）

部長級職員から見た総合的な課題	
総務部長	市民が求める行政情報を、求められるのではなく、積極的に情報発信をしていくという職員の意識の醸成。
行政経営担当部長	ホームページは情報内容に新鮮さが求められることから、更新頻度を上げることと所管課で随時にかつ容易に更新を可能とするためにも、CMSの導入を計画中であり安定的効率的な運用実現が課題である。また、市民の声データベースは、過去からの問合せだけでなく市役所における様々な手続きを想定したQAを作成し、このデータベースを検索することで、問合せに対し所管課以外の課でも一定の対応説明を可能とするデータベース化が必要である。
市民生活部長	いろいろな基本計画の策定に、同じ市民が応募しているように見受けられる。パブコメの件数が少ないと感じる。これで広く意見を求めたことになるのだろうか。

【 5 】 統計データ等の比較で見る状況の変化

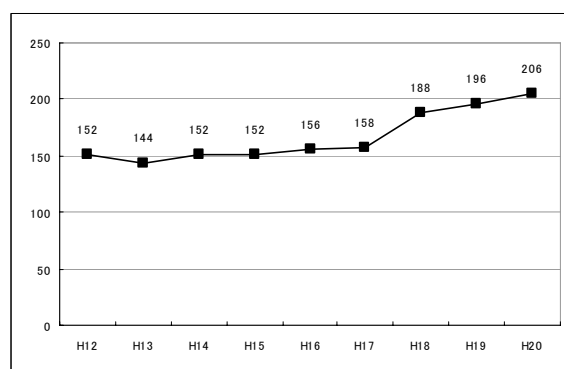
統計データ等の名称	傾向
広報掲示板への掲示件数	増加
広報あしや年間総ページ数	増加
芦屋市ホームページの新規追加ページ数	増加
芦屋市ホームページのアクセス数	増加
公文書公開請求における全部・部分公開の割合	上昇
公文書公開請求における非公開・却下の件数	-
市民参画の手続の実施状況	-
市の行政への参加について	-
市民活動センター利用団体数	増加

広報掲示板への掲示件数（件）



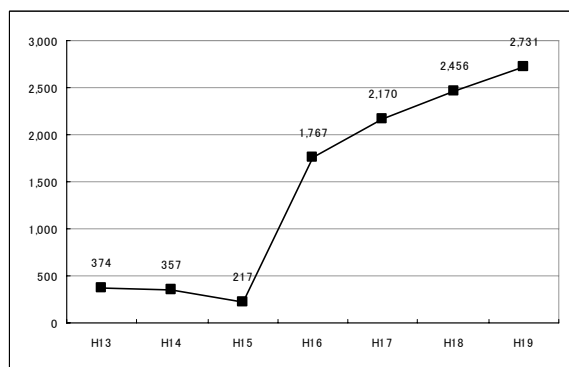
（各年事務報告書より）

広報あしや年間総ページ数（ページ）



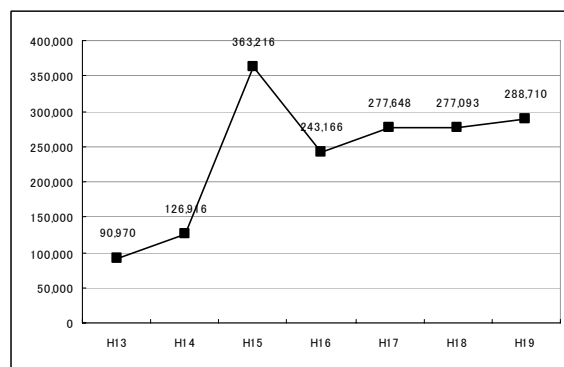
（広報課調べ）

芦屋市ホームページの新規追加・更新ページ数（ページ）



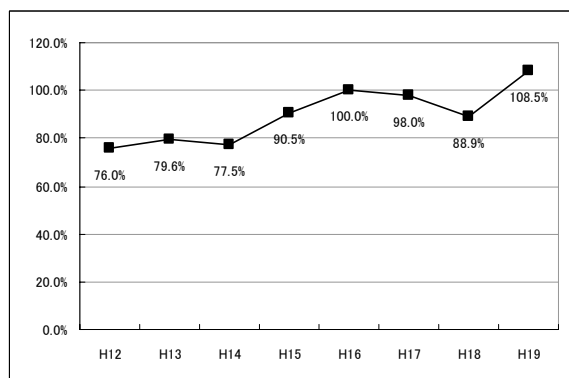
（各年事務報告書より）

芦屋市ホームページのアクセス数（件）



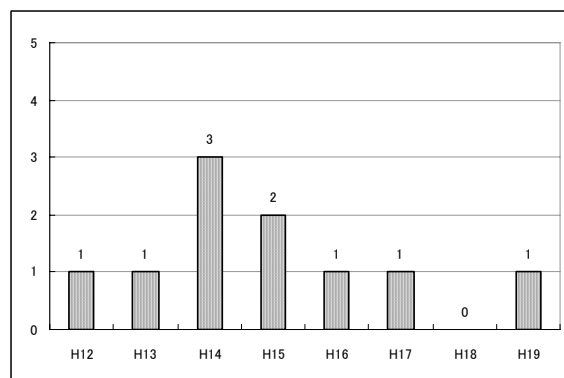
（各年事務報告書より）

公文書公開請求における全部・部分公開の割合（％）



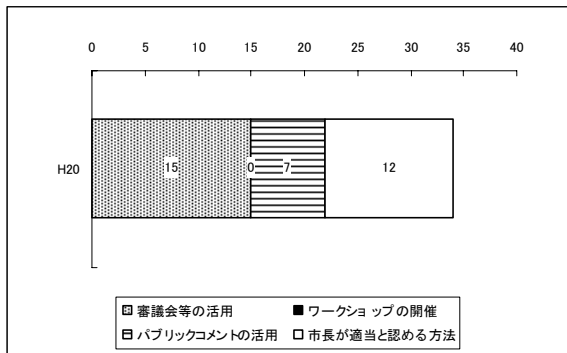
（各年事務報告書より）

公文書公開請求における非公開・却下の件数（件）



（各年事務報告書より）

市民参画の手段の実施状況 (件)



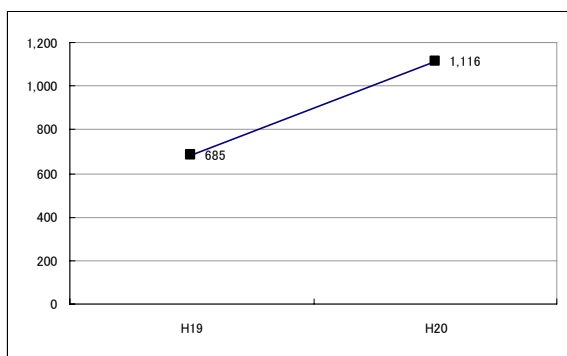
(市民参画課調べ)

市の行政への参加について (%)

	H17	H20
1 アンケート調査があれば回答したい	67.1%	市が実施するアンケート調査で回答したい 59.0%
2 パブリックコメントがあれば意見を述べたい	26.4%	議員や専門家に任せる 22.3%
3 議員や専門家に任せる	20.7%	パブリックコメント(行政計画等を策定する過程での市民の意見募集)があれば意見を述べたい 15.7%
4 市長や議員との懇談会などがあれば参加したい	17.1%	市長や議員との懇談会などがあれば参加したい 12.6%
5 市民の自主的な集まりがあれば参加したい	13.9%	関心がない 11.1%

(平成 11・17・20 年度市民アンケート調査報告書より)

市民活動センター利用団体数 (団体)



(各年事務報告書より)

5-2 効率的な市役所システムの確立

【1】施策への取組によって変化した状況（CHECK）

後期基本計画で捉えた現況と課題	平成20年度末の状況 (印は関連する数値データ等)	取組による主な成果
行政改革への取組を継続するとともに、状況の変化に合わせ適切な見直しを行っていく必要がある。	行政改革実施計画に基づき、組織、業務、財務など多面的な取組が行われている。 一般会計の市債残高 一般会計決算収支（実質単年度収支） 一般会計の基金残高 市役所の職員数 人件費の推移 職員提案件数 一課一改善運動提出数 事務事業評価については、「効果的・効率的な資源配分」「費用対効果」という観点から、特に「歳出の削減」に重きをおいて行われてきた。	平成15年10月に策定した行政改革実施計画に基づく取組によって、市の行政改革が進んだ。 包括的予算配分システムが確立したことで、組織横断的な議論の下での予算編成が定着しつつある。 積極的な市債の償還によって、財政の健全化が進みつつある。 人事評価に係る目標面談制度の導入によって、職員が系統立った組織目標を共有できるようになった。 事務事業評価等への取組によって、経費の節減が進んだ。
今後の公共サービスの展開について、市民も含めた合意形成を進める必要がある。	効率的、効果的な施設運営や業務のあり方を見直し、公共サービスの新しい担い手として、民間委託を推進している。 公の施設への指定管理者制度導入状況 各種情報システムの導入・再構築と全面的な経費の適正化が進んでいる。 市民参画及び協働推進の仕組みづくりを行い、市民活動の支援を推進している。	基幹業務システムのオープンシステム化やシステム運用管理のアウトソーシングによって、維持管理経費の節減が進んだ。 県下自治体との「兵庫県電子申請共同運営システム」の共同運用によって、住民の利便性を向上するとともに、電子申請システムの導入にかかる経費を削減した。 市民参画協働推進計画に基づき、推進の組織体制を整備した。

【2】施策への取組に対する総合的な評価（CHECK）

取組に対する部長級職員の評価		
評価者	評価の着眼点	評価結果
総務部長	人事評価制度について、課長級以上の職員に試行を行ったが、制度の導入までには至らなかった。	一部は取り組めた
行政経営担当部長	現在の行革計画では、基金依存の収支構造を10年間で改善させるプランが示されていない。 反面、人件費、アウトソーシング化、基幹業務システムの導入やオープン化による運用経費の見直し等、経常経費削減は一定効果を上げている。	一部は取り組めた
財務担当部長	要望の全てに応えられているわけではないが、事業を選択し毎年予算編成を行ってきたため。 各種財政指標を踏まえ、財政健全化を計画的に進めてきているため。	概ね取り組めた

【3】担当課による課題の認識と今後の取組方針（ACT）

担当課から見た施策上の課題	担当課が考える課題への取組
<p>早期に財政を健全化すること。 所管課自らが事務事業や予算の選択と集中に取り組めるよう庁内分権を進めること。 組織縦割りではなく、横断的な考え方で対応・政策形成を行うこと。 法改正，制度改正に対応できる職員配置とすること。 人材育成に係る実施項目の優先度を決定し，項目の具体化を図ること。 人材育成実施計画を策定し，時機に応じて内容を見直すこと。 職員負担の大きな行政評価業務を，その目的と手法に立ち戻り見直すこと。 人事評価制度の導入・定着に向けて，公平性・公正性・客観性など精度を上げ，全職員の理解を得ること。 情報システムの安全性及び信頼性を高めるとともに，業務効率と市民サービスを向上すること。 阪神広域行政圏協議会の廃止に備え，現在実施している事業の取扱と，今後の連携・情報交換のあり方について方向性を定めること。 雇用対策等により景気の浮揚を図ること。 市民参画事業を支える仕組みをつくること。</p>	<p>引き続き行政改革実施計画 62 項目について着実に実施する。 市民ニーズに対応しつつ長期財政収支見込の歳入（一般財源）に見合った歳出とするため，計画の採択にあたってはさらに慎重な議論を進める。 事務事業評価を事務事業の内容がわかりやすいものに見直すとともに，次期総合計画のスタートにあわせて施策評価を本格導入する。 人事評価制度の全面的な導入について，その必要性や活用方法等を職員に説明し，理解を求めていく。 地理情報の提供や電子収納の実施に関しては，社会情勢や近隣自治体の動向を見据えて継続的に検討する。 阪神広域行政圏協議会の事業については，平成 21 年度中に各主幹者会において検討・協議・見直しを行い，22 年度からは各主幹者会で事業を実施していく。</p>

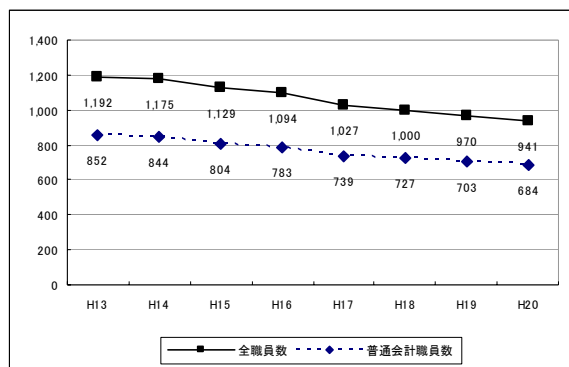
【4】部長級から見た総合的な課題（ACT）

部長級職員から見た総合的な課題	
総務部長	<p>【人事評価制度】 人事評価制度の定着化を図るため，公平性・公正性・客観性を担保するための評価基準の精度を上げる必要がある。</p> <p>【行政改革実施計画】 職員のモチベーションの維持，向上を図りながら，市民の理解の得られる改革に取り組んでいくこと。</p>
行政経営担当部長	<p>収支構造の改善は，悪化も含め時の経済情勢によるところもあるが，増大多様化する行政ニーズに要するコスト意識を持ち，将来的な経済変動も想定しながら，変動時には柔軟に対応可能な行革計画を策定・実施していく必要がある。</p>
財務担当部長	<p>全国の都市の平均を超えて高齢化が進んでいることをはじめとして本市自体が変わってきているため，同じやり方では持続的な市の経営ができなくなるおそれがある。何を維持し何を捨てるかを明確にすることや，行政改革に垣根を作らないようにしなければ効率的な市役所システムが確立しないと考える。</p> <p>具体的な課題として考えられるのは， 新規事業の提案時はもとより既存施策のスクラップを行うこと。 中期的な計画の実施について比較・検討すること。 市内の公共施設の配置，事務の実施形態を抜本的に見直し又は事務の共同処理を検討すること。</p>

【5】統計データ等の比較で見る状況の変化

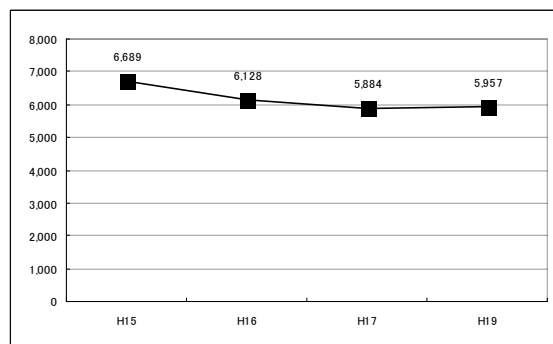
統計データ等の名称	傾向
市役所の職員数	減少
人件費の推移	横ばい
職員提案件数	増加 横ばい
一課一改善運動提出数	増加 減少
一般会計の市債残高	減少
一般会計決算収支（実質単年度収支）	-
一般会計の基金残高	増加
公の施設への指定管理者制度導入状況	増加 横ばい

市役所の職員数（人）



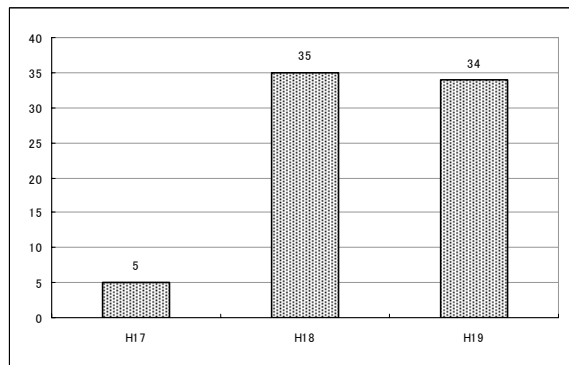
（各年事務報告書より）

人件費の推移（百万円）



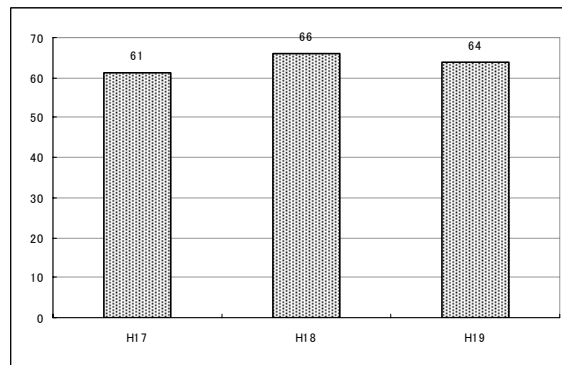
（各年事務事業評価報告書より）

職員提案件数（件）



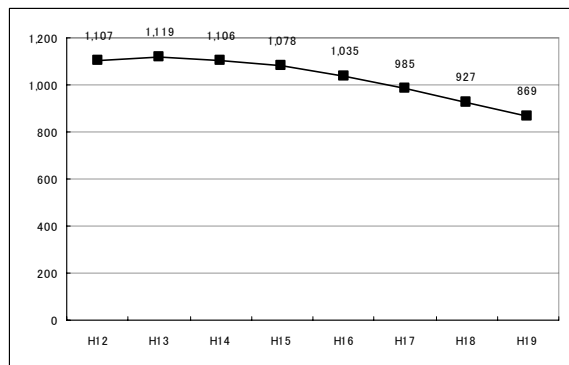
（各年事務報告書より）

一課一改善運動提出数（件）



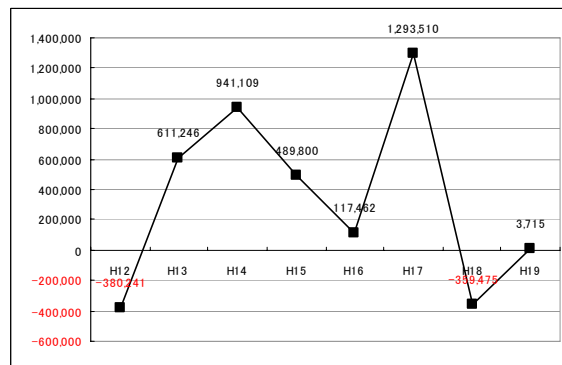
（各年事務報告書より）

一般会計の市債残高（億円）



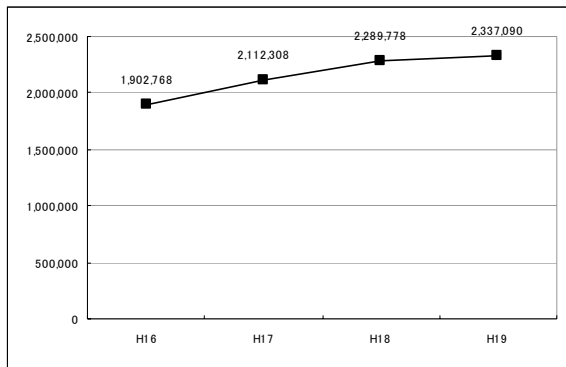
（平成20年財務統計より）

一般会計決算収支（実質単年度収支）（千円）



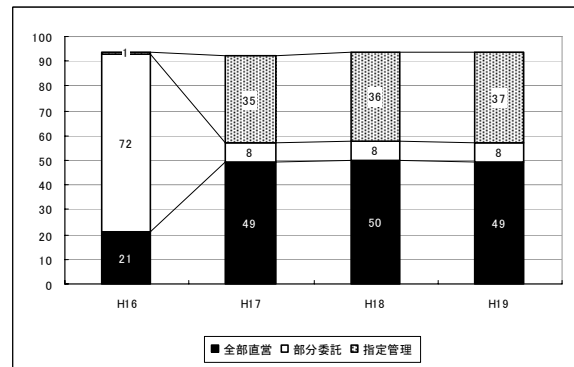
（平成20年財務統計より）

一般会計の基金残高（万円）



（平成 20 年財務統計より）

公の施設への指定管理者制度導入状況（％）



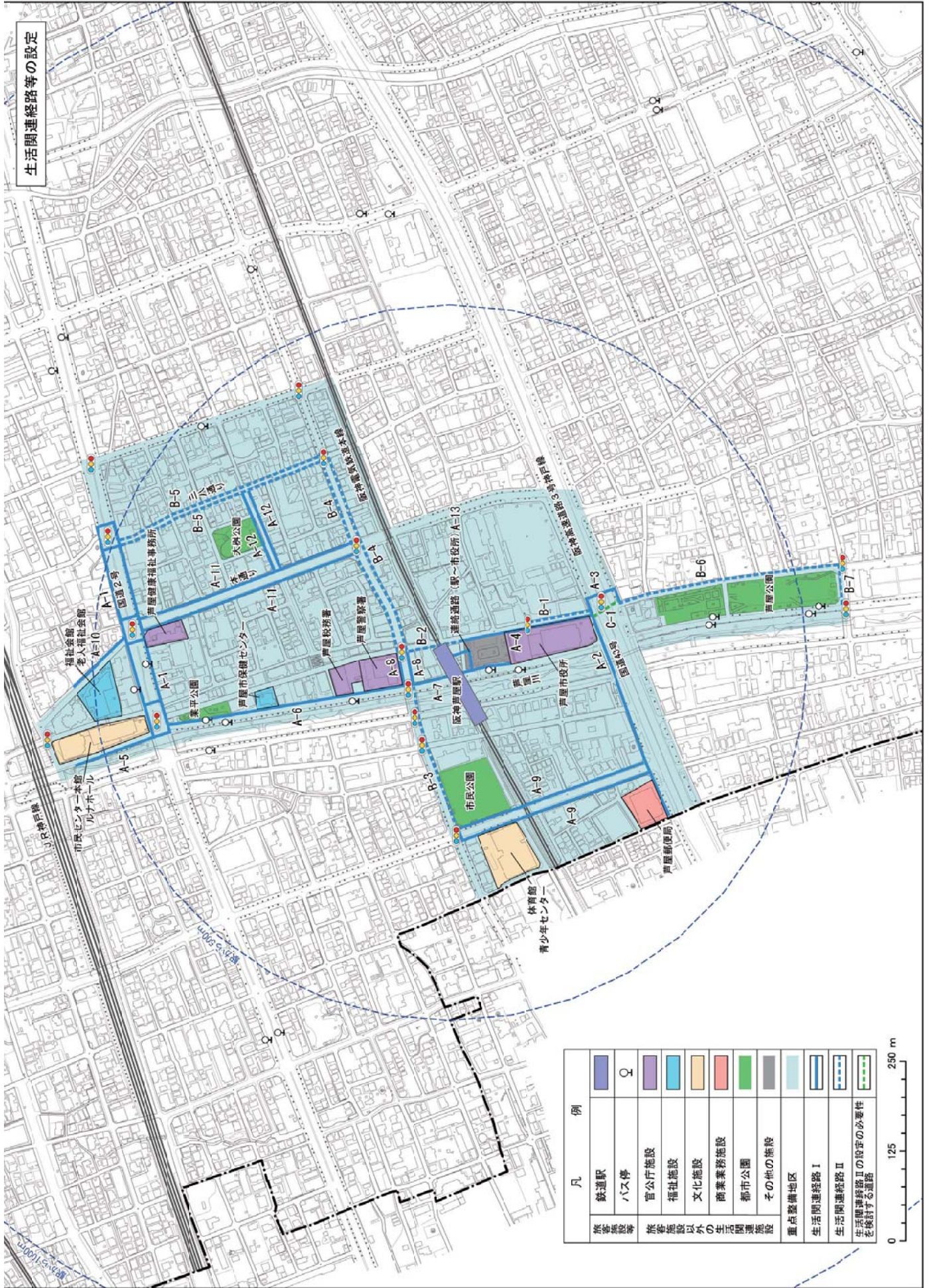
（行政経営課調べ）

潮声屋 現況・計画図

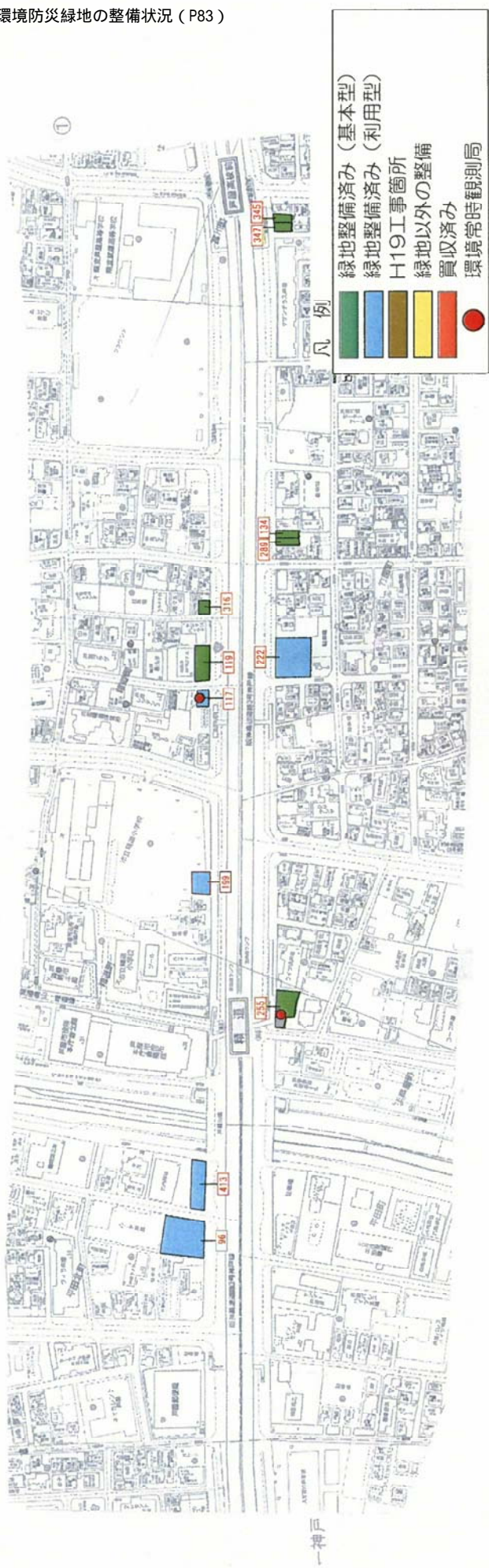
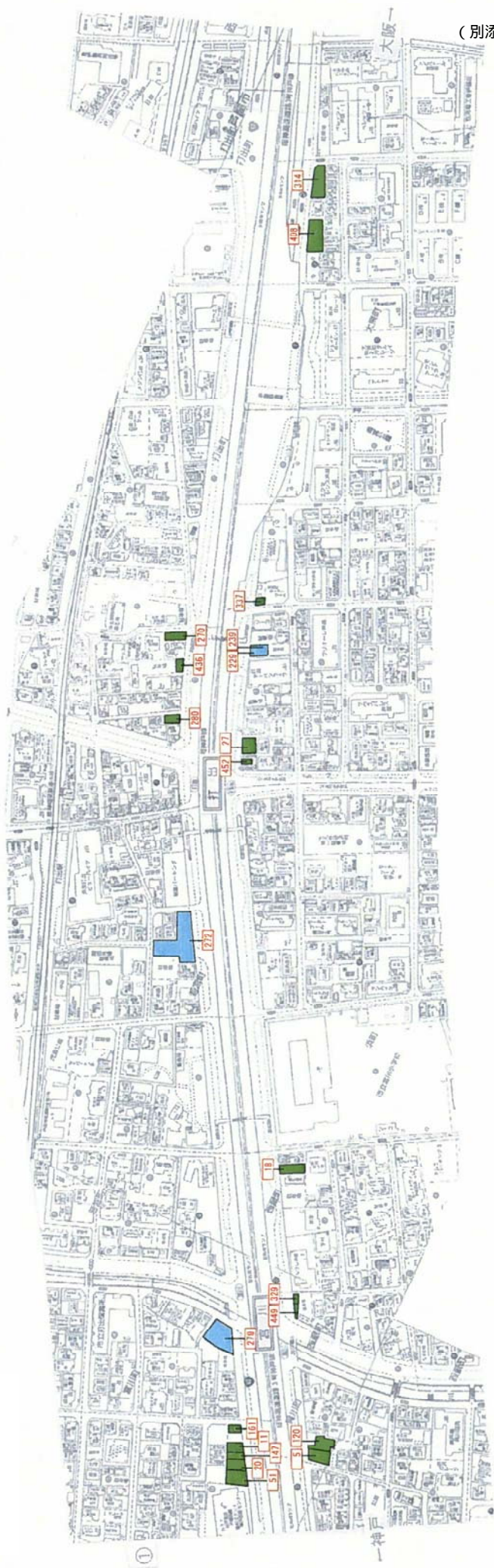
(要図) 現況・計画図 (P25, P78)



2008.11.20



交通バリアフリー基本構想より



- 凡例
- 緑地整備済み (基本型)
 - 緑地整備済み (利用型)
 - H19工事箇所
 - 緑地以外の整備
 - 費収済み
 - 環境常時観測局

平成19年4月末現在

第3次芦屋市総合計画の振り返り
(平成20年度末時点)

平成21年9月

発行 芦屋市総務部行政経営課
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
TEL (0797)38-2005
FAX (0797)31-4841